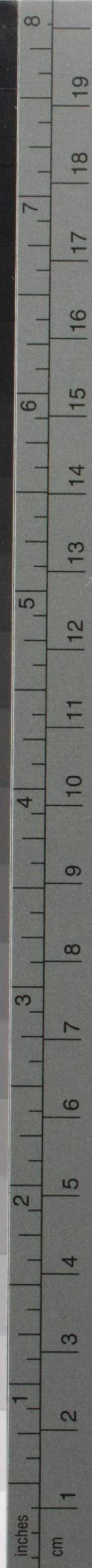


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



30

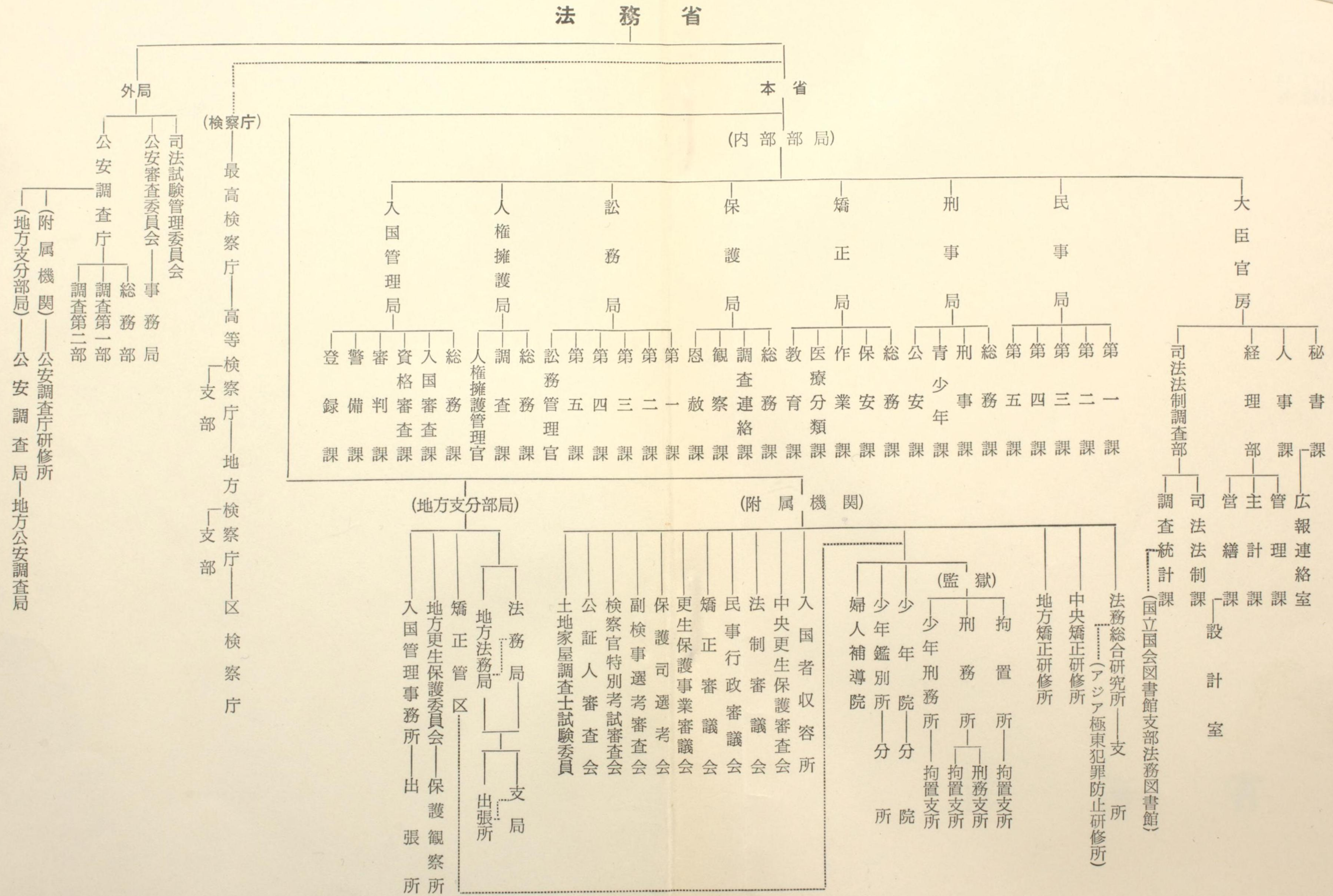
法務年鑑

昭和38年

法務省

法務省機構図

(昭和38年12月31日現在)



法務年鑑

昭和 38 年

法務省

分 317.23
H617r



656797

は し が き

1. この年鑑は、法務省の全機構について、昭和38年中（昭和38年1月1日から同年12月31日まで）における活動を概観する目的で編さんした。
2. 本年は法務省の機構の上に次のような変更があつた。
 - (1) 4月1日から、本省入国管理局に参事官1人をおいた（昭和38年4月1日政令第110号「法務省組織令の一部を改正する政令」）。
 - (2) 同日、官房秘書課の分掌事務にあらたに事務能率の増進に関する事項を加えた（昭和38年法務省令第36号「法務省組織規程の一部を改正する省令」）。
 - (3) 昭和38年7月10日法律第127号「法務省設置法の一部を改正する法律」をもつて、法務省の職員定数を310人増員して47,136人とし、同年4月1日から適用した。
 - (4) 昭和38年7月15日法務省令第61号「法務省定員規則の一部を改正する省令」をもつて、法務省の諸部局ごとの職員配置定数を改め、同年4月1日から適用した。
 - (5) このほか諸部局・機関の組織の上における変更の主なものは、次のとおりである。
 - (i) 附属機関においては、(a) 3月30日から、川崎入国者収容所の名称及び所在地を「横浜入国者収容所」及び「横浜市」と改めた（昭和37年3月31日法律第54号「法務省設置法の一部を改正する法律」附則ただし書、昭和38年3月30日政令第68号「法務省設置法の一部を改正する法律中法務省設置法別表10の改正規定の施行期日を定める政令」、同日法務省令第33号「入国者収容所組織規程の一部を改正する省令」）。
 - (b) 4月1日から、法務総合研究所に専任の所長を置いた（昭和38年3月29日法務省令第26号「法務総合研究所組織規程の一部を改正する省令」）。
 - (c) 4月1日から、浦和、千葉、静岡、長崎各少年鑑別所に医務課を置いた（昭和38年3月28日法務省令第24号「少年院及び少年鑑別所組織規程の一部を改正する省令」）。
 - (ii) 地方支分部局においては、(a) 法務局・地方法務局出張所の名称変更を次のとおり行なつた。すなわち、(i) 水戸地方法務局管内では、3月1日から、「磯原」を「北茨城」、「北条」を「筑波」と（昭和38年2月25日法務省令第14号「法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令」）、(ii) 名古屋法務局管内では、9月1日から、「内海」を「南知多」、「知多横須賀」を「横須賀」、「幡豆一色」を「一色」、「大沼」を「下山」と（昭和38年法務省令第72号同上）、(iii) 岐阜地方法務局管内では、4月1日から「那加」を「各務原」と（昭和38年3月25

日法務省令第23号同上), (iv)盛岡地方法務局管内では、1月14日から「藤根」を「和賀」と(昭和38年1月12日法務省令第3号同上),また、12月1日から「日詰」を「紫波」と(昭和38年11月30日法務省令第88号同上),それぞれ名称を変更した。なお、昭和38年12月20日法務省令第91号をもつて、新潟地方法務局管内の「下船渡」を「津南」と改めたが、本令の施行は昭和39年1月1日と定められた。(b)7月1日から、保護観察所における職員の駐在制度を拡充して、東京、静岡、神戸、名古屋、福岡、長崎及び鹿児島各保護観察所にも及びし、駐在職員の事務の範囲を定めた(昭和38年7月1日法務省令第58号「保護観察所組織規程の一部を改正する省令」)。(c)7月10日から、あらたに入国管理事務所の出張所を和歌山県海草郡下津町、松山市、倉敷市及び泊市に設けた(昭和38年7月10日法律第127号「法務省設置法の一部を改正する法律」)。

(v) 外局においては、4月1日から、あらたに中部、九州及び北海道各公安調査局に部制をしいた(昭和38年3月30日法務省令第30号「公安調査庁組織規程の一部を改正する省令」)。

(vi) 検察庁においては、簡易裁判所の名称変更に伴い、(a)6月1日から「日下部」(甲府地方検察庁管内)、石動(富山地方検察庁管内)両区検察庁の名称を「山梨」、「小矢部」とそれぞれ改め、かつ、これに伴う各管轄区域の表示を改めた(昭和38年5月24日政令第170号「最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令」)。(b)北九州市の合併に伴い、6月1日から福岡地方検察庁小倉支部の所在地の表示を改めた(昭和38年5月24日法務省令第49号「地方検察庁支部設置規則の一部を改正する省令」)。

3. 編さんのために、各方面から寄せられた御協力に対し、深く謝意を表するとともに、遠慮のない御批判をお願いする次第である。

昭和39年8月

法務大臣官房司法法制調査部

目次

法務省機構図(昭和38年12月31日現在) 巻頭見返し

組 織 (基本法令)

法務省設置法	1
法務省組織令	8
法務省組織規程	21
法務省定員規則	23

会 計

1. 予 算	25
(1) 法務省所管 昭和39年度政府職員予算定員及び俸給額表	25
1. 法務本省	25
2. 法務総合研究所	27
3. 法 務 局	28
4. 検 察 庁	29
5. 矯 正 官 署	32
6. 更生保護官署	37
7. 地方入国管理官署	38
8. 公安審査委員会	39
9. 公安調査庁	40
(2) 法務省主管 昭和39年度一般会計歳入予算額	41
(3) 法務省所管 昭和39年度歳出予算項目別表	42
2. 財 産	55
昭和37年度法務省所管組織別国有財産現在額表	55

業務の概況

本省

I. 内部部局.....57

(1) 大臣官房.....57

秘書課 1. 公文書の接受その他.....57

 2. 会 同.....57

(広報連絡室) 1. 広報事務.....57

 2. 渉外連絡事務.....58

人事課 1. 定員関係.....61

 2. 給与関係.....62

 3. 恩給・長期給付・災害補償関係.....62

 4. 任用関係取扱数.....63

 5. 職員の表彰取扱件数.....64

 6. 懲戒事件等取扱件数.....64

 7. 職員の営利企業等への就職及び兼業について.....64

 8. レクリエーション業務.....64

検察官適格審査会.....65

経理部(管理課・主計課・管繕課一設計室).....65

 1. 昭和39年度予算の編成.....65

 2. 昭和39年度予算の概要.....66

 3. 昭和38年度補正予算の編成.....67

 4. 昭和38年度予算の執行.....68

 5. 昭和38年度管繕工事実施大綱.....69

司法法制調査部.....70

司法法制課 1. 司法制度に関する法令案の作成.....70

 2. 司法制度及び法務に関する調査研究.....72

 (1) 調査研究.....72

 (2) 翻 訳.....72

 3. 法令及び判例の収集及び整備並びに法令集等の
編さん及び刊行.....72

 4. 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集.....73

 A級関係資料の収集・整備状況.....74

 BC級関係資料の収集・整備状況.....75

 5. 続司法沿革誌の編さん.....75

調査統計課 1. 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、
編さん及び刊行.....76

 2. 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項.....76

 3. 法務に関する統計の整備、改善及び企画.....76

 刊行統計書.....76

[法務図書館(国立国会図書館支部法務図書館)].....77

 1. 図書資料の収集.....77

 (1) 図書資料数.....77

 (2) 図書資料受入れ数.....77

 (3) 庁用図書資料配布冊数.....78

 2. 図書資料の整理冊数.....78

 3. 管理業務(図書資料の閲覧及び貸出し).....78

 4. 考査業務.....79

 5. 国立国会図書館中央館との連絡業務等.....79

(2) 民事局.....81

 法令立案・会同・戸籍吏員等の表彰・外国出張.....81

 第一課 1. 公証に関する事項.....82

 2. 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調
査士試験委員に関する事項.....82

 3. 法務局及び地方法務局に関する事項.....82

 4. 登記・戸籍・公証の管轄に関する事務.....83

 5. 刊 行 物.....83

 第二課 1. 戸籍事務に関する事項.....83

 2. 住民登録に関する事項.....84

 3. 文教及び厚生に関する民事に関する事項.....84

 第三課 1. 不動産登記その他の登記に関する事項.....84

 2. 家屋台帳に関する事項.....85

 3. 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項.....85

 司法書士員数.....86

 土地家屋調査士員数.....87

 4. 不動産登記事務合理化方策研究会同(ブロック).....88

 5. 外事及び農林に関する民事に関する事項.....88

 第四課 1. 商事に関する事項.....88

 2. 非訟事件に関する事項.....89

 3. 商業登記に関する事項.....89

 登記課長ブロック会同の実施.....89

 4. 法人の登記に関する事項.....89

	5. 供託に関する事項	89
	供託所の一部廃止と供託所の現在数	89
	6. 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項	90
第 五 課	1. 国籍に関する事項	90
	2. 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項	90
	3. 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事項	91
参 事 官		91
(3) 刑 事 局		93
	会同・主な審議法案	93
総 務 課	1. 検察庁の組織運営関係	96
	交通切符制度の運営状況	96
	2. 検務事務関係	96
	3. 死刑執行命令関係	97
	4. 条 約 関 係	97
	5. 検察審査会関係	97
	6. 検察庁に関する国家賠償請求事件	98
	7. 司法警察関係	98
	特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況	98
	司法警察職員の教養訓練	99
	8. 検察庁予算関係	99
	9. 被疑者補償関係	100
	10. 検察月報、検察資料関係	100
刑 事 課	1. 一 般 刑 事	101
	新規受理被疑事件の概況	101
	2. 公務員犯罪関係	101
	3. 補助金関係	102
	4. 選 挙 関 係	102
	(1) 統一地方選挙	102
	(2) 衆議院議員総選挙	103
	5. 外 事 関 係	104
	(1) 外国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪	104
	(2) 一般外国人の犯罪	104
	6. 財政経済関係	105
青 少 年 課	1. 少 年 関 係	106
	(1) 概況	106
	(2) 検察庁の受理処理状況	106
	(3) 特異事件	108

	(4) 交通違反少年の実態調査	108
	(5) 少年法制関係	109
	2. 麻薬・覚せい剤関係	109
	(1) 麻薬関係	109
	(2) 覚せい剤関係	110
	(3) 麻薬取締法等の改正	111
	3. 風 紀 関 係	111
	(1) 売春防止法関係	111
	(2) 婦女の福祉に関係ある犯罪事件	112
	(3) 売春防止法の改正問題	112
公 安 課	1. 公 安 事 件	112
	2. 労 働 事 件	113
参 事 官	1. 刑法の改正	113
	2. 暴力行為等処罰ニ関スル法律等の一部改正	114
	3. 誘拐罪関係法規の立案	114
	4. 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する 応急措置法の制定	114
(4) 矯 正 局		116
	会同・協議会	116
総 務 課	1. 矯正職員の人事に関する事項	117
	2. 矯正に関する法令案の作成	117
	3. 矯正施設の巡閲・監査	117
保 安 課	1. 矯正施設の纪律維持及び保安	118
	矯正施設事故発生状況(別表1)	120
	2. 被収容者の拘禁及び処遇	119
	矯正施設の数及び収容状況(別表2)	120
	矯正施設新収容者数累年比較(別表3)	121
	矯正管区別収容比率(別表4)	121
	本省指定による管外移送人員(別表5)	121
	3. 刑務官服制の一部改正	119
	4. 訟務担当者の配置	119
	5. 職員のほう賞	120
作 業 課	1. 刑務所の経費と作業収入	122
	2. 作業製品需要先別	123
	3. 職業訓練実施状況	123
	4. 資格又は免許取得状況	124
医 療 分 類 課	1. 保 健 医 療	125

	死亡・刑(勾留)執行停止状況(別表1).....	126
	伝染病発生状況(別表2).....	127
2.	分類鑑別.....	128
(1)	刑務所関係.....	128
	分類級別施設数(別表1).....	128
	管区別分類級別取扱人員(別表2).....	129
	受刑者分類級別精神状況調(別表3).....	130
	受刑者分類級別処遇難易調(別表4).....	131
(2)	保護少年関係.....	128
	少年鑑別所鑑別終了人員(別表5).....	132
	鑑別少年精神状況(別表6).....	132
	少年院在院者知能指数調(別表7).....	132
	少年院在院者精神状況調(別表8).....	133
	少年院在院者の処遇難易調(別表9).....	134
3.	給養改善状況.....	135
	副食栄養比較表.....	135
4.	指紋事務.....	137
	取扱件数最近10年比較表.....	137
	指紋対照及び前科発見最近10年比較表.....	138
教 育 課	1. 教科教育.....	139
	2. 職業教育.....	139
	3. 資格又は免許の取得状況.....	140
	4. 通信教育受講状況.....	140
	5. 篤志面接委員活動状況.....	141
	6. 教育行事実施状況.....	142
参 事 官	143
(法規室)	1. 矯正に関する基本法令案の作成.....	143
	(1) 監獄法の改正準備.....	143
	(2) 刑法の改正準備草案の検討.....	143
	(3) 少年院法等の改正問題点の検討その他.....	143
	2. 矯正法令の解釈・運用・調査等.....	143
	3. 各国矯正制度に関する資料の収集、整理及び保存.....	143
(事参官室)	1. 重要な矯正行政についての企画立案.....	143
	2. その他.....	144
(5) 保 護 局	145
会 同	145
総 務 課	1. 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理.....	145

	2. 更生保護に関する一般企及画び法令案の作成.....	145
	3. 保護司、更生保護会職員及び更生保護事業に従事する者の表彰.....	146
調 査 連 絡 課	1. 更生保護に関する調査研究及び資料の整備.....	147
	2. 地方別保護司研修の実施.....	148
	3. 社会を明るくする運動.....	149
	4. 保護司及び保護区ごとの保護司の定数の一部改正.....	151
	5. 全国更生保護大会の開催.....	151
	6. 更生保護会関係.....	151
	直接保護事業を営む更生保護会の地方別分布状況.....	152
観 察 課	1. 仮釈放制度の適切な運営を検討するための実験.....	155
	2. 保護観察の充実強化の方策を検討するための実験及びその結果の検討.....	156
	3. 保護観察官の駐在にともなう事件関係事務の取扱いの特殊化.....	156
	4. 交通違反少年に関する特別調査.....	156
	5. 保護観察官が作成する調査書類の様式の統一化.....	156
	6. 保護観察及び刑の執行終了者等の更生保護に関する実態調査.....	157
	7. 法令の解釈・運用の統一、仮釈放及び保護観察事件の事務処理に関する具体的行政指導の実施.....	157
	8. 審査請求事件事務.....	157
恩 赦 課	1. 常時恩赦.....	157
	2. 出願期間短縮.....	159
	3. 常時恩赦事例集の作成.....	159
参 事 官	1. 犯罪者予防更生法等の改正問題点の検討.....	159
	2. 更生保護事業関係省令の改正.....	159
(6) 訟 務 局 (第一課～第五課・訟務管理官).....	160	
	概況・会同・刊行物.....	160
	特 異 事 件.....	160
	1. 新たに提起された事件(民事・行政・税務事件).....	160
	2. 判決等によつて終了した事件(民事・行政・税務事件).....	164
	訟務事件受理・既済・未済件数及び前年との比較(別表1).....	175
	申立準備事件実施件数並びに単独及び下級庁と共同事件の処理期間別件数(別表2).....	176
	本訴実施事件担当別件数(別表3).....	177
	本訴単独及び下級庁と共同実施事件審級別・同既済事件の審理期間別	

件数(第一審・第二審・第三審)(別表4, 5, 6)	178
同 種類別件数並びに判決数及び結果別相手方数(民事・行政・ 税務)(別表7)	181
保全処分申請事件実施件数(別表8)	183
支払命令事件実施件数(別表9)	184
調停事件実施件数(別表10)	184
即決和解事件実施件数(別表11)	185
強制執行等事件実施件数(別表12)	186
執行停止その他事件実施件数(別表13)	187
単独及び下級庁と共同実施事件所管庁別件数(別表14)	188
指揮事件件数(別表15)	189
法律意見照会事件件数(別表16)	189
事件協力回数(別表17)	189
法務局及び地方法務局別争訟事件の実施件数(別表18)	190
(7) 人権擁護局	195
会 同	195
総務課 1. 人権擁護委員の現況	195
2. 人権擁護委員の活動状況	196
3. 人権擁護委員の表彰	197
4. 刊 行 物	197
調査課 1. 人権侵犯事件の傾向	198
2. 人権侵犯事件統計	200
公務員の職務執行に伴う侵犯事件	200
その他侵犯事件	202
人権擁護管理官 1. 啓発活動行事	204
2. 貧困者の訴訟援助	204
3. 国連に対するレポートの提出	204
(8) 入国管理局	205
概況・会同	205
総務課 1. 出入国の管理に関する一般的企画	207
2. 出入国の管理に関する法令案の作成	207
3. 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集	208
4. 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項	208
5. 刊 行 物	208
入国審査課 1. 外国人の上陸の審査及び許可	208
2. 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国	209
北鮮帰還協定による出国者数	209

3. 査証の事前審査及び仮入国審査状況	209
資格審査課 1. 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間 の更新	214
2. 外国人の永住許可	215
3. 外国人の再入国の許可	215
審判課 1. 違反審査	215
2. 収容令書及び退去強制令書の発付	216
3. 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理 及び異議の申出	216
4. 通報者に対する報償金の交付	217
5. 出入国管理に関する行政訴訟及び人身保護請求事件	218
警備課 1. 違反調査に関する事項	218
(1) 不法入国状況	218
(2) 違反調査の特異事件及び違反調査の処理状況	219
2. 収容令書及び退去強制令書の執行	219
(1) 収容状況	220
(2) 送還状況	221
3. 入国者収容所、収容場その他の施設の警備及び 被収容者の仮放免並びに処遇	221
4. 保証金の納付、返還及び没取	222
登録課 外国人の登録に関する事項	222
年別・主要都道府県別外国人登録人員数	223
II. 附 属 機 関	225
(1) 法務総合研究所	225
研究部門(研究第一部・研究第二部)	225
研修部門(研修第一部・研修第二部・研修第三部)	225
法務研究研究題目及び研究員	225
検察研究 調査委託研究題目及び研究員	226
国際連合研修協力部(アジア極東犯罪防止研修所)	228
国際研修	228
調査研究	229
刊 行 物	230
(2) 矯正研修所	231
中央矯正研修所	231
地方矯正研修所	232
地方矯正研修所所在地及び各業務実施状況	232
(3) 監 獄	235

刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	235
刑務所の名称及び所在地	235
少年刑務所の名称及び所在地	237
拘置所の名称及び所在地	238
(4) 少年院及び少年鑑別所	238
少年院及び少年鑑別所の数	238
少年院の名称及び所在地	238
少年鑑別所の名称及び所在地	240
(5) 婦人補導院	241
婦人補導院の数	241
婦人補導院の名称及び所在地	241
(6) 入国者収容所	242
入国者収容所の名称及び所在地	242
(7) 中央更生保護審査会	242
(8) 法制審議会	242
昭和38年中に調査審議の諮問事項及び審査結果	243
総会	244
暴力行為等処罰ニ関スル法律の一部を改正する法律案要綱	244
部会	244
(9) 民事行政審議会	245
(10) 矯正審議会	246
(11) 更生保護事業審議会	246
(12) 保護司選考会	246
(13) 副検事選考審査会	248
(14) 検察官特別考試審査会	248
(15) 公証人審査会	248
(16) 土地家屋調査士試験委員	248
III. 地方支分部局	249
(1) 法務局及び地方法務局	249
法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	249
法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数	252
戸籍・住民登録事件表	262
登記事件表	264
土地台帳及び家屋台帳事務取扱数	266
供託金年計表	268

供託有価証券年計表	270
(2) 矯正管区	272
矯正管区の名称、所在地及び管轄区域	272
(3) 地方更生保護委員会	273
地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域	273
仮釈放・仮出獄取扱事件等の受理及び処理人員	274
(4) 保護観察所	276
保護観察所の名称、所在地及び管轄区域	276
保護司依嘱解嘱状況調	278
保護観察事件の受理及び処理人員(種類別・庁別)	280
(5) 入国管理事務所	285
入国管理事務所及び同出張所所在地	285
出入国港指定一覧表	287

外 局

(1) 司法試験管理委員会	289
(2) 公安審査委員会	289
(3) 公安調査庁	290

検 察 庁

1. 検察庁の組織及び職員	291
(1) 検察庁の組織	291
(イ) 検察庁の数	291
(ロ) 検察庁の名称及び所在地	291
最高検察庁	291
高等検察庁及び同支部	291
地方検察庁及び同支部	292
区検察庁	293
(2) 検察官定員沿革	299
(3) 検察庁職員数	301
(4) 検察官の俸給	302
(5) 検察事件総数と検察官定員との比照累年比較	303
2. 検察事件統計表	306
(1) 被疑事件の受理の累年比較	306
(2) 被疑事件の起訴の累年比較	308
(3) 被疑事件の受理及び処理状況	310

(イ) 全被疑事件の罪名別	310
(ロ) 全被疑事件の検察庁管内別	314
(ハ) 外国人(朝鮮人を除く)の被疑事件の罪名別	318
(ニ) 朝鮮人の被疑事件の罪名別	322
(ホ) 少年の被疑事件(少年法第20条の規定により家庭裁判所から送致されたものを除く)の罪名別	324
(ヘ) 少年の被疑事件(少年法第20条の規定により家庭裁判所から送致されたもののみ)の罪名別	326

付 録

1. 昭和38年公布法務省主管法律題・件名一覧	1
2. 昭和38年公布法務省主管政令題・件名一覧	1
3. 昭和38年公布法務省令題・件名一覧	2
4. 昭和38年主要訓令題・件名一覧	6
5. 昭和38年主要通達件名一覧	7
6. 昭和38年法務省主要行事及び催物等一覧	19
7. 昭和38年法務省主要人事	23
法務省専用電信系統図	28

法 務 省 機 構 図 (昭和38年1月1日現在) 巻末見返し

組 織

(基本法令)

法務省設置法 (昭和22年12月17日法律第193号(法務庁) 昭和24年5月31日法律第136号(法務府) 昭和27年7月31日法律第268号(法務省))

本文 昭和38年12月31日現在

法務庁設置法をここに公布する。

法務省設置法

第1条 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づいて、法務省を設置する。

② 法務省の長は、法務大臣とする。

第2条 法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 1 検察に関する事項
- 2 行刑に関する事項
- 3 恩赦及び更生保護に関する事項
- 4 国の利害に関係のある争訟に関する事項
- 5 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
- 6 人権の擁護に関する事項
- 7 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
- 8 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- 9 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
- 10 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に関する事項
- 11 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

第3条 法務省に、大臣官房及び左の7局を置く。

民事局

刑事局

矯正局

保護局

訟務局

人権擁護局

入国管理局

② 大臣官房に経理部及び司法法制調査部を置く。

第4条 訟務局及び入国管理局に、次長各1人を置く。

② 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第5条 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
- 2 機密に関する事項
- 3 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 所管行政の考査に関する事項
- 6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- 7 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 8 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- 9 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- 10 渉外事務に関する事項
- 11 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
- 12 司法試験に関する事項
- 13 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- 14 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
- 15 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
- 16 管繕に関する事項
- 17 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
- 18 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項
- 19 法務に関する統計に関する事項
- 20 法制審議会に関する事項
- 21 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

② 経理部においては、前項第13号乃至第16号の事務を掌る。

③ 司法法制調査部においては、第1項第17号から第21号までの事務を掌る。

第6条 民事局においては、左の事務を掌る。

- 1 国籍に関する事項
- 2 戸籍に関する事項
- 3 住民登録に関する事項
- 4 登記に関する事項
- 5 供託に関する事項
- 6 公証に関する事項
- 7 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 8 民事に関する法令案の作成に関する事項
- 9 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第7条 刑事局においては、左の事務を掌る。

- 1 検察事務及び検察庁に関する事項
- 2 犯罪人の引渡に関する事項
- 3 犯罪捜査の科学研究に関する事項
- 4 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 5 刑事に関する法令案の作成に関する事項
- 6 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

第8条 矯正局においては、左の事務を掌る。

- 1 犯罪人に対する刑及び拘留の執行その他行刑に関する事項
- 2 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に関する事項
- 3 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 4 犯罪人の指紋に関する事項
- 5 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- 6 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）により監置に処せられた者に関する事項

第9条 保護局においては、左の事務を掌る。

- 1 恩赦に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 保護観察に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 6 保護司及び更生保護事業に関する事項
- 7 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 8 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの

第10条 訟務局においては、左の事務を掌る。

- 1 民事に関する争訟に関する事項
- 2 行政に関する争訟に関する事項

第11条 人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- 1 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項

第11条の2 入国管理局においては、左の事務を掌る。

- 1 出入国の管理に関する事項
- 2 本邦における外国人の在留に関する事項
- 3 外国人の登録に関する事項
- 4 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

第11条の3 第5条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。

第11条の4 刑事政策に関する総合的な調査研究を行い、法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行ない、並びに第2条第10号に規定する研修、研究及び調査を行なう機関として、法務大臣の管理に属する法務総合研究所を置く。

- ② 法務総合研究所は、これを東京都に置く。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、法務総合研究所の支所を置くことができる。
- ④ 法務総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第12条 矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

- ② 中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置は、別表1の通りとする。
- ③ 中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条 法務大臣の監督の下に、別表2の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

- ② 前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令でこれを定める。

第13条の2 法務大臣の管理の下に、第6条第1号乃至第7号、第10条及び第11条の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

- ② 法務大臣は、法務局長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。
- ③ 法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表3の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。
- ④ 法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。
- ⑤ 法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務省令でこれを定める。
- ⑥ 法務大臣は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。
- ⑦ 支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令でこれを定める。
- ⑧ 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第1項又は第6項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第13条の3 法務大臣の管理の下に、監獄法（明治41年法律第28号）第1条第1項の規定による監獄を置く。

- ② 監獄の名称及び位置は、別表4の通りとする。

③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

④ 監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の4 少年院及び少年鑑別所については、少年院法（昭和23年法律第169号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表5の通りとする。

- ② 法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。
- ③ 少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の5 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第1条の規定による婦人補導院を置く。

- ② 婦人補導院の名称及び位置は、別表6の通りとする。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。
- ④ 婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第13条の6 矯正局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切なる運営管理を図るため、法務大臣の管理に属する矯正管区を置く。

- ② 矯正管区の名称、位置及び管轄区域は、別表7の通りとする。
- ③ 矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の7 削除

第13条の8 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第3条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

- ② 中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第13条の9 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第12条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

- ② 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表8の通りとする。
- ③ 前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。
- ④ 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第18条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。
- ⑤ 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表9の通りとする。
- ⑥ 法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。
- ⑦ 保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の10 出入国管理令（昭和26年政令第319号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

② 入国者収容所の名称及び位置は、別表10の通りとする。

③ 入国者収容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の11 法務大臣の管理の下に、第11条の2第1号及び第2号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

② 入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表11の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表12の通りとする。

③ 入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の12 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

第13条の13 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和24年法律第140号）の定めるところによる。

第13条の14 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）の定めるところによる。

第13条の15 公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）の定めるところによる。

第13条の16 法務省及びその所管各庁に置かれる職員については、他の法律に特別の定めのある場合を除く外、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところによる。

第13条の17 法務省の国家行政組織法第19条第1項の定員は、法務大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本省	45,311人	うち10,901人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	—	
公安審査委員会	10人	
公安調査庁	1,815人	
合 計	47,136人	

(昭38法127・一部改正)

附 則 〔省略〕

(別表) 1 〔省略〕 本省の部 II. 附属機関——矯正研修所の項 231 頁参照

(別表) 2

種 類	目 的
法 制 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。
民 事 行 政 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。

矯 正 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。
更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保 護 司 選 考 会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。
副 検 事 選 考 審 査 会	検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条第2項の規定に基き、副検事の選考に関する事務を行うこと。
検 察 官 特 別 考 試 審 査 会	検察庁法第18条第3項に規定する検察官の特別考試を行うこと。
公 証 人 審 査 会	公証人法（明治41年法律第53号）に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
土地家屋調査士試験委員	土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

(別表) 3 〔省略〕 本省の部 III. 地方支分部局——法務局及び地方法務局の項 249 頁参照

(別表) 4 同 同 II. 附 属 機 関——監獄の項 235 頁参照

(別表) 5 同 同 同 同 ——少年院及び少年鑑別所の項 238 頁参照

(別表) 6 同 同 同 同 ——婦人補導院の項 241 頁参照

(別表) 7 同 同 III. 地方支分部局——矯正管区の項 272 頁参照

(別表) 8 同 同 同 同 ——地方更生保護委員会の項 273 頁参照

(別表) 9 同 同 同 同 ——保護観察所の項 276 頁参照

(別表) 10 同 同 II. 附 属 機 関——入国者収容所の項 242 頁参照

(別表) 11 同 同 III. 地方支分部局——入国管理事務所の項 285 頁参照

(別表) 12 同 同 III. 地方支分部局——入国管理事務所の項 287 頁参照

本年中における改正
法務省設置法の一部を改正する法律

(昭和38年7月10日法律第127号)

法務省組織令 (昭和27年8月30日政令第384号)

本文 昭和38年12月31日現在

法務省組織令をここに公布する。

法務省組織令

内閣は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条第3項及び第4項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第1章 本省

- 第1節 大臣官房(第1条—第8条の4)
- 第2節 民事局(第9条—第15条)
- 第3節 刑事局(第16条—第20条)
- 第4節 矯正局(第21条—第27条の2)
- 第5節 保護局(第28条—第33条)
- 第6節 訟務局(第34条—第41条)
- 第7節 人権擁護局(第42条—第45条)
- 第8節 入国管理局(第46条—第52条の2)

第2章 外局

- 第1節 公安審査委員会の事務局(第52条の3)
- 第2節 公安調査庁(第53条—第69条)

附則

第1章 本省

第1節 大臣官房

(大臣官房の分課)

第1条 大臣官房に、経理部及び司法法制調査部に置くものの外、次の2課を置く。

秘書課

人事課

2 経理部に次の3課を置く。

管理課

主計課

管繕課

3 司法法制調査部に次の2課を置く。

司法法制課

調査統計課

(秘書課)

第2条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
- 2 機密に関する事項
- 3 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 所管行政の考査に関する事項
- 6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- 7 公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存に関する事項
- 8 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- 9 本省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- 10 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項
- 11 公文書類の翻訳に関する事項
- 12 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項
(人事課)

第3条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員に関する事項
- 2 職員の任免、分限及び懲戒に関する事項
- 3 職員の試験及び選考に関する事項
- 4 職員の職階及び給与に関する事項
- 5 職員の人事記録に関する事項
- 6 職員の服務及び能率に関する事項
- 7 職員の研究及び研修に関する事項
- 8 栄典及び表彰に関する事項
- 9 恩給及び公務災害補償に関する事項
- 10 司法試験管理委員会に関する事項
- 11 検察官適格審査会、検察官特別考試審査会及び副検事選考審査会に関する事項
(所掌の課の定まらない事務)

第4条 大臣官房の所掌に属する事務(経理部及び司法法制調査部の所掌に属する事務を除く。)で、前2条の規定により所掌の課が定まらないものは、法務大臣の定めるところにより、秘書課又は人事課がつかさどる。

(管理課)

第5条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 本省の歳入徴収に関する事項
- 2 本省の支出に関する事項
- 3 本省の物品会計に関する事項
- 4 共済組合に関する事項
- 5 職員の厚生に関する事項
- 6 庁内の警備及び保安に関する事項

- 7 運輸に関する事項
- 8 経理部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの
(主計課)

第6条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 2 会計の監査に関する事項

(営繕課)

第7条 営繕課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 営繕の企画及び経理計画に関する事項
- 2 営繕工事の設計及び実施に関する事項
- 3 本省及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
- 4 電気通信施設に関する事項

(司法法制課)

第8条 司法法制課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
- 2 司法制度及び法務に関する資料の調査研究に関する事項
- 3 内外の法令及び判例の収集及び整備並びに法令集等の編さん及び刊行に関する事項
- 4 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集に関する事項
- 5 法制審議会に関する事項
- 6 司法法制調査部の所掌に係る事項で調査統計課の所掌に属しないもの

(調査統計課)

第8条の2 調査統計課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項
- 2 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項
- 3 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- 4 民事統計、刑事統計、矯正統計その他法務に関する統計に関する事項
- 5 統計資料の編さん及び刊行に関する事項

(参事官)

第8条の3 司法法制調査部に参事官3人を置く。

2 参事官は、命を受けて、次の事務に参画する。

- 1 司法制度に関する重要な法令案及び他の部局の所管に属しない重要な法令案の作成に関する事項
- 2 司法制度及び法務に関する重要な資料の調査研究に関する事項

(調査官)

第8条の4 大臣官房に調査官2人を置く。

2 調査官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

第2節 民事局

(民事局の分課)

第9条 民事局に次の5課を置く。

第一課

第二課

第三課

第四課

第五課

(第一課)

第10条 第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 公証に関する事項
- 2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- 3 民事局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(第二課)

第11条 第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 戸籍に関する事項
- 2 住民登録に関する事項
- 3 文教及び厚生に関する民事に関する事項

(第三課)

第12条 第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 不動産登記その他の登記に関する事項 (第四課の所掌に属するものを除く。)
- 2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 3 外事及び農林に関する民事に関する事項

(第四課)

第13条 第四課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 商事に関する事項
- 2 非訟事件に関する事項
- 3 商業登記に関する事項
- 4 法人の登記に関する事項
- 5 供託に関する事項
- 6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

(第五課)

第14条 第五課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 国籍に関する事項
- 2 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項
- 3 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) 附則第4項に規定する財産の管理及び処分に関する事項

(参事官)

第15条 民事局に参事官6人を置く。

2 参事官は、命を受けて、民事に関する重要な法令案の作成に関する事務に参画する。

第3節 刑事局

(刑事局の分課)

第16条 刑事局に次の4課を置く。

総務課

刑事課

青少年課

公安課

(総務課)

第17条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 検察庁の組織及び運営に関する事項
- 2 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 3 ファイル制による書類の分類整理方法の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事項
- 4 犯罪人の引渡に関する事項
- 5 刑の執行指揮に関する事項
- 6 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 7 刑事局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(刑事課)

第18条 刑事課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 一般刑事事件(少年の一般刑事事件を除く。)の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 財政経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(青少年課)

第18条の2 青少年課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 少年の一般刑事事件の検察及び青少年犯罪の予防に関する事項
- 2 少年法(昭和23年法律第168号)第37条第1項に掲げる罪に係る事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 3 麻薬関係事件及び覚せい剤関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 4 売春、人身売買その他風紀関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(公安課)

第19条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(参事官)

第20条 刑事局に参事官6人を置く。

2 参事官は、命を受けて、刑事に関する重要な法令案の作成に関する事務に参画する。

第4節 矯正局

(矯正局の分課)

第21条 矯正局に次の5課を置く。

総務課

保安課

作業課

医療分類課

教育課

(総務課)

第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 矯正(法延等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)の規定による監置の執行を含む。以下同じ。)に関する一般的企画に関する事項
- 2 矯正に関する人事、予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
- 3 矯正に関する法令案の作成に関する事項
- 4 矯正施設の巡閲及び調査に関する事項
- 5 矯正審議会に関する事項
- 6 矯正職員の研修及び福利に関する事項
- 7 局内の事務の総合調整に関する事項
- 8 矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

第23条 削除

(保安課)

第24条 保安課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の紀律、警備その他矯正施設の保安に関する事項
- 2 被収容者の収容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項
- 3 矯正職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

(作業課)

第25条 作業課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項
- 2 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

(医療分類課)

第26条 医療分類課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- 2 被収容者の鑑別、分類及び保護に関する事項
- 3 指紋その他個人識別に関する事項

(教育課)

第27条 教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項

2 被収容者の厚生及び教化に関する事項

(参事官)

第27条の2 矯正局に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、次の事務に参画する。

- 1 矯正に関する重要な法令案の作成に関する事項
- 2 重要な矯正行政についての調査研究に関する事項

第5節 保護局

(保護局の分課)

第28条 保護局に次の4課を置く。

総務課

調査連絡課

観察課

恩赦課

(総務課)

第29条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 2 更生保護に関する一般的企画に関する事項
- 3 更生保護に関する法令案の作成に関する事項
- 4 保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、更生保護事業審議会及び保護司選考会に関する事項
- 6 保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(調査連絡課)

第30条 調査連絡課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- 2 更生保護に関する資料の整備に関する事項
- 3 保護司の設置区域及び組織に関する事項
- 4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項
- 5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 6 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

(観察課)

第31条 観察課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 保護観察に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項
- 5 刑の執行終了者等の更生保護に関する事項

(恩赦課)

第32条 恩赦課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 恩赦制度の調査研究に関する事項
- 2 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- 3 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- 4 前科のまつ消に関する事項

(参事官)

第33条 保護局に参事官1人を置く。

2 参事官は、次の事務に参画する。

- 1 更生保護に関する重要な法令案の作成に関する事項
- 2 重要な更生保護行政についての調査研究に関する事項

第6節 訟務局

(訟務局の分課)

第34条 訟務局に次の5課及び訟務管理官1人を置く。

第一課

第二課

第三課

第四課

第五課

(第一課)

第35条 第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 国の債権に関する争訟に関する事項
- 2 国有財産に関する争訟に関する事項
- 3 国の利害に関係のある争訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
- 4 訟務局の所掌に係る事項で他の課及び訟務管理官の所掌に属しないもの

(第二課)

第36条 第二課においては、国家賠償その他国の債務に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第37条 第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 財政、金融、産業、経済、建設、運輸及び通信関係の行政に関する争訟に関する事項
- 2 農地関係の民事に関する争訟に関する事項

(第四課)

第33条 第四課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 法務、外事、文教、選挙、労働及び厚生関係の行政に関する争訟に関する事項
- 2 労働関係の民事に関する争訟に関する事項

(第五課)

第39条 第五課においては、国税の賦課処分に関する争訟に関する事務をつかさどる。
(訟務管理官)

第40条 訟務管理官は、国税の徴収に関する争訟に関する事務をつかさどる。
(所掌事務に関する特例)

第41条 訟務局の各課及び訟務管理官は、特に必要があるときは、訟務局長の定めるところにより、臨時に、訟務局の他の課及び訟務管理官の所掌に属する事務をつかさどることが出来る。

第7節 人権擁護局

(人権擁護局の分課)

第42条 人権擁護局に次の2課及び人権擁護管理官1人を置く。

総務課

調査課

(総務課)

第43条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 人権擁護に関する企画に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人権擁護局の所掌に係る事項で他の課及び人権擁護管理官の所掌に属しないもの

(調査課)

第44条 調査課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 人権侵犯事件の調査に関する事項
- 2 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項

(人権擁護管理官)

第45条 人権擁護管理官は、次の事務をつかさどる。

- 1 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
- 2 貧困者の訴訟援助に関する事項
- 3 自由人権思想の啓発活動に関する事項

第8節 入国管理局

(入国管理局の分課)

第46条 入国管理局に次の6課を置く。

総務課

入国審査課

資格審査課

審判課

警備課

登録課

(総務課)

第47条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- 2 出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項
- 3 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- 4 本邦における外国人の在留に関する一般的事項
- 5 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- 6 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
- 7 入国管理局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(昭38政110・一部改正)

(入国審査課)

第48条 入国審査課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項
- 2 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項
- 3 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項

(資格審査課)

第49条 資格審査課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新に関する事項
- 2 外国人の永住許可に関する事項
- 3 外国人の再入国の許可に関する事項

(審判課)

第50条 審判課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 違反審査に関する事項
- 2 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項
- 3 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- 4 通報者に対する報償金の交付に関する事項

(警備課)

第51条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 違反調査に関する事項
- 2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- 3 水難から救護された外国人の送還に関する事項
- 4 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する事項
- 5 保証金の納付、返還及び没取に関する事項
- 6 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項

(登録課)

第52条 登録課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 外国人の登録に関する事項

2 出入国及び外国人登録に関する記録の整理及び保管に関する事項
(参事官)

第52条の2 入国管理局に参事官1人を置く。

2 参事官は、命を受けて、入国管理局の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。
(昭38政110・追加)

第2章 外局

第1節 公安審査委員会の事務局

(調査官)

第52条の3 公安審査委員会の事務局に調査官1人を置く。

2 調査官は、破壊活動防止法の規定による処分の請求の審査に必要な調査に関する事務をつかさどる。

(昭38政110・旧第52条の2線下)

第2節 公安調査庁

(総務部の分課)

第53条 総務部に次の4課を置く。

総務課

職員課

資料課

審理課

(総務課)

第54条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 長官及び次長の官印並びに庁印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 4 各部の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 地方支分部局の一般的監督に関する事項
- 6 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事項
- 7 行政財産及び物品の管理に関する事項
- 8 総務部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(職員課)

第55条 職員課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員に関する事項
- 2 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項
- 3 職員の厚生及び教養に関する事項
- 4 所掌事務に関する一般的企画に関する事項
- 5 行政の考査及び監察に関する事項

(資料課)

第56条 資料課においては、所掌事務に関する内外の資料の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。

(審理課)

第57条 審理課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求に関する事項
- 2 所掌事務に関する法令の整備に関する事項

(参事官)

第57条の2 総務部に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。
(調査第一部の分課)

第58条 調査第一部に次の4課を置く。

第一課

第二課

第三課

第四課

(第一課)

第59条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第60条 削除

(第二課)

第61条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第62条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第63条 第四課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(参事官)

第63条の2 調査第一部に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、調査第一部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。
(調査第二部の分課)

第64条 調査第二部に次の3課を置く。

第一課

第二課

第三課

(第一課)

第65条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ、ハ、ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第66条 削除
(第二課)

第67条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)
第68条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(参事官)
第68条の2 調査第2部に参事官2人(うち1人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

2 参事官は、命を受けて、調査第二部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

(所掌事務に関する特例)

第69条 第41条の規定は、調査第一部及び調査第二部の各課に準用する。この場合において、同条の規定中「訟務局長」とあるのは、「調査第一部長」又は「調査第二部長」と読み替えるものとする。

附 則〔省略〕

本年中における改正
法務省組織令の一部を改正する政令

(昭和38年4月1日政令第110号)

法務省組織規程 (昭和27年8月30日法務省令第18号)

本文 昭和38年12月31日現在

法務省組織規程を次のように定める。

法務省組織規程

(この規程の趣旨)

第1条 法務省の内部組織は、法務省組織令(昭和27年政令第384号。以下「令」という。)に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

(秘書課の事務)

第2条 秘書課においては、令第2条に掲げる事務の外、左の事務をつかさどる。

- 1 本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項
- 2 事務能率の増進に関する事項
- 3 他の部局の所掌に属しない事項

(昭38法省令36・一部改正)

(広報連絡室)

第3条 秘書課に広報連絡室を置く。

2 広報連絡室においては、令第2条第8号から第12号までの事務をつかさどる。

(人事課の事務)

第4条 人事課においては、令第3条に掲げる事務の外、公証人、人権擁護委員及び保護司の身分に関する事務をつかさどる。

第5条及び第6条 削除

(設計室)

第6条の2 経理部営繕課に設計室を置く。

2 設計室においては、令第7条第2号の事務をつかさどる。

(民事局第一課の事務)

第7条 民事局第一課においては、令第10条に掲げる事務の外、法務局及び地方法務局に関する事務をつかさどる。

2 前項の事務で他の局の所掌事務と関連するものについては、その局と協議しなければならない。

第7条の2 削除

第8条 削除

(特別顧問)

第8条の2 法務省に特別顧問9人以内を置く。

2 法務省特別顧問は、法務省設置法(昭和22年法律第193号。以下「法」という。)第2条第9号に掲げる行政事務について、法務大臣の諮問に答え、又は法務大臣に意見を述べる。

3 法務省特別顧問は、非常勤とする。

(顧問及び参与)

第9条 司法法制調査部に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 司法法制調査部顧問は、令第8条第4号の事務について、部長の諮問に答え、又は部長に意見を述べる。

3 司法法制調査部参与は、令第8条第4号の事務について、部の事務に参与する。

4 司法法制調査部の顧問及び参与は、非常勤とする。

附 則 (省略)

本年中における改正

法務省組織規程の一部を改正する省令

(昭和38年4月1日法務省令第36号)

法務省定員規則 (昭和36年6月16日法務省令第24号)

本文 昭和38年12月31日現在

国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第22条の2の規定に基づき、法務省定員規則を次のように定める。

法務省定員規則

1 法務省の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局並びに検察庁の定員は、次のとおりとする。

本省

区 分	定 員	備 考	
内 部 部 局	大 臣 官 房	501人	事務次官1を含む。 うち344人は、経理部、69人は、司法法制調査部の定員とし、司法法制調査部の定員のうち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。
	民 事 局	62人	
	刑 事 局	62人	
	矯 正 局	41人	
	保 護 局	25人	
	訟 務 局	63人	
	人 権 擁 護 局	16人	
	入 国 管 理 局	215人	
計	985人		
附 属 機 関	法務総合研究所	109人	
	中央矯正研修所	29人	
	地方矯正研修所	1人	
	監 獄	16,806人	
	少 年 院	2,695人	
	少 年 鑑 別 所	1,153人	
	婦 人 補 導 院	75人	
	入 国 者 収 容 所	224人	
計	21,091人		
地 方 支 分 部 局	法務局及び地方法務局	9,794人	
	矯 正 管 区	240人	
	地方更生保護委員会	245人	
	保 護 観 察 所	978人	
	入 国 管 理 事 務 所	1,077人	
計	12,334人		
検 察 庁		10,901人	
合 計		45,311人	

司法試験管理委員会 (外局)

区	分	定員	備考
		一人	

公安審査委員会 (外局)

区	分	定員	備考
内部部局	事務局	10人	

公安調査庁 (外局)

区	分	定員	備考
内部部局	総務部	152人	長官1人, 次長1人を含む.
	調査第一部	160人	
	調査第二部	128人	
	計	440人	
附属機関	公安調査庁研修所	7人	
地方支分部局	公安調査局及び地方公安調査局	1,368人	
合計		1,815人	

(昭38法省令61・一部改正)

2 各地方矯正研修所, 各監獄, 各少年院, 各少年鑑別所, 各婦人補導院, 各入国者収容所, 各法務局, 各地方法務局, 各矯正管区, 各地方更生保護委員会, 各保護観察所, 各入国管理事務所, 各検察庁, 各公安調査局及び各地方公安調査局別の定員は, 前項に規定する当該附属機関又は地方支分部局別並びに検察庁の定員の範囲内において, 法務大臣又は外局長が別に定める.

附則〔省略〕

本年における改正

法務省定員規則の一部を改正する省令 (昭和38年7月15日法務省令第61号)

〔参考〕

◎ 国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 抄

第22条の2 各行政機関の各内部部局, 第8条の各機関及び各地方支分部局別の定員は, 当該行政機関の定員の範囲内において, それぞれ総理府令又は省令で定める. ただし法律に別段の定めのある場合は, この限りでない.

会 計

1. 予 算

(1) 法務省所管 昭和39年度政府職員予算定員及び俸給額表

法務省所管の昭和39年度における政府職員の予算定員及び俸給額は

特別職の職員	3人	4,308,000円
一般職の職員	47,722人 (内 566人 9箇月)	18,072,423,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	16,189人 (内 230人 9箇月)	5,037,404,000円
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの	2,300人	601,769,000円
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの	15,939人	6,075,099,000円
公安職俸給表(二)の適用を受けるもの	10,888人 (内 336人 9箇月)	4,356,457,000円
研究職俸給表の適用を受けるもの	19人	10,982,000円
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの	331人	208,002,000円
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの	92人	36,280,000円
医療職俸給表(三)の適用を受けるもの	135人	38,913,000円
検 察 官	1,829人	1,707,517,000円
合 計	47,725人 (内 566人 9箇月)	18,076,731,000円

であつて、その組織内の職名別、等級別の内訳は、下記のとおりである。

1. 法 務 本 省	993人	449,854,000円
(1) 特別職の職員	3人	4,308,000円
大 臣	1	
政 務 次 官	1	
秘 書 官	1	
(2) 一般職の職員	990人	445,546,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		422,333,000円

職 名 欄	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事 務 次 官	1	1							
局 長	(4) 7	(2) 2	(2) 5						

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
部長,局次長	(4) 4		(4) 4						
課長	(27) 38		(5) 5	(22) 33					
課長補佐	97				97				
係長	215					196	19		
参事官	(17) 21			(17) 21					
管理官	(1) 2			(1) 2					
調査官	4			2	2				
研修指導員	5			1	2	2			
翻訳職	19				9	10			
専門職	33			6	27				
法規専門職	(23) 23			(3) 3	(20) 20				
技術専門職	35					35			
一般職員	396						157	129	110
計	(76) 900	(2) 3	(11) 14	(43) 68	(20) 157	243	176	129	110

(備考) ()の数字は, 検事をもつて充てることができる人員で, 内数である。

行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 22,493,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	85	4	9	43	22	7

医療職俸給表(二)の適用を受けるもの 144,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳					
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
薬剤師	1			1			

医療職俸給表(三)の適用を受けるもの 576,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳			
		1等級	2等級	3等級	4等級
看護婦	4		2	2	

2. 法務総合研究所

一般職の職員	109人	55,279,000円
法務総合研究所		
一般職の職員	85人	46,463,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		33,113,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
所長	1	1							
部長	(3) 3		(2) 2	(1) 1					
事務局長	(1) 1			(1) 1					
課長	4			1	3				
課長補佐	5				5				
係長	10					8	2		
教官	(5) 7			(5) 5	2				
翻訳職	1				1				
一般職員	27						8	18	1
計	(9) 59	1	(2) 2	(7) 8	11	8	10	18	1

(備考) ()の数字は, 検事をもつて充てることができる人員で, 内数である。

行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 2,368,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	7			2	4	1

研究職俸給表の適用を受けるもの 10,982,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳					
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
部長等研究員	(1) 6		(1) 6				
室長等研究員	(2) 8			(2) 8			
研究員	5				5		
計	(3) 19		(1) 6	(2) 8	5		

(備考) ()の数字は, 検事をもつて充てることができる人員で, 内数である。

国連犯罪防止アジア地域研修協力費									
一般職の職員 24人 8,816,000円									
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 6,441,000円									
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
部長補佐	1		1						
係長	1				1				
教官	2					2			
一般職員	4				4				
計	6						3	3	
	14	-	1	-	5	2	3	3	-
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 2,375,000円									
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	10			5	1	4			
3. 法務局									
一般職の職員 9,997人(内203人9箇月) 3,143,837,000円									
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 3,068,251,000円									
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
法務局長	(8)		(8)						
部長	8		8						
課長	(8)			(8)					
課長補佐	24			22	2				
地方方法務局長	80				80				
地方方法務局次長	81				39	42			
同課長	41			41					
支局長	3				3				
支局長補佐	287				287				
出張所長	239				239				
出張所長補佐	82					82			
係長	1,601			1	439	436	725		
訟務専門職	34					34			
	621					214	407		
	(2)				(2)				
	57				8	49			

登記供託専門職	内 200 1,848					内 70 928	内 130 645		
一般職員	内 3 4,709					内 3 68	3,187	1,454	
計	(18) 内 203 9,715	(8) 8	(8) 64	(2) 1,097	1,132	内 73 2,128	内 130 3,832	1,454	
(備考) ()の数字は、検事をもつて充てることができる人員で、内数である。									
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 75,586,000円									
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	282	1	8	71	144	58			
4. 検察庁									
一般職の職員 10,992人(内76人9箇月) 4,857,687,000円									
最高検察庁									
一般職の職員 120人 76,801,000円									
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 4,995,000円									
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事務局長	1		1						
秘書官	1			1					
一般職員	20						6	12	2
計	22	-	1	1	-	-	6	12	2
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 4,269,000円									
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	14	1	3	7	3				
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの 33,252,000円									
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
課長	7		7						

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
課長補佐	9			9					
係長	21				18	3			
翻訳職員	1			1					
一般職員	28					18	10		
計	66	-	7	10	18	21	10	-	-
検察官		34,285,000円							
職名別	定数(人)								
検事総長	1								
次長検事	1								
検事	16								
計	18								
高等検察庁									
一般職の職員		681人		391,475,000円					
				行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの					
				27,268,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	125						10	67	48
		行政職俸給表(二)の適用 を受けるもの							
		18,599,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	63		6	35	16	6			
		公安職俸給表(二)の適用 を受けるもの					161,799,000円		
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事務局長	8	8							
課長	68			68					
支部課長	6			6					
課長補佐	8			4	4				
係長	159				92	67			

専門職員	20			6	14				
一般職員	95					20	75		
計	364	8	-	84	110	87	75	-	-
検察官		183,809,000円							
職名別	定数(人)								
検事長	8								
検事	121								
計	129								
地方検察官署									
一般職の職員		10,191人 (内76人9箇月)		4,389,411,000円					
				行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの					
				399,290,000円					
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	2,002						75	927	1,000
		行政職俸給表(二)の適用 を受けるもの							
		213,675,000円							
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	769	1	48	279	307	134			
		公安職俸給表(二)の適用 を受けるもの					2,287,023,000円		
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事務局長	49	13	33	3					
地検課長	381			301	80				
支部課長	269			181	88				
区検課長	335			92	243				
課長補佐	23			2	21				
係長	1,181				446	735			
主任捜査事務官	959			131	380	448			
一般職員	内 76 2,541					147	内 76 2,394		
計	内 76 5,738	13	33	710	1,258	1,330	2,394	-	-

検 察 官		1,489,423,000円							
職 名 別	定数(人)								
検 事	920								
副 検 事	762								
計	1,682								
5. 矯 正 官 署									
一般職の職員		21,058人 (内60人9箇月)		7,805,245,000円					
矯 正 官 署									
一般職の職員		269人		132,152,000円					
行政職俸給表(-)の適用 を受けるもの								52,052,000円	
職 名 別	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
矯 正 管 区 長	8		8						
矯 正 管 区 部 長	24			21	3				
中央矯正研修所長	1		1						
中央矯正研修所課長	2				2				
同 係 長	5					3	2		
同 教 頭	1			1					
同 教 官	12				5	5	2		
一 般 職 員	61						6	31	24
計	114	-	9	22	10	8	10	31	24
行政職俸給表(-)の適用 を受けるもの								2,968,000円	
職 名 別	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技 能 労 務 職 員	11			4	6	1			
公安職俸給表(-)の適用 を受けるもの								77,132,000円	
職 名 別	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	
矯 正 管 区 課 長	56			56					
同 係 長	42				39	3			
同 矯 正 専 門 職	22				20	2			

地方矯正研修所教頭	8			8					
同 教 官	16				16				
計	144	-	-	64	75	5	-	-	
刑 務 所									
一般職の職員		16,806人		6,278,034,000円					
行政職俸給表(-)の適用 を受けるもの							167,513,000円		
職 名 別	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
所 長	4		4						
一 般 職 員	785						48	312	425
計	789	-	4	-	-	-	48	312	425
行政職俸給表(-)の適用 を受けるもの								123,697,000円	
職 名 別	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技 能 労 務 職 員	512		26	118	215	153			
公安職俸給表(-)の適用 を受けるもの								5,778,566,000円	
職 名 別	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	
所 長	67	40	27						
部 長	178		34	144					
課 長	504			222	282				
支 所 長	112		3	79	30				
支 所 課 長	86				86				
課長補佐, 係長	1,547			25	504	1,018			
矯 正 専 門 職	559			89	335	135			
一 般 職 員	12,028						2,583	9,445	
計	15,081	40	64	559	1,237	1,153	2,583	9,445	
医療職俸給表(-)の適用 を受けるもの								140,825,000円	
職 名 別	定数(人)	等 級 別 内 訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
所 長	2		2						
医 務 部 長	20		4	16					

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
医務課長	100			33	62	5			
支所長	2		1	1					
支所医務課長	13				6	7			
医師	83				23	60			
計	220	-	7	50	91	72			
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの						31,923,000円			
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級		
薬剤師	34		6	24	4				
栄養士	13			10	3				
診療エックス線技師	19			6	13				
衛生検査技師	15				15				
計	81	-	6	40	35	-	-		
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの							35,510,000円		
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級				
看護婦	123			123					
少年院									
一般職の職員		2,745人(内50人9箇月)				954,753,000円			
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの						53,033,000円			
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	262						5	90	167
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの									50,399,000円
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	214		4	19	72	119			
公安職俸給表(二)の適用を受けるもの						799,328,000円			

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
院長	53	13	27	13					
次院長	44			44					
分院長	3			3					
課長	174			48	126				
係長	455				86	369			
一般職員	内 50 1,456						内 50 154	1,156	146
計	内 50 2,185	13	27	108	212	523	内 50 1,156	146	-
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの									48,697,000円
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
院長	5		4	1					
医務課長	58			16	28	14			
医師	14				3	11			
計	77	-	4	17	31	25			
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの									3,296,000円
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級		
薬剤師	7			7					
少年鑑別所									
一般職の職員		1,163人(内10人9箇月)				413,749,000円			
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの						38,521,000円			
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員	188						5	96	87
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの									29,770,000円
職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員	129			13	47	69			

職名別		定数(人)	等級別内訳							
			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
公安職俸給表(ロ)の適用を受けるもの			330,716,000円							
所次課分係	長	50	7	21	22					
	長	12		1	11					
	長	150			42	108				
	長	1			1					
	長	204				40	164			
一般職員	内	10						内 10		
		400						274	31	
計	内	10						内 10		
		817	7	22	76	148	259	274	31	-
医療職俸給表(ハ)の適用を受けるもの			14,742,000円							
職名別		定数(人)	等級別内訳							
			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
医務課長		16			1	9	6			
医師		13				2	11			
計		29	-	-	1	11	17			
婦人補導院			26,557,000円							
一般職の職員		75人								
行政職俸給表(ニ)の適用を受けるもの			170,000円							
職名別		定数(人)	等級別内訳							
			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
一般職員		1								1
行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの			653,000円							
職名別		定数(人)	等級別内訳							
			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
技能労務職員		5				2	3			
公安職俸給表(ロ)の適用を受けるもの			22,500,000円							

職名別		定数(人)	等級別内訳							
			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
院長		3	2	1						
課長		6			3	3				
係長		12				4	8			
一般職員		42					4	32	6	
計		63	2	1	3	7	12	32	6	-
医療職俸給表(ハ)の適用を受けるもの			2,361,000円							
職名別		定数(人)	等級別内訳							
			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級			
医務課長		3			1	2				
医療職俸給表(ロ)の適用を受けるもの			873,000円							
職名別		定数(人)	等級別内訳							
			1等級	2等級	3等級	4等級				
看護婦		3			3					
6. 更生保護官署			499,724,000円							
一般職の職員		1,245人 (内22人9箇月)								
行政職俸給表(ハ)の適用を受けるもの			485,957,000円							
職名別		定数(人)	等級別内訳							
			1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
委員長		8		8						
委員		(6) 36			(6) 36					
部長		16			11	5				
地方更生保護委員会課長		33				30	3			
同係長		32					13	19		
同保護観察官		55				13	19	23		
同一般職員		51						11	27	13
所長		49			29	20				
保護観察所課長		157				131	26			
同係長		65					19	46		
同保護観察官	内	22 475				19	128	内 22 328		
同一般職員		214						16	133	65

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
計	(6) 内 22 1,191	-	8	(6) 76	218	208	内 22 443	160	78

(備考) () の数字は、検事をもつて充てることができる人員で、内数である。

行政職俸給表(二)の適用
を受けるもの 13,767,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
地方更生保護委員会 技能労務職員	14		2	8	2	2
保護観察所技能労務 職員	40			6	13	21
計	54	-	2	14	15	23

7. 地方入国管理官署

一般職の職員 1,306人(内5人9箇月) 430,230,000円

行政職俸給表(一)の適用
を受けるもの 186,547,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
所長	15		1	13	1				
次長	15			1	14				
部長	1			1					
課長	38				34	4			
課長補佐,係長	56					39	17		
出張所長	60				28	32			
入国審査官	内 5 210				17	43	内 5 150		
一般職員	130						29	67 34	
計	内 5 525	-	1	15	94	118	内 5 196	67 34	

行政職俸給表(二)の適用
を受けるもの 20,034,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	57		11	31	11	4

公安職俸給表(一)の適用
を受けるもの 219,401,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳						
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
部長	1			1				
課長	17			15	2			
課長補佐,係長	36				36			
警備士補	68					68		
警守長	132						132	
警守員	406							406
船員	54					36		18
計	714	-	-	16	38	104	132	424

医療職俸給表(一)の適用
を受けるもの 1,377,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
医師	2				2	

医療職俸給表(二)の適用
を受けるもの 917,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳					
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
薬剤師	1			1			
栄養士	2				2		
計	3	-	-	1	2	-	-

医療職俸給表(三)の適用
を受けるもの 1,954,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳			
		1等級	2等級	3等級	4等級
看護婦	5		2	3	

8. 公安審査委員会

一般職の職員 10人 4,825,000円

行政職俸給表(一)の適用
を受けるもの 4,825,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
事務局長	1		1						

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
調査官	1			1					
専門職	4				3	1			
一般職員	4							3	1
計	10	-	1	1	3	1	-	3	1

9. 公安調査庁

一般職の職員 2,015人 (内200人9箇月) 830,050,000円

行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 87,095,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
長官	1	1							
次長	1		1						
研修所長	1		1						
部長	3		3						
課長	(6)			(6)					
係長	11		1	10					
係長	9					4	5		
参事官	(2)			(2)					
一般職員	6		1	5					
一般職員	76						12	36	28
公安調査局長	(4)		(4)						
公安調査局部長	8		8						
公安調査局部長	(2)			(2)					
同係長	24			24					
同一般職員	8					8			
同一般職員	71						8	40	23
地方公安調査局一般職員	53						2	36	15
計	(14)		(4)	(10)					
	272	1	15	39	-	12	27	112	66

(備考) () の数字は、検事をもつて充てることができる人員で、内数である。

行政職俸給表(二)の適用を受けるもの 21,116,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能労務職員	88		3	34	44	7

公安職俸給表(二)の適用を受けるもの

721,839,000円

職名別	定数(人)	等級別内訳							
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
課長補佐	(6)			(6)					
班長	26			26					
調査官	40			40					
研修所員	230				138	67	25		
専門職	5		1	2	2				
公安調査局課長	19		3	16					
同課長補佐	48		8	40					
同班長	49			49					
同調査官	59			56	3				
同調査官	内 200				内 40	内 90	内 70		
	635			16	191	216	210	2	
地方公安調査局長	(1)			(1)					
地方公安調査局課長	42	3	29	10					
同課長補佐	84			84					
同調査官	12			11	1				
同調査官	406			40	182	95	85	4	
計	(7)			(7)					
	内 200				内 40	内 90	内 70		
	1,655	3	41	390	517	378	320	6	-

(備考) () の数字は、検事をもつて充てることができる人員で、内数である。

(2) 法務省主管 昭和39年度一般会計歳入予算額

部 款 項 目	昭和39年度 予算額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)	
政府資産整理収入		1,179	1,004	175
回収金等収入				
特別会計整理収入				
解散団体財産収入金		1,179	1,004	175
特別会計整理収入				
雑収入	19,418,733	12,023,759	7,394,974	
国有財産利用収入	33,193	31,247	1,946	
国有財産貸付収入	33,193	31,237	1,956	
土地及水面貸付料	2,574	3,240	△ 666	
建物及物件貸付料	2,020	2,435	△ 415	
公務員宿舍貸付料	28,599	25,562	3,037	

部 款 項 目	昭 和 39 年 度 (千円)	前 年 度 予 算 額 (千円)	増 減 額 △ 比 較 (千円)
利 子 収 入			
延 納 利 子 収 入	0	10	△ 10
諸 収 入	19,385,540	11,992,512	7,393,028
懲 罰 及 沒 収 金	14,922,618	8,233,191	6,689,427
罰 金 及 科 料	14,922,618	7,979,000	6,625,625
過 料	96,658	44,543	52,115
沒 収 金	221,335	209,648	11,687
弁 償 及 返 納 金	95,834	88,573	7,261
弁 償 及 違 約 金	80,223	74,099	6,124
返 納 金	15,611	14,474	1,137
矯 正 官 署 作 業 収 入	4,168,669	3,463,966	704,703
刑 務 所 作 業 収 入	4,111,130	3,412,377	698,753
少 年 院 職 業 補 導 収 入	56,635	50,687	5,948
婦 人 補 導 院 職 業 補 導 収 入	904	902	2
物 品 売 払 収 入			
不 用 物 品 売 払 代	95,391	103,345	△ 7,954
雑 入	103,028	103,437	△ 409
日 雇 勞 働 者 保 險 料 被 保 險 者 負 担 金	5	3	2
延 滞 金	4,211	3,914	297
期 滿 後 収 入	53,795	38,947	14,848
雑 収	45,017	60,573	△ 15,556
計	19,419,912	12,024,763	7,395,149

(3) 法務省所管 昭和39年度歳出予算項目別表

項 目	昭 和 39 年 度 予 算 額 (円)	前 年 度 予 算 額 (円)	比 較 増 △ 減 (円)
法 務 本 省	5,283,642,000	4,344,337,000	939,305,000
2 職 員 俸 給	449,854,000	444,003,000	5,851,000
3 扶 養 手 当	12,613,000	12,276,000	337,000
3 暫 定 手 当	41,176,000	39,878,000	1,298,000
3 職 員 諸 手 当	17,994,000	15,921,000	2,073,000
3 職 員 特 別 手 当	162,755,000	161,985,000	770,000
4 超 過 勤 務 手 当	43,031,000	41,830,000	1,201,000
5 委 員 手 当	7,522,000	6,852,000	670,000
5 常 勤 職 員 給 与	1,518,000	2,268,000	△ 750,000

項 目	昭 和 39 年 度 予 算 額 (円)	前 年 度 予 算 額 (円)	比 較 増 △ 減 (円)
5 非 常 勤 職 員 手 当	5,547,000	5,148,000	399,000
5 休 職 者 給 与	54,514,000	41,767,000	12,747,000
5 公 務 災 害 補 償 費	17,652,000	38,053,000	△ 20,401,000
5 退 官 退 職 手 当	1,413,035,000	883,482,000	529,553,000
5 臨 時 定 員 外 職 員 給 与	0	86,000	△ 86,000
6 諸 謝 金	17,484,000	15,417,000	2,067,000
6 証 人 等 被 害 給 付 金	300,000	300,000	0
7 報 償 費	1,482,000	1,632,000	△ 150,000
8 職 員 旅 費	27,190,000	25,450,000	1,740,000
8 赴 任 旅 費	1,000,000	1,000,000	0
8 外 国 旅 費	10,761,000	9,797,000	964,000
8 委 員 旅 費	5,961,000	4,259,000	1,702,000
8 参 考 人 等 旅 費	40,000	40,000	0
9 庁 費	124,933,000	124,364,000	569,000
9 光 熱 水 料	8,602,000	7,690,000	912,000
9 図 書 購 入 費	23,915,000	23,915,000	0
9 通 信 専 用 料	155,813,000	146,044,000	9,769,000
9 国 会 図 書 館 支 部 庁 費	770,000	770,000	0
9 土 地 建 物 借 料	1,115,000	2,430,000	△ 1,315,000
9 各 所 修 繕	624,525,000	617,222,000	7,303,000
9 自 動 車 交 換 差 金	3,750,000	1,500,000	2,250,000
9 調 査 活 動 費	8,807,000	8,307,000	500,000
16 更 生 保 護 会 補 助 金	18,082,000	16,350,000	1,732,000
16 法 律 扶 助 協 会 補 助 金	50,000,000	10,000,000	40,000,000
16 国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	1,953,659,000	1,619,043,000	334,616,000
16 国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	2,573,000	1,917,000	656,000
16 国 際 私 法 会 議 分 担 金	1,855,000	1,631,000	224,000
16 私 法 統 一 国 際 協 会 分 担 金	334,000	330,000	4,000
17 交 際 費	4,500,000	2,400,000	2,100,000
18 賠 償 償 還 及 払 戻 金	6,000,000	6,000,000	0
19 保 証 金	100,000	100,000	0
23 貸 費 生 貸 与 金	2,880,000	2,880,000	0
訟 務 費	78,116,000	74,777,000	3,339,000
6 諸 謝 金	8,472,000	8,000,000	472,000
8 訟 務 旅 費	22,588,000	20,929,000	1,659,000
9 庁 費	11,993,000	10,558,000	1,435,000
9 訴 訟 用 印 紙 類 購 入 費	6,089,000	6,451,000	△ 362,000
14 訟 務 調 査 委 託 費	1,709,000	1,709,000	0

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
18 賠償償還及払戻金	265,000	130,000	135,000
19 保証金	27,000,000	27,000,000	0
外国人登録事務費	129,338,000	117,563,000	11,775,000
8 職員旅費	336,000	336,000	0
9 庁費	11,632,000	10,288,000	1,344,000
14 外国人登録事務委託費	117,370,000	106,939,000	10,431,000
法務官署施設費	1,252,129,000	1,132,617,000	119,512,000
6 諸謝金	20,000	20,000	0
8 職員旅費	11,914,000	11,224,000	690,000
9 庁費	9,729,000	8,489,000	1,240,000
15 施設費	1,133,365,000	1,070,565,000	62,800,000
15 不動産購入費	96,164,000	40,064,000	56,100,000
15 換地清算金	937,000	2,255,000	△ 1,318,000
法務収容施設費	3,000,212,000	1,174,018,000	1,826,194,000
6 諸謝金	50,000	50,000	0
8 職員旅費	18,200,000	14,788,000	3,412,000
9 庁費	14,786,000	10,623,000	4,163,000
9 刑務所施設撤去費	34,509,000	0	34,509,000
15 施設費	1,369,611,000	1,062,366,000	307,245,000
15 名古屋刑務所施設特別取得費	1,000,000,000	0	1,000,000,000
15 福岡刑務所施設特別取得費	550,000,000	0	550,000,000
15 不動産購入費	10,503,000	86,000,000	△ 75,497,000
15 換地清算金	2,553,000	191,000	2,362,000
計	9,743,437,000	6,843,312,000	2,900,125,000
法務総合研究所	122,814,000	112,660,000	10,154,000
2 職員俸給	46,463,000	44,025,000	2,438,000
3 扶養手当	874,000	996,000	△ 122,000
3 暫定手当	3,947,000	3,863,000	84,000
3 職員諸手当	1,771,000	1,536,000	235,000
3 職員特別手当	16,667,000	15,073,000	1,594,000
4 超過勤務手当	1,939,000	1,860,000	79,000
6 諸謝金	5,237,000	4,710,000	527,000
8 職員旅費	1,291,000	1,186,000	105,000
8 研修旅費	24,563,000	22,399,000	2,164,000
8 法務研究旅費	3,441,000	3,441,000	0
8 赴任旅費	208,000	208,000	0
9 庁費	13,075,000	10,410,000	2,665,000

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9 光熱水料	2,105,000	2,105,000	0
9 建物借料	200,000	200,000	0
9 統計機械借料	1,033,000	648,000	385,000
国連犯罪防止アジア地域研修協力費	29,532,000	27,516,000	2,016,000
2 職員俸給	8,816,000	8,436,000	380,000
3 扶養手当	274,000	218,000	56,000
3 暫定手当	757,000	634,000	123,000
3 職員諸手当	422,000	437,000	△ 15,000
3 職員特別手当	3,201,000	2,796,000	405,000
4 超過勤務手当	448,000	426,000	22,000
6 諸謝金	2,456,000	1,803,000	653,000
8 職員旅費	472,000	325,000	147,000
8 研修旅費	2,302,000	2,491,000	△ 189,000
9 庁費	9,139,000	8,508,000	631,000
9 光熱水料	608,000	692,000	△ 84,000
9 食糧費	637,000	750,000	△ 113,000
計	152,346,000	140,176,000	12,170,000
法 務 局	5,635,640,000	5,157,485,000	478,155,000
2 職員俸給	3,143,837,000	2,875,450,000	268,387,000
3 扶養手当	109,418,000	106,537,000	2,881,000
3 暫定手当	140,338,000	113,863,000	26,475,000
3 職員諸手当	225,706,000	215,704,000	10,002,000
3 職員特別手当	1,098,480,000	1,013,307,000	85,173,000
4 超過勤務手当	252,446,000	231,026,000	21,420,000
6 諸謝金	2,860,000	2,272,000	588,000
7 報償費	74,000	74,000	0
8 職員旅費	51,753,000	48,513,000	3,240,000
8 人権侵犯事件調査旅費	8,042,000	8,042,000	0
8 国籍関係調査旅費	4,486,000	4,486,000	0
8 測量技術講習旅費	4,145,000	4,145,000	0
8 赴任旅費	41,260,000	32,813,000	8,447,000
8 委員旅費	14,440,000	8,344,000	6,096,000
9 庁費	381,668,000	347,304,000	34,364,000
9 光熱水料	25,721,000	24,316,000	1,405,000
9 地図整備費	32,718,000	32,718,000	0
9 土地建物借料	25,445,000	23,492,000	1,953,000
9 自動車交換差金	14,250,000	8,250,000	6,000,000

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
13 渡 切 費	27,054,000	27,882,000	△ 828,000
16 国有資産所在市町村交付金	1,024,000	912,000	112,000
17 交 際 費	3,250,000	810,000	2,440,000
18 人権擁護委員実費弁償金	27,225,000	27,225,000	0
登 記 諸 費	717,929,000	626,164,000	91,765,000
8 登記登録旅費	54,899,000	50,692,000	4,207,000
9 庁 費	443,030,000	365,472,000	77,558,000
25 供託金利息	220,000,000	210,000,000	10,000,000
計	6,353,569,000	5,783,649,000	569,920,000
最 高 検 察 庁	135,799,000	125,491,000	10,308,000
2 職員俸給	76,801,000	67,866,000	8,935,000
3 扶養手当	1,096,000	1,198,000	△ 102,000
3 暫定手当	6,975,000	6,338,000	637,000
3 職員諸手当	4,088,000	6,208,000	△ 2,120,000
3 職員特別手当	25,368,000	25,000,000	368,000
4 超過勤務手当	2,118,000	1,926,000	192,000
6 諸謝金	25,000	25,000	0
7 報償費	2,138,000	2,188,000	△ 50,000
8 職員旅費	2,348,000	2,514,000	△ 166,000
8 赴任旅費	357,000	357,000	0
9 庁 費	6,486,000	7,014,000	△ 528,000
9 光熱水料	1,049,000	1,017,000	32,000
9 自動車交換差金	1,500,000	750,000	750,000
9 調査活動費	3,450,000	2,450,000	1,000,000
16 国有資産所在市町村交付金	0	140,000	△ 140,000
17 交 際 費	2,000,000	500,000	1,500,000
高 等 検 察 庁	642,034,000	595,976,000	46,058,000
2 職員俸給	391,475,000	370,190,000	21,285,000
3 扶養手当	8,658,000	8,827,000	△ 169,000
3 暫定手当	30,712,000	29,701,000	1,011,000
3 職員諸手当	21,240,000	19,446,000	1,794,000
3 職員特別手当	138,139,000	118,052,000	20,087,000
4 超過勤務手当	11,362,000	10,225,000	1,137,000
6 諸謝金	103,000	103,000	0
7 報償費	3,354,000	3,504,000	△ 150,000
8 職員旅費	1,711,000	2,094,000	△ 383,000
9 赴任旅費	983,000	983,000	0

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9 庁 費	17,088,000	17,453,000	△ 365,000
9 光熱水料	3,949,000	3,408,000	541,000
9 自動車交換差金	2,250,000	3,750,000	△ 1,500,000
9 調査活動費	8,480,000	6,480,000	2,000,000
16 国有資産所在市町村交付金	1,330,000	1,360,000	△ 30,000
17 交 際 費	1,200,000	400,000	800,000
地 方 検 察 官 署	7,231,984,000	6,775,509,000	456,475,000
2 職員俸給	4,389,411,000	4,100,291,000	289,120,000
3 扶養手当	131,092,000	125,398,000	5,694,000
3 暫定手当	249,602,000	220,888,000	28,714,000
3 職員諸手当	341,852,000	321,395,000	20,457,000
3 職員特別手当	1,538,864,000	1,465,450,000	73,414,000
4 超過勤務手当	157,943,000	146,729,000	11,214,000
6 諸謝金	560,000	560,000	0
7 報償費	29,385,000	30,385,000	△ 1,000,000
8 職員旅費	16,732,000	21,872,000	△ 5,140,000
8 赴任旅費	37,396,000	37,396,000	0
8 研修旅費	2,342,000	0	2,342,000
8 司法警察職員修習旅費	4,956,000	4,956,000	0
8 司法修習生旅費	236,000	236,000	0
9 庁 費	208,822,000	192,672,000	16,150,000
9 光熱水料	40,174,000	38,472,000	1,702,000
9 採証器具費	5,007,000	4,307,000	700,000
9 無電機材費	900,000	0	900,000
9 土地建物借料	6,025,000	4,587,000	1,438,000
9 自動車交換差金	20,250,000	18,000,000	2,250,000
9 調査活動費	38,775,000	33,775,000	5,000,000
16 国有資産所在市町村交付金	6,760,000	6,670,000	90,000
17 交 際 費	4,900,000	1,470,000	3,430,000
検 察 費	619,241,000	604,377,000	14,864,000
6 諸謝金	5,503,000	5,503,000	0
8 検察旅費	280,559,000	268,241,000	12,318,000
8 参考人等旅費	25,182,000	12,210,000	12,972,000
8 選挙取締旅費	0	31,283,000	△ 31,283,000
9 庁 費	306,997,000	270,386,000	36,611,000
9 選挙取締庁費	0	15,754,000	△ 15,754,000
20 刑事補償金	1,000,000	1,000,000	0
計	8,629,058,000	8,101,353,000	527,705,000

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
矯正官署	252,304,000	235,956,000	16,348,000
2 職員俸給	132,152,000	121,987,000	10,165,000
3 扶養手当	3,519,000	3,583,000	△ 64,000
3 暫定手当	9,897,000	9,055,000	842,000
3 職員諸手当	11,380,000	10,638,000	742,000
3 職員特別手当	47,310,000	44,187,000	3,123,000
4 超過勤務手当	5,991,000	5,293,000	698,000
5 非常勤職員手当	1,038,000	972,000	66,000
5 委員手当	269,000	269,000	0
6 諸謝金	1,347,000	1,021,000	326,000
7 報償費	149,000	149,000	0
8 職員旅費	2,228,000	2,228,000	0
8 研修旅費	20,345,000	17,885,000	2,460,000
8 赴任旅費	1,344,000	1,344,000	0
8 委員旅費	77,000	77,000	0
9 庁費	11,639,000	11,733,000	△ 94,000
9 光熱水料	1,636,000	1,636,000	0
9 自動車交換差金	750,000	3,000,000	△ 2,250,000
16 国有資産所在市町村交付金	833,000	819,000	14,000
17 交際費	400,000	80,000	320,000
刑務所	11,170,870,000	10,434,452,000	736,418,000
2 職員俸給	6,278,034,000	5,847,714,000	430,320,000
3 扶養手当	260,157,000	266,207,000	△ 6,050,000
3 暫定手当	354,118,000	325,700,000	28,418,000
3 職員諸手当	226,976,000	210,064,000	16,912,000
3 職員特別手当	2,240,000,000	2,117,856,000	122,144,000
4 超過勤務手当	1,369,626,000	1,275,519,000	94,107,000
5 非常勤職員手当	15,090,000	13,652,000	1,438,000
6 諸謝金	874,000	730,000	144,000
7 報償費	848,000	848,000	0
8 職員旅費	13,505,000	12,729,000	776,000
8 赴任旅費	31,179,000	23,986,000	7,193,000
9 庁費	157,116,000	144,048,000	13,068,000
9 光熱水料	12,686,000	9,265,000	3,421,000
9 看守等被服費	65,988,000	65,988,000	0
9 警備用器具費	8,515,000	8,515,000	0
9 収容施設備品費	123,415,000	96,416,000	26,999,000
9 土地建物借料	778,000	975,000	△ 197,000

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9 自動車交換差金	11,250,000	13,500,000	△ 2,250,000
16 国有資産所在市町村交付金	715,000	740,000	△ 25,000
刑務所収容費	3,310,989,000	3,193,372,000	117,617,000
6 諸謝金	15,581,000	14,581,000	1,000,000
6 被収容者作業賞与金	260,641,000	250,378,000	10,263,000
6 被収容者作業死傷手当	2,186,000	2,186,000	0
8 収容業務旅費	60,878,000	60,878,000	0
8 護送旅費	130,292,000	124,528,000	5,764,000
8 被収容者旅費	23,387,000	23,387,000	0
8 帰宅旅費	3,500,000	3,500,000	0
9 収容諸費	583,322,000	557,649,000	25,673,000
9 光熱水料	151,711,000	139,248,000	12,463,000
9 被収容者被服費	162,746,000	146,124,000	16,622,000
9 被収容者食糧費	1,698,841,000	1,654,086,000	44,755,000
18 都道府県警察実費弁償金	217,904,000	216,827,000	1,077,000
刑務所作業費	1,829,392,000	1,611,057,000	218,335,000
6 諸謝金	2,130,000	1,944,000	186,000
8 職員旅費	20,107,000	18,488,000	1,619,000
9 作業諸費	396,914,000	327,805,000	69,109,000
9 光熱水料	86,603,000	71,419,000	15,184,000
9 作業場等借料	797,000	650,000	147,000
9 物品税	500,000	500,000	0
9 木材引取税	100,000	100,000	0
10 原材料費	1,322,141,000	1,190,051,000	132,090,000
18 賠償償還及払戻金	100,000	100,000	0
少年院	1,674,780,000	1,549,884,000	124,896,000
2 職員俸給	954,753,000	881,293,000	73,460,000
3 扶養手当	34,280,000	33,894,000	386,000
3 暫定手当	44,248,000	37,762,000	6,486,000
3 職員諸手当	46,542,000	44,526,000	2,016,000
3 職員特別手当	334,706,000	313,094,000	21,612,000
4 超過勤務手当	175,782,000	161,545,000	14,237,000
5 非常勤職員手当	1,285,000	1,152,000	133,000
6 諸謝金	400,000	351,000	49,000
7 報償費	258,000	258,000	0
8 職員旅費	3,370,000	3,104,000	266,000
8 赴任旅費	4,683,000	4,683,000	0

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9 庁 費	29,826,000	27,701,000	2,125,000
9 光熱水料	2,316,000	1,714,000	602,000
9 看守等被服費	9,292,000	8,791,000	501,000
9 警備用器具費	2,313,000	2,313,000	0
9 収容施設備品費	29,884,000	26,904,000	2,980,000
9 土地建物借料	828,000	787,000	41,000
16 国有資産所在市町村交付金	14,000	12,000	2,000
少年院収容費	607,881,000	567,929,000	39,952,000
6 諸謝金	15,070,000	15,070,000	0
6 職業補導賞与金	5,615,000	5,104,000	511,000
6 職業補導死傷手当	150,000	150,000	0
8 収容業務旅費	1,217,000	1,038,000	179,000
8 護送旅費	26,156,000	25,253,000	903,000
8 被収容者旅費	1,854,000	1,723,000	131,000
8 帰宅旅費	249,000	249,000	0
9 収容諸費	197,792,000	169,903,000	27,889,000
9 光熱水料	23,763,000	22,774,000	989,000
9 被収容者被服費	33,860,000	33,860,000	0
9 被収容者食糧費	263,628,000	256,600,000	7,028,000
10 厚材料費	38,527,000	36,205,000	2,322,000
少年鑑別所	759,841,000	698,275,000	61,566,000
2 職員俸給	413,749,000	381,539,000	32,210,000
3 扶養手当	14,666,000	14,772,000	△ 106,000
3 暫定手当	24,229,000	21,706,000	2,523,000
3 職員諸手当	32,835,000	31,103,000	1,732,000
3 職員特別手当	146,888,000	137,374,000	9,514,000
4 超過勤務手当	74,110,000	65,464,000	8,646,000
5 非常勤職員手当	1,739,000	1,656,000	83,000
6 諸謝金	667,000	273,000	394,000
7 報償費	147,000	147,000	0
8 職員旅費	4,038,000	2,792,000	1,246,000
8 赴任旅費	1,868,000	1,868,000	0
9 庁費	16,752,000	15,159,000	1,593,000
9 光熱水料	1,148,000	891,000	257,000
9 看守等被服費	2,849,000	2,793,000	56,000
9 警備用器具費	706,000	706,000	0
9 収容施設備品費	22,549,000	19,339,000	3,210,000
9 土地建物借料	789,000	683,000	106,000

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
16 国有資産所在市町村交付金	112,000	10,000	102,000
少年鑑別所収容費	173,264,000	161,452,000	11,812,000
6 諸謝金	1,761,000	1,761,000	0
8 収容業務旅費	2,045,000	1,447,000	598,000
8 護送旅費	38,779,000	33,766,000	5,013,000
8 被収容者旅費	3,737,000	3,311,000	426,000
8 帰宅旅費	71,000	71,000	0
9 収容諸費	44,878,000	42,641,000	2,237,000
9 光熱水料	7,969,000	6,274,000	1,695,000
9 被収容者被服費	8,170,000	8,170,000	0
9 被収容者食糧費	65,854,000	64,011,000	1,843,000
婦人補導院	49,436,000	46,263,000	3,173,000
2 職員俸給	26,557,000	23,986,000	2,571,000
3 扶養手当	486,000	513,000	△ 27,000
3 暫定手当	2,262,000	2,082,000	180,000
3 職員諸手当	1,524,000	1,462,000	62,000
3 職員特別手当	9,524,000	8,739,000	785,000
4 超過勤務手当	4,846,000	4,351,000	495,000
5 非常勤職員手当	1,094,000	1,030,000	64,000
6 諸謝金	14,000	13,000	1,000
7 報償金	14,000	14,000	0
8 職員旅費	270,000	263,000	7,000
8 赴任旅費	223,000	223,000	0
9 庁費	1,216,000	1,373,000	△ 157,000
9 光熱水料	135,000	135,000	0
9 看守等被服費	327,000	327,000	0
9 警備用器具費	104,000	102,000	2,000
9 収容施設備品費	840,000	1,650,000	△ 810,000
婦人補導院収容費	16,206,000	18,015,000	△ 1,809,000
6 諸謝金	527,000	527,000	0
6 職業補導賞与金	1,440,000	1,728,000	△ 288,000
6 職業補導死傷手当	30,000	30,000	0
8 収容業務旅費	28,000	28,000	0
8 護送旅費	1,014,000	1,209,000	△ 195,000
8 被収容者旅費	159,000	190,000	△ 31,000
8 帰宅旅費	111,000	111,000	0
9 収容諸費	5,126,000	5,228,000	△ 102,000

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9 光 熱 水 料	937,000	937,000	0
9 被収容者被服費	665,000	798,000	△ 133,000
9 被収容者食糧費	5,509,000	6,437,000	△ 928,000
10 原 材 料 費	660,000	792,000	△ 132,000
計	19,844,963,000	18,516,655,000	1,328,308,000
更生保護官署	862,254,000	820,903,000	41,351,000
2 職 員 俸 給	499,724,000	477,425,000	22,299,000
3 扶 養 手 当	14,341,000	14,362,000	△ 21,000
3 暫 定 手 当	32,990,000	28,760,000	4,230,000
3 職 員 諸 手 当	47,219,000	44,867,000	2,352,000
3 職 員 特 別 手 当	176,959,000	170,967,000	5,992,000
4 超 過 勤 務 手 当	23,455,000	21,639,000	1,816,000
6 諸 謝 金	276,000	276,000	0
7 報 償 費	184,000	184,000	0
8 職 員 旅 費	3,606,000	3,446,000	160,000
8 仮釈放等審査旅費	15,613,000	15,613,000	0
8 赴 任 旅 費	3,884,000	2,968,000	916,000
8 委 員 旅 費	171,000	171,000	0
9 庁 費	33,494,000	33,051,000	443,000
9 光 熱 水 料	3,491,000	3,357,000	134,000
9 土 地 建 物 借 料	762,000	762,000	0
9 自 動 車 交 換 差 金	3,000,000	2,250,000	750,000
16 国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	235,000	235,000	0
17 交 際 費	2,850,000	570,000	2,280,000
補 導 援 護 費	705,915,000	591,007,000	114,908,000
6 諸 謝 金	1,006,000	1,006,000	0
6 食 事 費 給 与 金	811,000	541,000	270,000
8 補 導 援 護 旅 費	23,942,000	19,971,000	3,971,000
9 庁 費	26,983,000	21,868,000	5,115,000
9 被 保 護 者 被 服 費	3,291,000	3,291,000	0
14 更 生 保 護 委 託 費	151,855,000	128,818,000	23,037,000
18 保 護 司 実 費 弁 償 金	498,027,000	415,512,000	82,515,000
計	1,568,169,000	1,411,910,000	156,259,000
地方入国管理官署	812,736,000	746,882,000	65,854,000
2 職 員 俸 給	430,230,000	395,496,000	34,734,000
3 扶 養 手 当	16,705,000	16,689,000	16,000
3 暫 定 手 当	31,935,000	29,004,000	2,931,000

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
3 職 員 諸 手 当	23,971,000	22,130,000	1,841,000
3 職 員 特 別 手 当	155,516,000	144,811,000	10,705,000
4 超 過 勤 務 手 当	43,282,000	39,876,000	3,406,000
6 諸 謝 金	422,000	350,000	72,000
7 報 償 費	365,000	365,000	0
8 職 員 旅 費	15,515,000	12,449,000	3,066,000
8 赴 任 旅 費	7,050,000	6,030,000	1,020,000
8 航 海 日 当 食 卓 料	979,000	591,000	388,000
8 証 人 等 旅 費	106,000	106,000	0
9 庁 費	24,848,000	28,576,000	△ 3,728,000
9 光 熱 水 料	5,249,000	4,669,000	580,000
9 出 入 国 審 査 費	14,344,000	10,074,000	4,270,000
9 審 査 官 等 被 服 費	5,496,000	5,728,000	△ 232,000
9 舟 艇 維 持 費	11,915,000	10,678,000	1,237,000
9 装 備 用 器 具 費	941,000	941,000	0
9 無 電 機 材 費	858,000	0	858,000
9 土 地 建 物 借 料	4,651,000	3,499,000	1,152,000
9 自 動 車 交 換 差 金	1,500,000	0	1,500,000
9 調 査 活 動 費	9,805,000	8,305,000	1,500,000
15 舟 艇 建 造 費	6,100,000	6,100,000	0
16 国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	303,000	285,000	18,000
17 交 際 費	650,000	130,000	520,000
護 送 収 容 費	57,346,000	73,845,000	△ 16,499,000
5 非 常 勤 職 員 手 当	1,310,000	1,236,000	74,000
6 諸 謝 金	453,000	453,000	0
8 職 員 旅 費	76,000	76,000	0
8 護 送 旅 費	24,130,000	27,296,000	△ 3,166,000
8 被 収 容 者 旅 費	1,443,000	1,879,000	△ 436,000
8 海 難 救 助 旅 費	95,000	95,000	0
9 収 容 諸 費	6,437,000	6,958,000	△ 521,000
9 光 熱 水 料	2,554,000	3,269,000	△ 715,000
9 護 送 備 船 費	4,800,000	13,182,000	△ 8,382,000
9 被 収 容 者 被 服 費	961,000	961,000	0
9 海 難 外 国 人 送 還 庁 費	411,000	411,000	0
9 被 護 送 収 容 者 食 糧 費	14,676,000	18,029,000	△ 3,353,000
計	870,082,000	820,727,000	49,355,000
公安審査委員会	11,935,000	10,453,000	1,482,000
2 職 員 俸 給	4,825,000	4,035,000	790,000

項 目	昭和39年度 予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
3 扶 養 手 当	94,000	77,000	17,000
3 暫 定 手 当	452,000	404,000	48,000
3 職 員 諸 手 当	515,000	469,000	46,000
3 職 員 特 別 手 当	1,746,000	1,392,000	354,000
4 超 過 勤 務 手 当	181,000	144,000	37,000
5 委 員 手 当	2,678,000	2,678,000	0
6 諸 謝 金	100,000	0	100,000
8 職 員 旅 費	70,000	70,000	0
8 委 員 旅 費	98,000	98,000	0
9 庁 費	622,000	622,000	0
9 光 熱 水 料	354,000	354,000	0
17 交 際 費	200,000	110,000	90,000
公 安 調 査 庁	2,239,345,000	1,945,601,000	293,744,000
2 職 員 俸 給	830,050,000	739,854,000	90,196,000
3 扶 養 手 当	23,272,000	23,261,000	11,000
3 暫 定 手 当	59,344,000	54,023,000	5,321,000
3 職 員 諸 手 当	52,453,000	46,198,000	6,255,000
3 職 員 特 別 手 当	290,770,000	268,257,000	22,513,000
4 超 過 勤 務 手 当	44,180,000	39,114,000	5,066,000
6 諸 謝 金	1,022,000	1,016,000	6,000
8 職 員 旅 費	1,002,000	1,002,000	0
8 団 体 等 調 査 旅 費	73,527,000	68,527,000	5,000,000
8 研 修 旅 費	5,437,000	5,437,000	0
8 赴 任 旅 費	6,528,000	5,728,000	800,000
8 参 考 人 等 旅 費	29,000	29,000	0
9 庁 費	110,958,000	84,903,000	26,055,000
9 光 熱 水 料	6,813,000	5,555,000	1,258,000
9 土 地 建 物 借 料	1,438,000	1,107,000	331,000
9 自 動 車 交 換 差 金	6,000,000	3,000,000	3,000,000
9 公 安 調 査 官 調 査 活 動 費	722,494,000	597,694,000	124,800,000
16 国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	128,000	191,000	△ 63,000
17 交 際 費	3,900,000	705,000	3,195,000
法 務 省 所 管 合 計	49,412,904,000	43,573,836,000	5,839,068,000

2. 財 産 昭和37年度法務省所管組織別国有財産現在額表 (1)

行政財産・公用産財

組織別	土 地		立 木 竹		建
	坪 数 (坪)	価 格 (円)	本 立 方 米 数	価 格	建 坪 数
法 務 本 省			2,088	3,457,842	
	84,359	5,980,580,668	0	0	17,284.573
検 察 庁			1,988	2,804,334	
	287,433	4,276,745,634	38	32,894	67,825.68
法 務 局			1,229	1,415,562	
	208,526.36	1,964,384,706	9.34	32,681	50,872.233
矯 正 管 区			0	0	
	21,160	459,222,627	0	0	3,751
拘 置 所			257	261,658	
	109,382	1,810,746,450	0	0	24,587.25
刑 務 所			14,534	4,877,228	
	10,317,632.057	10,592,123,197	15,310	18,067,969	349,499.217
少 年 刑 務 所			5,732	177,686	
	774,784	933,986,313	0	0	35,682.73
少 年 院			4,280	2,381,683	
	1,594,652.5	1,801,803,716	1,046.42	2,590,540	88,376.6
少 年 鑑 別 所			667	817,504	
	101,466.39	869,141,105	0	0	18,944.47
委 員 会 及 び 保 護 観 察 所			109	79,790	
	20,359	401,598,977	1	16,254	5,379.05
公 安 調 査 局			31	12,741	
	8,270	163,128,678	3.07	4,639	2,859.97
入 国 者 収 容 所 及 び 入 国 管 理 事 務 所			126	50,078	
	46,526	288,880,369	0	0	7,605.41
法 務 総 合 研 究 所 支 所			8	2,175	
	546	6,180,720	0	0	73
婦 人 補 導 院			742	384,745	
	20,881	44,844,867	0	0	2,408
計			31,828	16,732,750	
	13,595,975.307	29,593,688,027	16,407.83	20,744,977	675,149.183
普 通 財 産			0	0	
	3,938.5	408,940,471	0	0	451.07
総 計			31,828	16,732,750	
	13,599,913.807	30,002,608,498	16,407.83	20,744,977	675,600.253
			1,035	107,324	856,003.164

昭和37年度法務省所管組織別国有財産現在額表 (2)

物	工作物		船 舶		地 上 権 等		計
	価 格 (円)	価 格 (円)	隻 数	価 格 (円)	坪 数 (坪)	価 格 (円)	
1,873,783,250	557,934,616	0	0	124	278,969	8,416,035,345	
3,484,498,143	647,296,031	0	0	21	230,076	8,411,607,112	
1,735,823,735	181,915,739	0	0	0	0	3,883,572,423	
135,089,138	13,729,853	0	0	0	0	608,051,342	
1,362,529,641	383,109,413	0	0	0	0	3,556,647,162	
6,654,744,665	1,611,752,416	1	107,206	0	0	18,882,069,295	
453,363,284	119,840,066	1	2,846,497	0	0	1,510,213,846	
2,398,025,143	505,692,663	1	103,237	0	0	4,710,607,692	
694,328,215	129,084,137	0	0	0	0	1,693,370,961	
250,767,400	39,959,814	0	0	0	0	692,422,235	
109,084,310	17,327,376	0	0	0	0	289,557,744	
307,629,873	82,727,599	16	60,394,322	0	0	739,682,241	
2,307,198	651,201	0	0	0	0	9,141,294	
63,757,155	21,001,287	0	0	0	0	129,988,054	
19,525,731,150	4,312,022,211	19	63,451,262	145	509,045	53,532,966,746	
3,655,001	0	0	0	0	0	412,595,472	
19,529,386,151	4,312,022,211	19	63,451,262	145	509,045	53,945,562,218	

業 務 の 概 況

本 省

- I. 内 部 部 局 (57頁)
- II. 附 属 機 関 (225頁)
- III. 地 方 支 分 部 局 (249頁)

I. 内 部 部 局

(1) 大臣官房

法務省設置法第3条, 第5条 法務省組織令第1条~第8条の4

秘書課

法務省組織令第1条, 第2条 法務省組織規程第2条

- 公文書の接受その他 公文書類の接受件数 8,739 件, 同発送件数 41,127 件, 法務専用電信取扱接受件数 160,150 件, 同発送件数 127,280 件, 保存のため引継を受けた記録 1,339 冊, 同帳簿 400 冊, 廃棄手続を終えた記録 1,223 冊, 同帳簿 229 冊.

2. 会 同

年月日	件 名	協 議 事 項
38. 2. 27 28	検事長・検事正会同	1. 検察体制の刷新整備 2. 当面の検察運営上考慮すべき事項
38. 3. 1	検 事 長 会 同	人事に関する事項
38. 6. 18	検 事 長 会 同	人事に関する事項
38. 9. 30 10. 1	検事長・検事正会同	1. 検察官の行なう捜査活動と公判活動の充実強化方策について 2. 検察庁職員の待遇改善方策について 3. 刑法, 刑事訴訟法, 監獄法等の改正の方向と問題点について 4. その他
38. 10. 2	検 事 長 会 同	人事問題一般
38. 10. 28	検事長・検事正会同	1. 事犯取締りの重点について 2. 事前運動の取締りについて 3. 事犯の捜査が年末年始にわたることに伴い, 生ずることが予想される問題及び対策について
38. 12. 9	検 事 長 会 同	人事問題一般について

広報連絡室

法務省組織令第1条, 第2条 法務省組織規程第3条

- 広報事務 昭和38年中には下記の業務を行なった。(1) 法務大臣及び各局部課係官の談話の発表。(2) 特殊案件の新聞発表。(3) 新聞, 放送記者との定期会見。(4) 内閣広報室における各省庁広報主管課長会議(政府刊行物普及協議会を兼ねる) 14回。(5) N

HKキャンペーン会議 12回. (6) 映画会 12回. (7) 刊行物 (下記のとおり)

種別	題名	数量	種別	題名	数量	
(イ)ポスター	憲法週間	10,000枚	(ロ)パンフレット	人権週間	20,000枚	
	社会を明るくする運動	20,000枚		社会を明るくする運動	3,000部	
	住民登録届出励行週間	20,000枚		(ハ)リーフレット	法務省のしおり	40,000枚
	「法の日」週間	30,000枚		(ニ)映画	入国管理のはなし	2巻

(8) 講演会等 (イ) 憲法週間 講演会 (地方24回), 模擬裁判 (地方1回), 座談会 (地方12回), 法律相談所の開設 (地方16回), 法廷見学 (地方9回), 映画上映 (地方3回). その他テレビ・ラジオ放送, 新聞記事掲載多数. (ロ) 法の日週間 座談会 (地方45回), 講演会 (地方45回), 講師派遣 (地方81回), 無料法律相談 (中央9カ所 地方129カ所), 模擬裁判 (中央2回 地方5回). その他各種行事, ラジオ・テレビ放送, 新聞記事掲載多数. (9) ラジオ・テレビ放送 (イ) NHK (全国95回, 地方347局 662回). (ロ) 民間放送 (但し日本短波及び総理府提供番組を除く) 放送回数不明であるがNHKのそれと同回数と推定. (ハ) 日本短波 「少年院をたずねて」ほか8テーマ. (ニ) 総理府提供番組 (a) テレビ「入国管理のしごと」ほか1テーマ, (b) ラジオ「私たちと人権」ほか1テーマ. (10) 有線放送 (総理府提供) 第13回「社会を明るくする運動」ほか4テーマ. (11) 官報資料版「建物区分所有に関する法律」ほか15編. (12) 「政府の窓」等 「法秩序の確立」ほか2編.

2. 渉外連絡事務 在日外国公館及び駐留軍との渉外連絡事務. 日米安保条約に基づく行政協定による日米合同委員会裁判管轄権分科委員会に関する事務. 国際連合等国際機関・国際会議等との連絡等の事務. 部内職員海外渡航に関する事務. 渉外関係資料とくに所管法令の英訳文及び所管事務についての英文解説資料等の作成事務等. その実施状況は次のとおり. (1) 日米合同委員会裁判管轄権分科委員会2回. (2) 外務省技術援助連絡会議12回. (3) 外国公館, 駐留軍関係者その他の来朝者の法務省及び所管庁への訪問見学37回. (4) 海外渡航手続取扱件数 (内訳下表のとおり)

とき	旅行先	旅行の目的	渡航者名
38. 2.28~ 7.25	アメリカ, その他	裁判官, 検察官, 弁護士三者共同の米国訴訟手続運用の実態調査のため	東京地方検察庁検事 高橋正八
38. 1. 2~ 1.26	韓国外5カ国	東南アジア地域の開放施設の視察のため	法務総合研究所事務官 小川太郎
38. 2.22~ 5.31	欧米等7カ国	在外研究員として手形制度調査及びヘーグにおける国際会議出席のため	訟務局検事 杉本良吉

38. 3. 6~ 3.31	欧米等6カ国	司法制度と検察制度の調査並びに独米等の刑法作業の現況聴取のため	検事総長 清原邦一 刑事局検事 長島敦
38. 3.14~ 7. 1	欧州11カ国	在外研究員として手形制度の調査及び国際会議に出席のため	民事局検事 阿川清道
38. 3.15~ 4.30	欧米等10カ国	メキシコICA O容易化部会出席及び出入国管理事務視察のため	入国管理局次長検事 富田正典
38. 4.27~ 5.26	オーストラリア等8カ国	キャンベラにて開催の人権セミナー及び麻薬取締の実情視察のため	刑事局検事 伊藤栄樹
38. 4.16~ 4.21	中華民国	中国人呉民芳を強制送還のため	横浜入国者収容所 松崎良三 入国警備官 富永淳子
38. 6.12~ 6.23	沖 縄	捜査事務のため	宮崎地方検察庁検事 鮫島清志 " 事務官 藤井和穂
38. 7.17~ 7.25	韓 国	在日韓国人の法的地位に関し韓国政情視察のため	入国管理局検事 池上 努
38. 9. 7~ 10.21	欧州13カ国	廃娼会議出席, 各国の矯正施設視察のため	矯正局検事 荻野 隆一郎
38. 9. 2~ 9.13	アメリカ	米国人強制送還のため	横浜入国管理事務所事務官 浅間周志 " 加藤 守
38. 9.30~ 11. 1	タイ, マラヤ, シンガポール, 香港	犯罪防止に関するセミナーに講師として	法務総合研究所検事 鈴木利雄
38.10.12~ 11. 8	欧州各国	治安事情視察及び連絡のため	公安調査庁検事 国分 則夫
38.10. 1~ 11. 8	欧州各国	司法制度調査のため	司法法制調査部検事 安原美穂
38.10.21~ 39. 1.25	欧州各国	在外研究員として, 国際会議出席及び公証制度研究のため	民事局検事 池川良正
38.11. 5~ 11.14	ス イ ス	逃亡中の犯罪人石田義夫及び橋本勇の身柄引取りのため	秘書課検事 坂上吉男 東京地方検察庁事務官 戸谷敏夫 刑事局事務官 増田 守

37.11.14~ 38.7.31	アメリカ, カナダ	1962年度国連奨学生として刑法 手続における人権保障研究	横浜地方検察庁検事 斎藤 欣子
38.10.16~ 39.4.19	ドイツ, オーストリア, スイス	1963年度国連奨学生として刑法 における保安処分研究	法務総合研究所検事 青山 春樹
38.10.24~ 39.5.20	オーストリア, フランス	38年度科学技術振興による長期 留学生	東京少年鑑別所技官 安香 宏
38.1.29~ 2.4	沖 縄	講師として琉球政府招聘により	東京地方検察庁検事長 馬場 義統 秘書課長 勝尾 録三
38.2.5~ 3.6	沖 縄	沖縄本土技術計画による招聘	矯正局教育課長 副島 和穂
38.2.11~ 2.16	沖 縄	琉球政府招聘 (講師)	東京地方検察庁検事正 石田 富平
38.2.20~ 3.26	米 国	柔道指導, その他	矯正局教官 小谷 澄之
38.3.11~ 3.16	香 港	「ロッテルダム」号の乗客及び 船員上陸審査のため	東京入国管理事務所審査 官 丹 慶 与 四 造 柴 崎 章 雄
38.3.21~ 4.6	沖 縄	検察事務官研修講師として	刑事局検事 大堀 誠一
38.4.2~ 4.9	米国 (ホノルル)	「オリアナ」号の乗客及び職員 上陸審査のため	東京入国管理事務所審査 官 竹 下 竹 治 名古屋入国管理事務所審 査官 亀 井 靖 嘉
38.4.25~ 4.30	インド, 香港	国際空港の諸施設と旅客の審査 状況視察のため	羽田入国管理事務所審査 官 田 中 衛
38.6.25~ 7.31	ギリシャ, 英, 独, デンマーク, 米	アテネにおける法律家協会世界 大会に出席及び検察制度視察の ため	広島地方検察庁検事正 柴田 孔三
38.6.18~ 7.2	沖 縄	琉球における交通取締制度全般 について調査のため	刑事局検事 敷田 稔
38.7.9~ 39.7.3	米 国	フルブライト法による公費留 学生としてミシガン大学において 研究のため	府中刑務所技官 酒井 汀
38.7.30~ 39.8.5	沖 縄	琉球政府出入管理部門と南方連絡 事務所との事務連絡のため	鹿児島入国管理事務所審 査官 前原 義
38.7.14~ 39.7.15	米 国	フルブライト法による旅費支給 留学生としてミシガン大学にお いて刑事政策研究のため	札幌地方検察庁検事 石川 弘

38.8.8~ 39.7.30	米 国	カリフォルニア大学に留学し刑 事政策研究のため	法務総合研究所事務官 菊田 幸一
38.9.10~ 11.9	ド イ ツ	国際共産主義運動調査のため	公安調査庁事務官 新田 尚真
38.10.11~ 11.10	沖 縄	技術援助に基づく検察官研修の 講師として	刑事局検事 海治 立憲
38.10.24~ 11.7	デンマーク, オーストリア, ベルギー, フランス, 香港	第2回国際医学会出席並びに各 国矯正施設の見学	仙台矯正管区長 大津 正雄 八王子医療刑務所長 西田 捷美
38.11.1~ 11.15	沖 縄	技術援助に基づく戸籍専門研修 講師	民事局検事 星 智考 東京法務局事務官 小寺 精
38.11.11~ 12.10	沖 縄	技術援助に基づく保護関係講師 として	保護局事務官 田中正之
38.11.18~ 12.7	沖 縄	技術援助に基づく不動産登記に 関する講師として	民事局検事 香川 保一 事務官 御園生 進
38.12.19~ 12.24	沖 縄	沖縄における法務及び検察運営 の実情視察並びに事務指導のた め	刑事局長 竹内 寿平

(5) 英文資料 下記の5種を作成し, 各方面 (主として海外) からの要望に応じた。

資 料 名	部 数
Immigration Control Order, Alien Registration Law and Related Regulations	800部
Criminal Statutes I (刑法, 刑事訴訟法)	800部
〃 II (少年法, 軽犯罪法, 刑事補償法等)	800部
Court Organization Law, Public Prosecutor's Office Law	800部
Laws For Correction and Rehabilitation of Offenders	800部

人 事 課

法務省組織令第1条, 第3条, 第4条 法務省組織規程第4条

1. 定員関係 昭和38年7月10日法律第127号により法務省設置法の一部が改正されたことに伴い, 法務省定員規則 (昭和38年7月15日法務省令第61号) の制定により下表のとおり増員, 減員及び振替増減が行なわれた。

組 織 別	増 員	減 員	振替増減	計
官 房 秘 書 課	-	-	-	-
官 房 経 理 部	-	-	-	-
官 房 司 法 法 制 調 査 部	-	-	-	-
刑 事 局	-	-	-	-
訟 務 局	-	-	-	-
入 国 管 理 局	-	-	-	-
法 務 総 合 研 究 所	5	-	11	16
監 獄	-	-	△ 7	△ 7
少 年 院	20	-	-	20
少 年 鑑 別 所	10	-	-	10
入 国 者 収 容 所	-	-	-	-
法 務 局 及 び 地 方 法 務 局	200	-	-	200
保 護 観 察 所	-	-	-	-
入 国 管 理 事 務 所	50	45	-	5
地 方 検 察 庁	69	-	△ 4	65
公 安 調 査 庁 総 務 部	-	-	-	-
公 安 調 査 局 及 び 地 方 公 安 調 査 局	1	-	-	1
計	355	45	-	310

2. 給与関係

- (1) 昭和38年法律第174号をもつて、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、昭和38年10月1日から適用された。
- (2) 昭和38年法律第177号をもつて、検察官の俸給等に関する法律の一部が改正され、一般政府職員と同様、昭和38年10月1日から適用された。

3. 恩給・長期給付・災害補償関係

昭和38年恩給取扱件数

年	種別	普通恩給	一時恩給	扶助料	一時扶助料	増加恩給	傷病賜金	合計
昭和38		242	1	44	-	-	-	287

昭和38年公布恩給関係法律・政令・総理府令

年月日	区分	番号	件名
昭和38. 6. 27	法律	113	恩給法等の一部を改正する法律
〃 38. 6. 27	政令	220	恩給法の一部を改正する法律附則第43条の外国特殊法人及び職員を定める政令
〃 38. 6. 27	政令	221	恩給給与規則の一部を改正する政令
〃 38. 6. 27	府令	29	恩給給与細則等の一部を改正する総理府令
〃 38. 6. 27	府令	30	恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する総理府令

昭和38年長期給付取扱件数

年	種別	退職年金	減額退職年金	退職一時金	通算退職年金	通算退職一時金	廃疾年金	廃疾一時金	遺族年金	遺族一時金	合計
昭和38		492	16	785	1	118	10	-	89	6	1,517

昭和38年公布長期給付関係法律・政令・大蔵省令

年月日	区分	番号	件名
昭和38. 6. 27	法律	114	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

昭和38年災害補償取扱件数

年	種別	療養補償	休業補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	補装具の支給福祉施設	合計
昭和38		598	21	45	6	5	3	678

4. 任用関係取扱数

(昭和38年)

種目	区分	本省	検察	法務	矯正	保護	入管	公安	総合研
採用		88	63	-	17	6	1	108	6
昇任		42	53	47	47	4	87	130	15
転任		57	-	-	6	-	20	16	23
任官		169	-	-	13	-	1	244	19
配置換え		100	566	249	269	53	116	271	16
併任および併任解除		125	329	117	104	8	34	100	13
出向		6	-	-	1	-	2	10	-
退職(復職, 更新を含む)		6	2	6	3	1	-	24	-
療養(復帰, 更新を含む)		4	6	6	3	-	7	-	-
退職	辞職	66	57	87	64	16	9	93	8
	死亡	2	8	7	10	1	1	5	1
	失職	1	-	-	-	-	-	-	-
職定	年職	-	9	-	-	-	-	-	-
職免	職	-	-	1	-	-	-	-	-
事務代理の命免		2	9	2	16	3	6	-	-
事務取扱の命免		2	433	1	2	3	4	7	-
外国出張		3	30	1	6	-	10	2	3
その他		86	333	20	145	66	32	5	-
合計		759	1,898	544	706	161	330	1,015	104

(注) 公安調査庁欄の数字には、公安調査庁発令分を含む。なお、本表の外、公証人の任免58名、各種委員任免3,986名がある。

5. 職員の表彰取扱件数

(昭和38年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第3号による職員定期表彰者	298
〃 〃 臨時表彰者 (死亡及び辞職)	32
〃 第2条第1号による表彰者	4
計	334
保護司法第13条による定期表彰者	66
〃 〃 臨時表彰者	-
更生緊急保護法第15条による定期表彰者	4
〃 〃 臨時表彰者	-
計	70
合 計	404

6. 懲戒事件等取扱件数 (大臣任命権に属するもの)

機 関 種 別	本 省 係		検 察 庁 係		法 務 局 係		矯 正 係		保 護 庁 係		入 管 庁 係	
	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任
懲 戒 免 職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減 給	-	-	2	1	1	5	1	3	-	1	2	2
戒 告	1	-	2	7	-	4	1	15	-	1	-	7
小 計	1	-	4	8	1	9	2	18	-	2	2	9
訓 告	-	-	1	28	2	3	1	230	-	-	-	16

(注) 公証人に対する処分なし。

7. 職員の営利企業等への就職及び兼業について 昭和38年中における国家公務員法第

103条および第104条関係の許可 (又は承認) 申請件数は193件である。

8. レクリエーション業務 (イ) 全国法務職員短歌、俳句の会を実施、全国職員から短歌

520首、俳句905句の応募があり、3月下旬入選作37点を発表した。(ロ) 全国法務職員軟式卓球大会が9月14日・15日の両日、本省において、全国9ブロックの男女代表選手54名が参加して行なわれた。(ハ) 全国法務職員作品 (絵画、書道、写真) 展示会が12月9日から5日間本省において開催された。出品総数は805点で審査の結果54点が入賞した。

検察官適格審査会

検察庁法 (昭和22年4月16日法律第61号)

検察官適格審査会令 (昭和23年9月16日政令第292号)

(昭和38年)

	旧 受	新 受	計	備 考
受 理 人 員	16	8	24	新受中3は打切
既 済 { 適 格	11	1	11	
{ 不 適 格	-	-	-	
未 済	5	5	10	

経 理 部

法務省設置法第3条第2項、第5条第2項 法務省組織令第1条第2項、第5条~第7条 法務省組織規程第6条の2

1. 昭和39年度予算の編成

6月12日 各原局に対し「昭和39年度概算要求事項の概要の提出方」通達

6月19日 新館大会議室において「各局予算担当者協議会」を開催、昭和39年度予算編成方針等につき協議、意見の交換を行なった。

7月1日 各局提出の概算要求事項について部内審議を始め、7月4日終わる。なお各局増員要求の官房審議を7月11日及び12日に実施した。

7月20日 昭和39年度標準予算について大蔵省から内示

昭和39年度標準予算内示額 30,615,288千円

昭和38年度標準予算 26,820,062千円

対前年比較増加額 3,795,226千円

この増加は、主として人件費における昇給原資等当然増加分である。

7月29日 概算要求書案の部内審議を始める。8月12日終わる。

7月30日 省議において法務省所管明年度の予算編成に関し協議した。

8月26日 大蔵省事務当局に対し概算要求の重点事項について説明を行なった。8月29日終わる。

8月27日 省議において明年度概算要求組織別・事項別額及び増員要求に関し協議した。

8月30日 「法務省所管昭和39年度概算要求書案」を回議し、ここに「昭和39年度概算要求額」が決定した。

8月31日 昭和39年度概算要求書を大蔵省に提出

昭和39年度概算要求額 60,229,548千円

{ 新規要求額 29,614,260千円

{ 標準予算額 30,615,288千円

増員要求 2,826名

9月9日 自民党本部において自民党政調会法務部会が開催され、昭和39年度法務省及び裁判所所管の概算要求重点事項について審議され、同部会決定事項案が作

成された。

- 9月9日 大蔵省事務当局に対し概算要求の内容について説明を行なった。9月16日終わる（管轄関係は9月16日に説明を行なった。）
- 9月19日 大蔵省主計局長に対し事務次官から概算要求の重点事項の説明を行なった。
- 9月20日 衆議院法務委員会に対し概算要求説明を行なった。
- 12月7日 法律扶助制度強化経費、並びに公安調査活動の充実経費として明年度歳出予算追加概算要求書を大蔵省へ提出

追加概算要求額 128,354千円
 昭和39年度確定概算要求額 60,357,902千円

- 12月9日 大蔵省事務当局に対し追加概算要求の内容について説明を行なった。
- 12月12日 参議院法務委員会に対し概算要求説明を行なった。
- 12月16日 自民党総務会において「昭和39年度予算編成大綱」を決定した。
- 12月16日 大蔵当局の内示に対する復活要求の事前部内審議を始めた。12月19日終わる。
- 12月20日 閣議に「昭和39年度予算編成方針」・「予算大蔵原案」が提出された。閣議終了後自民党の総務会・政調会に説明し、ただちに各省庁に対し第一次査定額の内示が行なわれた。午後8時45分当省に対し大蔵省から内示された。直ちにこの内示額に対し、復活要求を行なった。その後数次にわたり折衝を重ねた上12月29日をもって大蔵省との折衝を終わつた。

査定額 49,412,904千円
 外に建設省所管計上額（管轄費） 66,996千円
 12月29日 臨時閣議が開かれ、「昭和39年度予算政府案」提出・決定した。
 法務省所管昭和39年度歳出予算額 49,412,904千円
 外に建設省所管計上分官庁管轄費 66,996千円
 法務省主管昭和39年度歳入予算額 19,419,912千円

- 1月21日 「昭和39年度予算案」第46回通常国会に提出された。
- 3月2日 「昭和39年度予算案」衆議院本会議において可決、参議院に送付された。その間衆議院法務委員会、予算委員会分科会において説明を求められた。
- 3月31日 「昭和39年度予算案」参議院本会議において可決され、その成立を見た。その間参議院法務委員会、予算委員会分科会において説明を求められた。

2. 昭和39年度予算の概要

当省所管昭和39年度予算額は（建設省所管計上分を含む） 49,479,900千円
 昭和38年度予算額は 42,226,240千円
 （補正後改訂予算額）は 43,573,836千円
 対前年度比較増加額は（建設省所管計上分を含む） 7,248,660千円
 増加額の内訳を大別すると
 (1) 人件費 4,212,825千円

昭和38年10月給与法改正による公務員給与ベースの改訂に伴う所要経費並びに昇給原資が増額されたものである。なお、定員職員について610名の増員（別に大村入国者収客所の収客人員減に伴う関係職員24名の減員がある）に伴う所要人件費が含まれている。その内訳は次の通りである。

法務本省 5名 職員の厚生に関する業務の充実強化に資するため。
 法務局 203名 登記事件の増加に対処し、その処理の円滑適正を図るため、並びに訟務に関する事務の処理の充実に資するため。
 検察庁 91名（うち検事5名、副検事10名）交通事件処理機能の充実、公判審理を迅速に処理するため。
 少年院 50名 教化活動の充実を図るため。
 少年鑑別所 10名 鑑別所業務充実のため。
 保護観察所 22名 保護観察業務特に青少年に対する保護観察の充実強化を図るため。
 入国管理局 29名 羽田入国管理事務所及び港出張所の出入国審査業務の処理の適正化迅速化、並びに在留外国人の資格審査業務の充実、舟艇の維持管理の充実を図るため。
 公安調査庁 200名 破壊活動調査機能を充実するため。

- (2) 一般事務費 1,028,133千円
 事務量の増加等にスライドして増額されたもののほか法務行政の運営の充実を図るための経費及び事務能率器具その他備品の整備等事務の質的改善、39年10月東京において開催予定のオリンピック大会に伴う出入国審査の迅速適正化に伴う増額である。
- (3) 管轄費 2,007,702千円
 法務省所管の施設の整備のほか、名古屋・福岡両刑務所の国庫債務負担行為契約に基づいて相手方の建設した施設を取得することに伴う増額である。

3. 昭和38年度補正予算の編成

- 9月17日 閣議に「公務員の給与改訂について人事院勧告を10月1日から実施」提出・決定
- 10月9日 午前10時大蔵省から給与補正計上額の内示を受けた。
- 10月15日 閣議に「昭和38年度補正予算案」提出・決定
- 10月15日 当省所管昭和38年度歳出補正追加額 1,347,596千円
- 10月18日 「昭和38年度補正予算案」第44回臨時国会に提出された。
- 10月23日 国会解散のため審議未了
- 12月10日 「昭和38年度補正予算案」が第45回特別国会に提出された。
- 12月14日 「昭和38年度補正予算案」が衆議院本会議において可決、直ちに参議院に送付された。
- 12月18日 「昭和38年度補正予算案」「一般職員の給与改訂法案等関係法案」が参議院本会議において可決・成立した。

4. 昭和38年度予算の執行

(1) 決算の概要

昭和38年度当初成立予算	42,226,798,000円
予算補正増加額	1,347,596,000円
前年度繰越額(明許繰越)	280,203,500円
予備費使用額	349,178,000円
計(歳出予算現額)	44,203,775,500円
これに対する支出済歳出額は	43,441,513,725円
である。歳出予算現額に比べると	762,261,775円
の差額を生ずるが、この差額のうち	175,688,200円
が39年度へ繰越した額(施設費)で、差引残額の	586,573,575円

が全く不用となつた。

不用額の主なものの内訳は次のとおりである。

(イ) 刑務所収容費	146,797,094円	収容者が予定より少なかつたため収容者食糧費等を要しなかつた。
(ロ) 地方検察官署	80,109,786円	欠員補充が予定どおりできなかつたため人件費を要しなかつた。
(ハ) 刑務所	63,389,809円	欠員補充が予定どおりできなかつたため人件費を要しなかつた。
(ニ) 公安調査庁	61,126,836円	欠員補充が予定どおりできなかつたため人件費を要しなかつた。

(2) 予備費の使用

(イ) 退官退職者の増加に伴う退官退職手当を補うため必要な経費として	180,000千円
(ロ) 衆議院選挙の取締に伴う法務本省の不足を補うため必要な経費として	1,045千円
(ハ) 衆議院選挙の取締に伴う最高検察庁の不足を補うため必要な経費として	425千円
(ニ) 衆議院選挙の取締に伴う高等検察庁の不足を補うため必要な経費として	751千円
(ホ) 衆議院選挙の取締に伴う地方検察官署の不足を補うため必要な経費として	19,400千円
(ヘ) 衆議院選挙の取締に伴う検察費の不足を補うため必要な経費として	65,169千円
(ト) 検察事務の増加及び地方選挙の取締に伴う検察費の不足を補うため必要な経費として	28,073千円
(チ) 登記事務の増加に伴う登記諸費の不足を補うため必要な経費として	

54,315千円

以上合計 349,178千円の予備費を使用することになり、それぞれ所要の手續をとり承認を得た。

(3) 移流用の主なるもの

(イ) 「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正等に伴う必要経費として超過勤務手当等人件費に	31,620千円
(ロ) 赴任旅費の増加に伴う必要な経費として	12,980千円
(ハ) 光熱水料の増加に伴う必要な経費として	21,498千円

等流用により処理されることになり、それぞれ所要の手續をとつた。

(4) その他

会計検査院が国会に報告した昭和37年度決算検査報告書には、「刑務作業における契約賃金等の決定については是正改善の処置を要求したもの」として一件報告された。

5. 昭和38年度営繕工事実施大綱

1. 合同庁舎 前年度から引き続き、千葉(検・法・公・観) 85,417,000円、長野(検・法・公・観) 54,179,000円、福井(検・法・公・観) 30,327,000円、広島(高検・地検・委・観・研・公) 138,891,000円、岡山(検・法・公・観) 74,157,000円、青森(検・法・公・観・拘) 46,165,000円、札幌(高検・地検・法・委・観・公・入) 65,380,000円の各法務合同庁舎の新営工事と、新たに姫路(検・法) 12,218,000円、柳井(検・法) 17,007,000円……以下いずれも本年度完成……本荘(検・法) 19,258,000円、久賀(検・法) 12,538,000円、種子島(検・法) 10,095,000円の各法務合同庁舎の新営工事を実施した。
2. 検察庁 前年度から引き続き和歌山58,915,000円、新たに東京交通13,583,000円、尼ヶ崎 2,890,000円、吉原10,478,000円、飯塚24,179,000円、益田11,328,000円の各支部、相模原4,712,000円、三田4,477,000円、大竹4,650,000円、大根占4,485,000円及びびつ 5,064,000円の各区検の新営工事を実施した。
3. 法務局 本年度新たに渋谷19,993,000円、田無13,467,000円、川口12,939,000円、伊勢崎7,016,000円、大月5,017,000円、小千谷7,727,000円、和泉5,388,000円、串本4,118,000円、穴水5,054,000円、海田5,965,000円、徳地3,863,000円、江津4,201,000円、若松4,750,000円、白石4,567,000円、下屋久3,951,000円、佐沼6,716,000円、高田4,321,000円、温海3,472,000円、日詰6,842,000円、美唄4,796,000円、奥尻3,047,000円、興部3,823,000円、斜里4,631,000円及び土庄 5,851,000円の各出張所の新営工事を実施した。
4. 公安調査庁 茨城地方公安調査局13,655,000円の新営工事を実施した。
5. 入管事務所 前年度から引き続き東京入国管理事務所62,710,000円の新営工事を実施した。
6. 矯正研修所 中央矯正研修所17,184,000円の新営工事を実施した。
7. 拘置所・刑務所 前年度から引き続き、大阪拘置所69,056,000円、前橋23,598,000

円、松江82,187,000円、福岡 104,377,000円、小倉 21,197,000円、宮城 30,311,000円、山形 49,132,000円、札幌 10,695,000円及び高松 500,000円の各刑務所、土手町 58,207,000円、飯塚 25,619,000円の各拘置支所の新営工事と、新たに上田拘置支所 26,095,000円及び木更津法務合同庁舎42,205,000円の新営工事費が計上されたほか、各施設の増改築並びに整備を実施した。

8. 少年院 前年度から引き続き愛光女子学園8,746,000円、静岡少年院6,485,000円、加古川学園9,759,000円、人吉農芸学院28,506,000円、青森44,441,000円、北海40,447,000円、帯広31,498,000円の各少年院と、新たに多摩少年院32,838,000円の新営工事と各施設の増改築並びに整備を実施した。
9. 少年鑑別所 前年度から引き続き、旭川少年鑑別所19,199,000円の新営工事と各施設の整備を実施した。
10. 入国者収容所 川崎入国者収容所 151,992,000円の新営工事を実施した。
11. 本省研究所 法務本省 5,000,000円、法務総合研究所福岡支所24,850,000円の新営工事を実施した。
12. その他 検察庁・法務局等90,263,000円の各所新営工事と八王子医療刑務所ほか12庁17,855,000円の汽罐の新設工事を実施した。

昭和38年度法務省営繕費

区 分	昭和38年度予算額 (円)	昭和39年度予算額 (円)
法 務 本 省 及 び	○ 5,000,000	○ 66,996,000
法 務 総 合 研 究 所	42,034,000	60,634,000
法 務 合 同 庁 舎	565,632,000	609,524,000
検 察 庁	144,761,000	178,756,000
法 務 局	151,510,000	158,871,000
公 安 調 査 庁	13,655,000	15,411,000
入 国 管 理 局	214,702,000	8,169,000
刑 務 所	543,179,000	968,700,000
少 年 院	202,720,000	233,911,000
少 年 鑑 別 所	19,199,000	0
小 新 営 (官 署)	90,263,000	102,000,000
〃 (収 容)	145,276,000	167,000,000
合 計	2,137,931,000	2,569,972,000

(注) ○ 印は建設省実施分

司法法制調査部

法務省設置法第3条、第5条 法務省組織令第1条、第8条、第8条の2、第8条の3 法務省組織規程第9条

司法法制課

法務省組織令第8条

1. 司法制度等に関する法令案の作成

(1) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案についての立案事務をつかさどっている (昭和34年版法務年鑑73頁参照)。

本年中に立案した法律案中法律として公布されたものは、次のとおりである。

第43回国会において成立したもの

- (イ) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和38. 2. 28法律第8号)
(一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を昭和37年10月1日から改定するもの。)
- (ロ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和38. 2. 28法律第9号)
(一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を昭和37年10月1日から改定するもの。)
- (ハ) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (昭和38. 3. 25法律第25号) (第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、判事、判事補、簡易裁判所判事の員数をそれぞれ10人、裁判官以外の職員の員数を212人増加するもの。)
- (ニ) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律 (昭和38. 4. 5法律第85号) (最近における経済事情にかんがみ、執行吏の手数料等を増額するもの。)
- (ホ) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律 (昭和38. 5. 24法律第93号) (市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等のもの。)
- (ヘ) 法務省設置法等の一部を改正する法律 (昭和38. 7. 10法律第127号) (法務省の定員を310人増加し、入国管理事務所出張所を4箇所の新設する等のもの。)

第45回国会において成立したもの

- (イ) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和38. 12. 20法律第176号)
(一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を昭和38年10月1日から改定するもの。)
- (ロ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和38. 12. 20法律第177号)
(一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を昭和38年10月1日から改定するもの。)

本年中に立案した政令案中政令として公布されたものは、次のとおりである。

- (イ) 執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令 (昭和38. 3. 14政令第41号)
 - (ロ) 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令等の一部を改正する政令 (昭和38. 5. 24政令第170号)
- (2) 上記(1)のほかに従来からの懸案である裁判所制度(第一審の充実、簡易裁判所制度、上訴制度等)、執行吏制度、判事補制度の改善等について、いずれも司法制度上の重要問題であるので、引き続き調査研究を重ねている。これらの問題の詳細については、昭和32年版、昭和33年版の法務年鑑を参照されたい。

また、昭和37年9月設置された臨時司法制度調査会の調査事項である法曹一元の制度、裁判官、検察官の任用制度・給与制度等に関しては、同調査会の審議の状況に即

応して、特に調査研究を行なっている。

2. 司法制度及び法務に関する調査研究

(1) 調査研究 司法制度及び法務に関する事項について、学識経験者に対し調査を委嘱し、又は自ら調査するもので、本年中に完成したものは、次のとおりである。1944年スペイン刑法典。

(2) 翻訳 司法制度及び法務に関する米、英、独、仏その他の外国語資料につき翻訳を部外の専門家に委嘱するもので、本年中に完成したものは次のとおりである。(イ) 基本権論(基本権の理論及び実際)(Neumann-Nipperdey-Scheuner: Die Grundrechte. Handbuch der Theorie und Praxis der Grundrechte), (ロ) われら弁護士(Albert Brunois: Nous, les avocats), (ハ) 民事裁判制度改正準備委員会報告(Bundesjustizministerium: Bericht der Kommission zur Vorbereitung einer Reform der Zivilgerichtsbarkeit)。

次に、前年から引き続き作業中で、本年は完成に至らず、次年に継続したものは、次のとおりである。(イ) 王立死刑調査委員会報告(1949—1953)(Royal Commission on Capital Punishment, 1949—1953 Report), (ロ) ドイツ刑法改正資料(Materialien zur Strafrechtsreform)。また、本年新たに翻訳を委嘱したものは、次のとおりである。(イ) 裁判所構成法の歴史(Eduard Kern: Geschichte des Gerichtsverfassungsrechts), (ロ) 弁護士及び代訴士業務発達の比較的研究(Jacques Dubosc: Evolution comparée des professions d'avocat et d'avoué)。

3. 法令及び判例の収集及び整備並びに法令集等の編さん及び刊行(業務内容については昭和33年版法務年鑑79頁参照)

(1) 法令の収集及び整備

(イ) 法令整備カード(基礎カード)の作成 昭和38年中に整備した法令件数は、制定、改正、廃止、失効等9,558件である。

(ロ) 検察庁等配布用法令整備カードの作成配布 昭和38年中においては、次のとおり、第25回から第29回までの追録カード合計326,206枚を印刷配布した。

昭和38年中における追録カード発行状況

追録発行回数	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	合計
1回の作成枚数	102,108	56,397	33,768	85,827	48,106	326,206

(2) 法令集の編さん及び刊行

(イ) 「現行日本法規」の編さん 昭和26年2月に17編21巻21,741頁、索引600頁の全巻を作成し、その後、加除式によつて、引き続き法令の制定、改廃に伴い、追録を編さん印刷配布してきたが、昭和38年末現在台本は、18編43巻50冊76,536頁、索引1巻1,981頁となっている。昭和38年中において発行した追録は、37,066頁(1冊平均312頁)である。

(ロ) 「国会法律集」の印刷及び配布 昭和38年中に管下各庁に印刷配布した「国会

法律集」は、次のとおりである。

書名	刊行年月	頁数	型体	備考
第42回国会法律集	昭和38.1	26	B5	活版
第43回国会法律集	昭和38.8	674	B5	活版

(3) 判例の収集及び整備並びに判例集等の編さん及び刊行

(イ) 判決・決定の収集及び整備 最高裁判所及び高等裁判所の民事事件及び刑事事件の判決・決定(最高裁判所についてはそのすべて、高等裁判所については重要なもの)を収集して、これを分類整理している。

昭和38年中における収集、整備件数

区分	民事	刑事	合計
最高裁判所	432	137	569
高等裁判所	51	74	125

(ロ) 判例要旨カードの印刷及び配布 最高裁判所及び高等裁判所の民事事件及び刑事事件の判例につき、裁判要旨、適用条文等を記入した判例要旨カードを印刷して、整備用キャビネットとともに、本省各部局、検察庁等に配布する事務であるが、昭和38年中968,544枚を印刷配布した。

(ハ) 判例集の印刷及び配布 最高裁判所判例集のほか、各種の判例集を昭和38年中次のとおり印刷し、管下各庁に配布した。

書名	発行巻別	発行冊数	印刷部数
最高裁判所判例集	16巻6号～12号、索引 17巻1号～4号、7号(上)	13	35,020
高等裁判所判例集	14巻索引、15巻4号～9号 16巻1号～2号	9	24,210
下級裁判所刑事裁判例集	3巻9号～12号、索引 4巻1号～12号	9	8,055

4. 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集 この事業は、第二次世界大戦後に日本人に対して行なわれた戦争裁判に関する資料を収集、整備して、後世のため保有することを目的とし、昭和30年以来、引き続き当省において行なってきたものであつて、詳細は、昭和33年版法務年鑑81頁において説明したとおりである。昭和38年中に実施したおもなものは、次のとおりである。

(1) 関係国からの記録の取り寄せ 昭和30年中関係国に対し戦争裁判記録の譲渡方を交渉したこと、及び昭和34年に至り、改めてこの交渉を行なうこととし、外務省を通じてアメリカ合衆国、連合王国、オーストラリア連邦、オランダ王国、フィリピン共和国、フランス共和国、中華民国の各国に対し記録譲渡の申入れを行なつたことについて

ては、昭和33年版及び昭和34年版の法務年鑑中に詳述したとおりであるが、昭和36年に入つて、ようやくフランス国政府から判決及び起訴状の写しの引渡しを受けることができた。また、本年5月にフィリピン国政府から同政府保管の戦争裁判記録の写しの作成につき同意する旨の回答を得た。

- (2) 国内における資料の収集 昭和38年中、国内において、下記のとおり資料を収集し、また、面接調査を行なった。(イ) 裁判記録及び関係資料の収集 (A級関係) 弁護人等から英文・和文の書証等40枚、(BC級関係) 戦犯受刑者等32名から起訴状、判決等 6,354枚。(ロ) 借用資料の複写 2,052枚。(ハ) 図書の購入その他資料の作成37冊。(ニ) 面接調査の実施

区分	出張地	弁護人等	受刑者	計
A級関係	東京, 神奈川, 岡山, 香川	11人	-人	11人
BC級関係	関東地方 (東京, 神奈川)	9	18	27
	近畿地方 (大阪, 京都)	6	5	11
	中国地方 (岡山, 広島)	1	8	9
	九州地方 (福岡, 佐賀, 熊本)	5	3	8
	四国地方 (香川, 愛媛, 高知)	1	7	8
	計	22	41	63
合	計	33	41	74

- (3) 資料の整備 昭和38年までに整備した結果を見ると、A級裁判記録は99%を収集整理し、BC級裁判記録は、総件数 2,222件のうちほぼ完全に収集したもの約8%、その他不完全ながら相当数の資料を収集したもの約57%の成果をあげている。内訳を示せば、次のとおりである。

- (イ) A級関係資料の収集・整備状況
 a 公判速記録 英文・和文とも完全に収集済み
 b 書証等

区分		各被告人に共通のもの				被告人別のもの		計	
		収集した通数		未収集通数		収集した通数	未収集通数	収集した通数	未収集通数
		検察官側のもの	弁護人側のもの	検察官側のもの	弁護人側のもの	た通数	通数	た通数	通数
採用された証拠書類等 (全部で3,915通あるべきもの)	和文	2,226	883	40	39	714	13	3,823	92
	英文	2,251	882	20	28	726	8	3,859	56
採用されなかつた証拠書類等 (全部で2,500通あるべきもの)	和文	258	1,236	48	291	602	65	2,096	404
	英文	270	1,533	30	13	629	22	2,432	68

(ロ) BC級関係資料の収集・整備状況

整理区分	国別	起訴総件数							計	起訴総人員	起訴総人員に対する比率%
		アメリカ	連合王国	オーストラリア	オランダ	フィリピン	フランス	中華民国			
1 (完全収集済み) 起訴状, 書証, 論告, 弁論, 判決, 公判記録	件数	6	36	55	-	6	-	69	172	8	
	人員	22	140	345	-	15	-	145	667	12	
2 1の欄中の公判記録の一部又は大部分を欠くもの	件数	18	28	17	165	2	-	7	237	11	
	人員	76	82	81	448	4	-	11	702	13	
3 1の欄中の公判記録を欠くもの	件数	83	32	12	156	11	-	-	294	13	
	人員	465	115	72	286	42	-	-	980	18	
4 1の欄中の起訴状書証等のみを収集したもの	件数	291	74	124	77	41	39	99	745	33	
	人員	722	259	276	207	86	181	160	1,891	35	
5 全部未収集	件数	60	140	83	54	8	2	427	774	35	
	人員	88	308	168	84	4	2	541	1,195	22	

(4) 資料の編さん, 刊行

昭和38年中に編さん, 刊行した資料は、次のとおりである。

資料名	巻号	標 題	刊行年月日	頁数	型体	備考
戦争犯罪裁判資料	1	戦争犯罪裁判関係法令集	昭和38.3	406	A5	活版

5. 続司法沿革史の編さん 当部においては、既に刊行された「司法沿革誌」(明治元年正月から昭和14年3月31日までの分)の続編の編さんを計画し、昭和34年3月からその作業を開始したことは、昭和34年版法務年鑑79頁に述べたとおりであるが、昭和38年中においては、昭和14年4月1日から同22年5月2日までの分を「続司法沿革誌」(A5版601頁)として刊行し、管下各庁に配布するとともに、昭和27年1月1日から同29年12月31日までの分の第一次案の作成作業を行ない、当省内関係局部課に配布し、検討を依頼した。

1. 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行

- (1) 収集、整備 後出法務図書館（国立国会図書館支部法務図書館）の項77頁参照
 (2) 編さん、刊行 昭和38年中に編さん・刊行した資料は、次のとおりである。

書名	巻号	標 題	刊行年月	頁数	型体	備考
法務資料	382	プロバイションの百年	昭和38.2	324	A 5	活版
	383	スペイン刑法典	〃 12	202	〃	〃
法務年鑑		法務年鑑（昭和37年）	〃 10	368	〃	〃

2. 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（後出77頁以下参照）
 3. 法務に関する統計の整備、改善及び企画

登記統計

- (イ) 建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）の施行に伴い、これに関する登記事件の取り扱いを定めるため、登記統計年表報告表の様式に所要の改正を行なった（昭和38年法務省司調（調）甲第591号通達）。
 (ロ) 商法の一部を改正する法律（昭和37年法律第82号）の施行に伴い、転換社債以外の社債に関する事項並びに合名会社及び合資会社の無限責任社員の出資に関する事項が登記事項でなくなったので、これらを調査の対象から除外するため、会社登記調査票の様式等に所要の改正を行なった（昭和38年法務省司調（調）甲第73号通達）。
 昭和38年中に刊行した統計書は、次のとおりである。

書 名	巻 号	収録期間	刊行年月	頁 数	型 体	年刊・月刊別
法務統計月報	第155～166号	昭和37.11～38.10	昭和38.1～12	平均 60	B 5	月刊
矯正統計年報	第64回	昭和37年	〃 38.11	405	〃	年刊
検察統計年報	第88回	〃	〃 38.11	361	〃	〃
登記・訟務・人権統計年報	第76回	〃	〃 38.11	165	〃	〃
保護統計年報		〃	〃 38.12	189	〃	〃
出入国管理統計年報		〃	〃 38.12	104	〃	〃

法務図書館（国立国会図書館支部法務図書館）

（組織上は、大臣官房司法法制調査部調査統計課の一部をなしているが、便宜上その記述を一括する。）

法務省組織令第8条の2第2号 国立国会図書館法（昭和23年2月9日法律第5号）第3条、第17条～第20条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年5月24日法律第101号） 国立国会図書館組織規程（昭和38年4月1日国立国会図書館規程第1号）第27条

沿革（昭和34年版法務年鑑83頁参照）

1. 図書資料の収集

- (1) 図書資料数 昭和38年12月末日現在における収蔵図書資料の累計は、181,100冊であつて、前年同日（178,534冊）に比し、2,566冊（内和書1,910冊、洋書656冊）増加した。この累計内訳は次のとおりである。

昭和38年12月末日現在（製本した雑誌を含む。）

分類別	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
	冊数	%	冊数	%	冊数	%
法律関係	48,841	46.7%	66,767	87.2%	115,608	63.8%
法律関係以外	55,693	53.3	9,799	12.8	65,492	36.2
計	104,534	100.0	76,566	100.0	181,100	100.0

(2) 図書資料受入れ数

（昭和38年分と昭和37年分及び昭和36年分との比較）

資料別	和洋別 受入れ別 年別	和漢図書資料			欧文図書資料				合 計
		購入	受贈	計	購入	受贈	国際交換	計	
図 書	38年	980	836	1,816	350	120	59	529	2,345冊
	37年	771	996	1,767	385	168	142	695	2,462冊
	36年	678	808	1,486	292	61	40	393	1,879冊
雑 誌 (定期刊行物)	38年	69	186	255	45	6	25	76	331種
	37年	74	185	259	45	4	27	76	335種
	36年	70	154	224	39	4	27	70	294種

（注）雑誌については、和漢図書資料のうち購入と受贈と重複して受け入れたもの2種、欧文図書資料のうち受贈と国際交換と重複して受け入れたもの1種を含む。したがって、各年の合計から3種を差し引いた数が実数となる。

(3) 庁用図書資料配布冊数

(昭和38年)

種別	庁別	検察庁	法務局	矯正	保護	入管	外局	本省	計
		関係	関係	関係	関係	関係			
(購入分)	種別	22	10	10	38	11	-	181	-
	冊数	72,839	5,880	949	534	162	-	4,242	84,610
逐次刊行物	(種別)	15	12	2	2	2	-	73	-
(受贈分)	種別	10	10	6	1	-	7	21	-
	冊数	307	210	46	627	-	95	2,111	3,496

(注) 受贈分逐次刊行物は、主として裁判所刊行の資料であつて、前年(4,007冊)に比し511冊の減となつてゐる。なお、購入分については昭和38年4月から昭和39年3月までの計数を掲げた。

2. 図書資料の整理冊数

(昭和38年1月～12月)

分類別	種別	和漢図書資料		欧文図書資料		合計	
		冊数	%	冊数	%	冊数	%
法律関係		1,181冊	61.3%	595冊	90.7%	1,776冊	69.2%
法律関係以外		729	38.7	61	9.3	790	30.8
計		1,910	100.0	656	100.0	2,566	100.0

3. 管理業務

(1) 図書資料の閲覧及び貸出し数

(昭和38年分と昭和37年分及び昭和36年分との比較)

年別	区分	和漢図書資料				欧文図書資料			
		館内閲覧		館外貸出し		館内閲覧		館外貸出し	
		人員	図書数	人員	図書数	人員	図書数	人員	図書数
総数 (1月～12月)	昭和38年	10,505	15,552	2,858	7,059	730	1,798	517	926
	37年	10,293	14,795	2,625	6,369	890	2,360	560	1,573
	36年	8,969	13,726	2,278	5,478	661	1,490	425	938
1箇月平均	38年	875	1,296	238	588	61	150	43	77
	37年	858	1,233	219	531	72	197	47	131
	36年	815	1,249	207	498	60	135	39	85
1日平均	38年	36	53	10	24	3	6	2	3
	37年	35	50	8	22	3	8	2	5
	36年	34	52	9	21	3	6	2	4

(注) 昭和36年は、館内改装工事のため、1箇月、蔵書の点検のため1週間、それぞれ休館(閲覧及び貸出し等の業務停止)したので、1箇月平均は11で除し、1日平均は264で除した。37年及び38年は、蔵書の点検のためそれぞれ6日間休館したので、1日平均は294で除した。また、館外貸出しには支部図書館の相互貸借による冊数を含んでいない。

(2) 利用者の種別(百分比)

年別	区分	法務省職員	裁判所職員	弁護士その他
		昭和38年	71.4%	19.2%
37年		71.8	(うち司法修習生は4.2%) 17.0	11.2
36年		75.0	12.0	13.0

(3) 蔵書の点検(基本カードと蔵書とを照合する作業)

前年に引き続き、10月4日から10月19日までの間、和書及び洋書のZ部門(定期刊行物)の一せいで点検を行なつた。その結果は次のとおりである。

部門	区分	基本カードによる総数	供用することができる図書数	供用できない図書数
		和書(Z部門)	7,463冊	7,342冊
洋書(Z部門)		9,591	9,540	51

(注) 定期刊行物は合冊製本する。上記の冊数も合冊したものを1冊として数えたものである。

4. 考査業務

(1) 図書資料に関する問合せに対する調査回答数は、2,560件(昭和37年1,154件、同36年1,322件)に比し、著増しているが、昭和37年までは、単純な所蔵の有無の問合せ等は除外していたためである。

(2) 刊行物

書名	刊号	収録期間	刊行年月	頁数	規格	備考
法律関係雑誌記事索引	第6号	昭和35.1～36.12	昭38.3	301	B5	タイプオフセット
法務図書館図書月報	第13巻第2号	昭和37.7～37.12	昭38.3	62	B5	タイプ謄写
〃	第14巻第1号	昭和38.1～38.6	昭38.8	74	B5	〃
法務図書館要覧	昭和37年版	昭和38.1～38.12	昭38.10	4A5		活版

5. 国立国会図書館中央館との連絡業務等

(1) 行政・司法支部図書館長会議 5月21日に、国立国会図書館長が召集し、支部図書館制度審議会の審議状況、中央館の機構改革及び支部図書館の運営等について、報告及び質疑応答が行なわれた。

(2) 行政・司法支部図書館連絡協議会 第76回(4月)から第78回(10月)まで3回開催。業務月報の様式改善及び逐次刊行物総合目録の刊行が企てられ、それぞれ小委員会を設置して検討することとなつた。

(3) 支部図書館制度審議会 第6回(1月)から第17回(12月)まで12回開催

(4) 相互貸借

年次	貸出し冊数	全貸出し冊数中の割合	借受け冊数
昭和38年	401冊	4.8%	108冊
37年	345	5.1	135
36年	265	3.9	67

(5) 業務月報による報告 (館法第17条第3号)

(6) 納本関係 (館法第24条)

年次	種	冊
昭和38年	64	722
37年	31	708
36年	24	456

(2) 民 事 局

法務省設置法第3条, 第6条 法務省組織令第9条~第15条
法務省組織規程第7条

昭和38年中の主なものは、次のとおりである。

1. 法令立案関係

当局主管又は他省庁からの合議にかかる法令立案の主なものは次のとおり。

法 令 案 名	主 管 省	備 考
1. 雇用促進事業団法の一部を改正する法律	労 働 省	
2. 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	農 林 省	
3. 住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律	建 設 省	
4. 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律	郵 政 省	
5. 林業信用基金法	林 野 庁	
6. 金属鉱物探鉱融資事業団法	通商産業省	
7. 消防法の一部を改正する法律	消 防 庁	
8. 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法	通商産業省	
9. 海外移住事業団法	外 務 省	
10. 中小企業指導法	中小企業庁	
11. 電力用炭代金清算株式会社法	通商産業省	
12. 日本原子力船開発事業団法	運 輸 省	
13. 商法中改正法律施行法の一部を改正する法律	法 務 省	民 事 局
14. 中小企業投資育成株式会社法	中小企業庁	
15. 日本航空株式会社法の一部を改正する法律	運 輸 省	
16. 輸出硫安売掛金経理臨時措置法	通商産業省	
17. 高圧ガス取締法の一部を改正する法律	通商産業省	
18. 人口動態調査令の一部を改正する政令	厚 生 省	
19. 中小企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令	中小企業庁	
20. 金属鉱物探鉱融資事業団登記令	通商産業省	
21. 日本原子力船開発事業団登記令	運 輸 省	
22. 鉱害賠償基金登記令	通商産業省	
23. 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法施行令	〃	
24. 林業信用基金登記令	林 野 庁	
25. 海外移住事業団登記令	外 務 省	
26. 高圧ガス保安協会登記令	通商産業省	
27. 商業登記法	法 務 省	民 事 局
28. 商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律	〃	〃
29. 日本中小企業指導センター登記令	中小企業庁	

法令案名	主管省	備考
30. 石炭鉱業経理規制臨時措置法	通商産業省	
31. 日本消防検定協会登記令	消防庁	
32. 日本鉄道建設公団法	運輸省	
33. 労働災害の防止に関する法律	労働省	
34. 市街地改造事業による不動産登記に関する政令	法務省	民事局

2. 会 同 (本省において)

年月日	件名	協議事項	備考
38. 6.11~13	法務局長, 地方法務局長会同	} 法務局及び地方法務局 の事務運営について	
38. 6.14	法務局長事務打合せ		
38.10. 9~11	法務局民事行政部長事務打合せ	同 上	
38.11.12・13	法務局・地方法務局総務課長会同	同 上	
38.12.3・4	法務局長事務打合せ	法務局の運営について	

3. 研修関係 法務総合研究所の記述 225 頁を参照.

4. 優良戸籍吏員等の表彰 10月10日から3日間東京都新宿区立体育館において全国連合戸籍住民登録事務協議会第16回総会が開催され, 第1日目総会に先だち法務大臣表彰及び感謝状の授与が行なわれた.

大臣表彰 164名 (戸籍事務永年勤続者157名, 戸籍住民登録事務関係で特に功績のあつた事務吏員7名)

感謝状授与 49名 (戸籍及び住民登録事務の処理につき優良な成績を挙げ, 今次旧戸籍の第二次改製及び粗悪用紙戸籍の再製事務の成果が良好な市町村の長)

5. 外国出張 秘書課の記述58頁を参照.

第 一 課

法務省組織令第10条 法務省組織規程第7条

1. 公証に関する事項 昭和38年末の公証人の数は336名 (前年より5名増) である. 公証人のおかれていない地には, その管轄法務局, 地方法務局またはその支局に勤務する法務事務官に公証人の職務を行なわせることになつており (公証人法第8条), 昭和38年末現在その数は23支局 (前年より2支局減) である. 昭和38年中に行なつた主な事項は, 公証人手数料規則の一部を改正する政令 (昭和38年4月5日政令第118号) の施行等である.

2. 民事行政審議会, 公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項 (248頁参照)

3. 法務局及び地方法務局に関する事項 9,794名に上る職員の人事管理, 57億円 (施設

費を除く.) に上る予算経理の実施のため, 調査, 研究, 立案, 執行の面で官房人事課及び経理部に協力している. (61頁, 65頁参照)

4. 登記・戸籍・公証の管轄に関する事務 昭和38年における管轄区域の変更等に関する法令 (省令の一部改正) は76件であつて, そのうちには庁名改称10件 (出張所) が含まれている.

5. 刊行物

書名	刊号	収録期間	刊行月	頁数	型体	月刊・年刊等の別	備考
民事月報	18巻1号~12号	各号とも前月20日迄の事項	毎月10日刊行	各号とも250頁前後	A5	月刊	民事局及び法務局・地方法務局事務員以上に配布

第 二 課

法務省組織令第11条

1. 戸籍事務に関する事項

(1) 戸籍課長ブロック会同の開催 住居表示に関する法律 (昭和37年5月10日法律第119号) の施行に伴い, 戸籍に表示する本籍の表示方法を改めることの可否, 滅失のおそれある戸籍を再製した場合における再製原戸籍の保存期間短縮の可否及び住民票が住民基本台帳としての性質を完うするについて必要な記載事項等について検討するため, 各法務局ごとに戸籍課長ブロック会同を開催し, これに本省から係官が出席した.

法務局別	開催期日	開催地	法務局別	開催期日	開催地
東京法務局管内	9月25~27日	長野市	福岡法務局管内	10月29~30日	佐賀市
大阪 "	9月12~13日	神戸市	仙台 "	8月8~9日	青森市
名古屋 "	8月27~28日	富山市	札幌 "	8月12~13日	函館市
広島 "	10月15~16日	松江市	高松 "	10月25~26日	徳島市

(2) 戸 (除) 籍副本のマイクロ化 前年度に引き続き, 法務局, 地方法務局及びその支局の書庫の狭隘を打開し, 併せて戸籍事務の近代化を図るため東京, 浦和, 新潟, 大阪, 京都, 大津, 金沢, 富山, 広島, 山口, 岡山, 佐賀, 大分, 盛岡, 秋田, 札幌, 旭川, 高松, 松山の19庁を指定し, これらの各庁管下の市区町村の全部又は一部の該当戸 (除) 籍副本 (戸籍2,690,692枚, 除籍4,997,127枚) をマイクロフィルムに撮影し, 保管した. (注…戸 (除) 籍枚数は38会計年度中の撮影枚数を示す.)

(3) 沖縄における戸籍の再製について協力援助するため, 福岡法務局内沖縄関係戸籍事務所保管の戸籍 (52,483戸籍) についてマイクロフィルムに撮影又は陽面写真に写出して, これを琉球政府に送付した.

- (4) 市区町村の戸籍事務担当職員の研修 法務局及び地方法務局が中心となり全国市区町村の初任級戸籍吏員の研修を実施した。
- (5) 法務省民事局、最高裁判所家庭局、東京家庭裁判所の三者において、おおむね隔月に1回戸籍事務連絡協議会を開き、法規の解釈、取扱上の疑義等につき種々打合せを行なった。
2. 住民登録に関する事項 住民登録法の施行期日に当たる7月1日から1週間を届出励行週間とし、住民登録制度の趣旨を一般国民に徹底させ、かつ届出を励行させるために、法務大臣官房秘書課広報連絡室とも協議のうえ、ラジオ放送、ポスターの掲出を行ない、また法務局、地方法務局及び市区町村においても、それぞれの実情に応じてこの種の広報活動を行なった。
3. 文教及び厚生に関する民事に関する事項 (昭和34年版法務年鑑89頁参照)。

第三課

法務省組織令第12条

1. 不動産登記その他の登記に関する事項

- (1) 不動産登記法等の一部改正 商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和38年法律第126号、以下「法律」という。)の施行に伴い、不動産登記法(明治32年法律第24号)、民法施行法(明治31年法律第11号)、工場抵当法(明治38年法律第54号)、立木に関する法律(明治42年法律第22号)、抵当証券法(昭和6年法律第15号)、建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和32年法律第94号)の規定中「登記官吏」とあるのを「登記官」と改め(法律第6条、第38条)、不動産登記法第149条第2項の規定による公告を官報に公告するものと改正(法律第6条)するとともに、不動産登記法に所要の改正を行なった。右の法律は、昭和38年7月9日公布され、昭和39年4月1日から施行された。
- (2) 市街地改造事業による不動産登記に関する政令の制定 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和36年法律第109号)の施行に伴い、同法第42条の規定による登記の嘱託に関し必要な事項及び同法第55条の規定による不動産登記法(明治32年法律第24号)の特例を定めるため、昭和38年政令第370号で「市街地改造事業による不動産登記に関する政令」が11月30日公布され、即日施行された。
- (3) 不動産登記法施行細則の一部改正 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)の施行により不動産登記法(明治32年法律第24号)の一部が改正されたのに伴い、一棟の建物を区分した建物の登記用紙の様式を定め、その他必要な改正を行なうため、昭和38年法務省令第18号で「不動産登記法施行細則の一部を改正する省令」が3月14日公布され、4月1日から施行された。
- (4) 登記簿・台帳の一元化の実施 不動産登記法の一部改正に伴う登記簿・台帳の一元化作業の昭和38年度新規実施庁として、東京法務局八王子支局外164庁を指定した。右の指定庁は、昭和39年度末までに作業を完了する予定である。なお、昭和38年1月

から12月末までに、東京法務局板橋出張所外140庁について、一元化完了期日を指定した。

- (5) 区分所有の建物に関する登記用紙の計画的改製作業実施 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)附則第5条第1項及び不動産登記法施行細則の一部を改正する省令(昭和38年法務省令第18号)附則第2条第1項の規定による一棟の建物を区分した建物についての登記用紙の改製の計画的改製作業の実施庁として、東京法務局外7庁を指定した。
- (6) 粗悪登記用紙の計画的移記作業実施 登記用紙、特に戦時中及び終戦直後に設けられた登記用紙については、その紙質の粗悪等のため滅失するおそれのあるものが多数存し、しかも、それらの登記用紙は、登記事務の処理なかならず謄本の作成事務について、その能率を甚だしく阻害しているため、登記用紙の適切な保管を図り、あわせて登記事務の能率を増進するため、これらの用紙について不動産登記法第24条の規定による処分として、事務繁忙庁(概ね年間取扱件数2万件以上の庁)を対象に6カ年計画(原則として、1作業庁2カ年計画)をもつて計画的に移記作業を実施することとし、昭和38年度実施庁として、東京法務局外19庁が指定された。

2. 家屋台帳に関する事項

区分所有の家屋の家屋台帳の登録に関する特則の制定 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)附則第5条第2項の規定に基づき、不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和35年法律第14号)附則第3条第3号の規定により適用される廃止前の家屋台帳法(昭和22年法律第31号)の規定による区分所有の家屋の登録に関する特則を設けるため、昭和38年法務省令第19号で「区分所有の家屋の家屋台帳の登録に関する特則」が3月14日公布され、4月1日施行された。

3. 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

- (1) 昭和38年度司法書士認可選考試験の実施 司法書士法第4条に定める法務局長及び地方法務局長の司法書士認可に関する昭和38年度の選考試験を、6月22日(第1次)及び23日(第2次)全国一斉に、各法務局及び地方法務局において実施した。
- なお、昭和38年12月末現在の司法書士の員数は別表(1)、過去5年間の比較は別表(3)に示すとおりである。
- (2) 昭和38年度土地家屋調査士試験の実施 土地家屋調査士法第5条に定める昭和38年度の土地家屋調査士試験を、8月11日全国一斉に、各法務局、地方法務局及び鹿児島地方法務局名瀬支局において実施した。なお、昭和38年12月末日現在の土地家屋調査士の員数は別表(2)、過去5年間の比較は別表(4)に示すとおりである。

別表(1)

司法書士員数調

昭和38年12月末現在

区分 庁名	昭和38年1月から12月末までの認可数			認可 取消数	昭和38年12月末現在 司法書士数		
	認可総数	法第2条 第1号	同第2号		総数	会員	非会員
東	25	11	14	16	1,152	1,089	63
京浜	9	7	2	14	225	215	10
横浦	6	5	1	8	169	159	10
千水	3	2	1	6	218	203	15
宇都	7	3	4	3	202	199	3
前都	9	4	5	5	147	142	5
静橋	3	3	-	3	178	171	7
甲岡	5	2	3	6	201	195	6
長野	6	2	4	1	140	137	3
新潟	4	4	-	12	339	333	6
	5	4	1	8	201	200	1
大	25	11	14	23	672	657	15
京	5	4	1	8	263	255	8
神	20	7	13	10	489	475	14
奈	3	3	-	-	121	119	2
大	3	1	2	3	138	137	1
和	5	3	2	-	157	150	7
名	8	7	1	25	309	308	1
古	12	4	8	10	239	238	1
津	10	2	8	15	264	263	1
岐	4	2	2	2	105	105	-
福	6	2	3	3	151	146	5
金	9	3	6	7	144	134	10
富	15	5	10	8	413	364	49
山	6	1	5	13	384	375	9
岡	5	3	2	12	475	435	40
鳥	7	2	5	2	142	141	1
松	3	3	-	10	216	207	9
福	23	11	12	9	386	359	27
佐	1	1	-	5	114	113	1
長	2	2	-	9	250	242	8
大	8	5	3	3	178	177	1
熊	8	3	5	7	289	282	7
鹿	8	3	5	32	529	512	17
児	8	3	5	10	248	232	16
宮	6	1	5	10	260	254	6
仙	5	2	3	12	385	373	12
福	5	1	4	5	183	165	18
山	7	6	1	5	165	159	6
盛	2	-	2	2	148	140	8
秋	2	2	-	2	150	144	6
青	4	3	1	6	203	190	13
札	13	5	8	7	73	68	5
函	1	1	-	2	110	107	3
旭	2	2	-	3	134	132	2
釧	5	1	4	5	134	130	4
高	4	1	3	2	156	144	12
德	3	1	2	12	182	174	8
高	5	3	2	4	333	298	35
松	5	4	1	8			
合	347	169	178	391	12,464	11,947	517

別表(2)

土地家屋調査士員数調

昭和38年12月末現在

区分 庁名	昭和38年1月から12月末までの登録数							登 録 取消数	昭和38年12月末 現在調査士数		
	総数	試 験 合格者	旧法第3 条第1号	同第 2号	同第 3号	附 則 第3項	総 数		会 員	非 会 員	
東	55	38	1	6	10	-	96	3,557	1,738	1,819	
京	39	19	1	11	7	1	185	914	739	175	
横	27	18	1	2	6	-	198	576	536	40	
浦	21	10	-	3	8	-	4	728	305	423	
千	8	3	-	2	2	1	40	383	368	15	
水	8	5	1	1	1	-	4	313	225	88	
宇	7	7	-	-	-	-	41	301	288	13	
都	10	7	-	2	1	-	7	662	455	207	
前	1	1	-	-	-	-	2	175	73	102	
静	8	6	-	1	1	-	705	794	744	50	
甲	20	5	-	4	11	-	765	668	627	41	
長	28	13	-	4	10	1	42	585	549	36	
新	4	4	-	-	-	-	2	185	176	9	
大	19	15	-	1	3	-	11	793	526	267	
京	-	-	-	-	-	-	-	90	67	23	
神	2	2	-	-	-	-	1	73	72	1	
奈	4	3	-	1	-	-	6	138	135	3	
和	28	20	-	2	6	-	264	684	657	27	
名	4	3	-	1	-	-	73	194	191	3	
古	5	5	-	-	-	-	62	399	387	12	
津	2	1	-	1	-	-	8	104	100	4	
岐	2	2	-	-	-	-	4	258	150	108	
福	7	2	1	2	2	-	74	133	124	9	
金	8	8	-	-	-	-	6	908	377	531	
富	12	7	-	5	-	-	67	287	268	19	
山	6	5	-	-	-	1	12	788	359	429	
岡	10	8	-	2	-	-	8	146	140	6	
鳥	5	5	-	-	-	-	32	166	155	11	
松	17	12	-	3	2	-	76	455	431	24	
福	1	1	-	-	-	-	5	226	168	58	
佐	3	2	-	1	-	-	24	205	189	16	
長	2	1	-	-	1	-	9	273	267	6	
大	4	3	-	1	-	-	8	456	362	94	
熊	6	3	-	-	3	-	61	342	325	17	
鹿	6	4	-	2	-	-	10	265	166	99	
児	4	3	-	1	-	-	80	248	240	8	
宮	3	2	-	1	-	-	13	460	420	40	
仙	6	6	-	-	-	-	4	799	382	417	
福	5	2	1	2	-	-	30	441	417	24	
山	2	1	-	-	-	1	193	327	293	34	
盛	1	1	-	-	-	-	3	440	276	164	
秋	15	12	-	3	-	-	74	274	242	32	
青	1	-	-	-	1	-	1	81	42	39	
札	1	-	-	-	-	-	1	87	80	7	
函	4	4	-	-	-	-	45	111	101	10	
旭	5	4	-	1	-	-	1	258	125	133	
釧	2	1	-	-	1	-	4	222	112	110	
高	3	2	-	1	-	-	2	319	183	136	
德	4	4	-	-	-	-	3	347	221	126	
高											
松											
合	444	290	6	67	76	5	3,360	21,638	15,573	6,065	

別表(3) 司法書士員数調(過去5年間比較)

年次	区分	司法書士数			年間認可数			年間認可取消
		総数	会員	非会員	総数	法第2条第1号	法第2条第2号	
昭和34		12,489	11,862	587	375	123	252	409
35		12,509	11,813	696	468	143	325	373
36		12,507	11,907	600	396	163	233	367
37		12,512	11,960	552	349	137	212	349
38		12,464	11,947	517	347	169	178	391

別表(4) 土地家屋調査士員数調(過去5年間比較)

年次	区分	土地家屋調査士数			年間登録数						年間登録取消
		総数	会員	非会員	総数	試験合格者	旧法第3条第1号	第2号	第3号	附則第3項	
昭和34		17,571	13,057	4,514	2,021	142	92	462	1,303	22	1,133
35		27,020	14,055	12,965	10,407	175	273	2,587	7,340	32	1,070
36		26,278	14,680	11,598	266	193	12	36	22	3	986
37		24,565	15,518	9,047	303	193	18	46	39	7	1,813
38		21,638	15,573	6,065	444	290	6	67	76	5	3,360

4. 不動産登記事務合理化方策研究会の開催 不動産登記事務の合理化方策について研究事項を協議等のため、各法務局ごとに登記課長及び研究員のブロック会同を下記のとおり開催し、これに本省から係官が出席した。

法務局別	開催期日	開催地	法務局別	開催期日	開催地
東京法務局管内	7月15・16日	東京都	福岡法務局管内	5月14・15日	福岡市
大阪	5月22・23日	大阪市	仙台	6月18・19日	仙台市
名古屋	6月19・20日	名古屋市	札幌	6月25・26日	札幌市
広島	6月26・27日	広島市	高松	5月28・29日	高松市

5. 外事及び農林に関する民事に関する事項 外務省及び農林省等から関係法令の解釈及び立案に関し、随時質問または協議を受け、これについて意見を述べた。

第四課

法務省組織令第13条

1. 商事に関する事項 手形法(昭和7年法律第20号)第83条、小切手法(昭和8年法律第57号)第69条の規定による手形交換所として指定されていた門司・小倉・若松・八幡手形交換所及び戸畑手形交換所が、北九州市の発足にともない、小倉手形交換所を北九州手形交換所と変更し、門司・若松・八幡・戸畑の各手形交換所が廃止された(昭和

38年法務省令第8号により2月10日から施行)。なお、本年中に於いて横手手形交換所が指定された(昭和38年法務省令第25号により4月1日から施行)。なお、昭和34年版法務年鑑96頁参照。

2. 非訟事件に関する事項 昭和34年版法務年鑑97頁参照

3. 商業登記に関する事項

(1) 商業登記法の立案 商業登記制度の運用の実態にかんがみ、申請人の利便をはかるとともに、商業登記事務の簡素化に資するため商業登記の手續を合理化し、あわせて、商業登記に関する規定の不備を補うため、商業登記に関する規定を非訟事件手續法から分離し、独立の法律案として商業登記法を立案し、第43回国会に提出したが、同国会において成立し、7月9日法律第125号として公布され、昭和39年4月1日から施行されることとなった。

(2) 登記課長会同の開催 上記商業登記法の公布に伴い、同法第120条の規定に基づき、商業登記における登記簿の調製、登記申請書の様式及び添付書面その他商業登記法の施行に関し必要な事項を定めた商業登記規則案についての説明及び第一線実務家の意見を聴取するため、各法務局ごとに登記課長ブロック会同を開催し、これに本省から係官が出席した。

法務局別	開催期日	開催地	法務局別	開催期日	開催地
東京法務局管内	11月7・8日	東京都	福岡法務局管内	10月21・22日	宮崎市
大阪	11月1・2日	大阪市	仙台	11月18・19日	秋田市
名古屋	11月5・6日	名古屋市	札幌	11月21・22日	旭川市
広島	11月	岡山市	高松	11月1・2日	高松市

4. 法人の登記に関する事項 上記商業登記法の公布に伴い、非訟事件手續法その他の関係法令の規定を整理し、所要の経過措置を定める等の必要から、「商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律」を立案し、第43国会に提出したが、同国会において成立し、7月9日法律第126号として公布され、一部を除いて商業登記法の施行の日から施行されることとなった。この法律による整理の主要部分は、登記に関する規定が法律中に規定されている法人について、その登記の手續を商業登記の手續と同様に合理化するため、非訟事件手續法第3編第5章の規定の準用にかえて商業登記法中の相当規定を準用することとし、申請人に関する規定等を削除し、主たる事務所の移転の登記期間を改めるとともに、登記手續の簡素化のため代表者以外の役員は登記を要しないこととし、あわせて登記の嘱託書の添付書面に関する規定を整備する等所要の改正を行なったことである。なお、法人の登記に関する一般的事項については、昭和37年版法務年鑑92頁参照。

5. 供託に関する事項

(1) 一般業務 昭和37年版法務年鑑92頁参照

(2) 供託所の廃止 法務局及び地方法務局組織規程(昭和24年法務府令第3号)第13条

第2項の規定により供託事務を取り扱う法務局及び地方法務局の出張所の中本年中に次のとおり廃止された。

廃止供託所	法務省告示	施行月日	受入供託所
長野・岡谷出	7月24日 1393号	8月1日	長野・諏訪支
大阪・枚方出	8月24日 1466号	9月1日	大阪・供託課
神戸・山崎出	5月30日 875号	6月1日	神戸・龍野支
〃 和田山出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 豊岡支
津・鈴鹿出	9月28日 1585号	10月1日	津・供託課
〃 亀山出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 〃
広島・可部出	4月26日 755号	5月1日	広島・供託課
〃 西条出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 〃
〃 吉田出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 三次支
仙台・志津川出	11月28日 1859号	12月1日	仙台・気仙沼支
福島・二本松出	〃 〃 1858号	〃 〃	福島・供託課
〃 三春出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 郡山支
〃 須賀川出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 〃
〃 棚倉出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 白河支
〃 田島出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 若松支
〃 富岡出	〃 〃 〃	〃 〃	〃 平支

(注) 支は支局、出は出張所を示す。この結果、昭和38年12月31日現在の供託所の数は法務局、地方法務局の本局49、支局238、出張所141、計428カ所である。

6. 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項 昭和37年版法務年鑑92頁参照

第五課

法務省組織令第14条

1. 国籍に関する事項

(1) 帰化許可申請の可否に関する事務については、別表(1)のとおり逐年増加し、かつ、その内容はますます複雑化する傾向にある。そこで本年は、青森・函館・富山・神戸・長野・松江・佐賀・徳島の各地で法務局・地方法務局の戸籍課長(国籍事務担当)会同を開催し、これら事務処理要領について指導及び連絡を行ない、その能率向上と簡素化を図った。また、事件の内容がきわめて複雑多岐であるため、現地機関で十分調査できないもの、あるいは調査の要領を得ないものがあり可否を決し得ないものが相当数あつたが、これらの事件については、現地に出張して直接調査するとともに個別的に原局担当官の指導をも行なつた。また、帰化事件の調査に関し、協力を依頼する官公署等との連絡を密にするため、東京をはじめ各地において法務局とこれら関係の官公署との打合せ会を開催した。

(2) 帰化・国籍離脱・国籍証明書発給等の件数は、別表(1)、(2)、(3)のとおりである。

2. 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項 昭和37年版法務年鑑93頁参照

3. 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事項

解散団体関係財産管理処分状況については、別表(4)のとおりである。

別表(1) 帰化事件処理実績表 (単位人)

年次	前年から繰越	新規受付	計	許可	不許可	翌年への繰越
昭和34	3,507	7,482	10,989	3,196	3,020	4,773
35	4,773	8,130	12,903	3,857	2,955	6,091
36	6,091	7,671	13,762	3,240	2,933	7,589
37	7,589	8,297	15,886	3,614	3,433	8,839
38	8,839	8,271	17,110	4,100	2,519	10,491

別表(2) 国籍離脱届受理(告示)人数

年次	昭和34	35	36	37	38
人数	1,248	1,274	1,908	924	848

別表(3) 国籍証明書発給件数

年次	昭和34	35	36	37	38
件数	822	693	543	557	550

別表(4) 解散団体関係財産管理処分状況

区分	種類						
	土地	建物	債権その他	財産売却	債権回収	財産管理	雑
昭和38年末現在財産	(坪) 2,443.50	(坪) 451.07	(万円) 809	-	-	-	-
昭和38年中管理処分の収入額	-	-	-	-	(万円) 81.3	(万円) 37	-

参事官

法務省組織令第15条

各参事官は、昨年に引き続き、法制審議会各分科会において、それぞれ審議に直接参与し又は前記各分科会等の開催に先だちこれが議案の立案及び細部に亘つての調査検討を続けている。その主な活動状況は次のとおりである。

1. 民法部会財産法小委員会では、準備会を中心に、昨年に引き続き借地借家関係法改正の問題点についての審議検討を進め、その結果をまとめた「借地法等の一部を改正する法律案要綱案」を作成し、12月小委員会における最終的審議を行なつた。
2. 民法部会身分法小委員会は、準備会を中心に、昨年に引き続き「養子制度」に関する

審議検討を進めた。

3. 強制執行制度部会小委員会準備会では、昨年に引き続き、民事訴訟法中強制執行編、競売法その他の関係法令について、執行機関の改革及び執行手続の改善を図るための改正試案につき、逐条的な審議検討を進めた。

4. 手形、小切手に基づく債権の取立を簡易、迅速ならしめるための特別訴訟手続については、昭和37年及び38年に行なつた六大都市商工会議所の不渡手形、手形訴訟制度に関するアンケート調査及び手形金、小切手金請求訴訟事件記録に基づく実態調査等を参考として、民事訴訟法部会小委員会準備会において検討を進めた結果、一応の試案を得たので、7月、10月及び11月の3回にわたり民事訴訟法部会及び強制執行制度部会の合同協議会を開催してさらに審議検討し、これに若干の修正を加えて「民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱案」として可決された。なお、上記の要綱案については、法制審議会の答申を得た上で成文化し、第46回国会に「民事訴訟法の一部を改正する法律案」として提出される予定である。

5. 国際私法部会では、法例改正問題のうち親子間の法律関係を引き続き審議検討し「法例改正要綱試案(親子の部)」を作成、更に国際私法部会の審議を求めべく準備を進めている。また、上記と併行してヘーグ国際私法会議特別委員会で検討された「児童の国際的養子縁組に関する条約」及び「遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約」について審議検討した。その結果前者については更に検討することとし、後者については、条約に加盟するのが妥当であり、これに伴い法例の特別法として「遺言の方式の準拠法に関する法律」を制定することに決定した。この決定に基づき国際私法部会の審議を求めたところ、同部会において更に慎重審議し「遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の署名及び批准に関する決議(案)」及び「遺言の方式の準拠法に関する法律案要綱(案)」を得た。なお、これについては、総会において審議し、その答申を得た上で立法し、条約の批准案(外務省より提出)とともに「遺言の方式の準拠法に関する法律案」として第46回国会に提出される予定である。

6. 商法部会及びその準備会では、本年末より開かれる通常国会に「商法の一部を改正する法律案」を提案することを目途として、昨年に引き続き、記名株式の譲渡の方法、新株引受権の譲渡、その他商法中緊急に改正することを必要と考えられる事項についての審議検討を進めた。なお、昭和38年3月30日法務省で第31号をもって「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」が公布されて同年4月1日施行され、また、昭和38年12月28日法務省令第99号をもって「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の特例に関する省令」が公布され、同月31日施行された。

(3) 刑 事 局

法務省設置法第3条, 第7条 法務省組織令第16条~第20条

当局の所掌事務の概要については、昭和35年版法務年鑑95頁参照。

1. 会 同

年月日	件 名	協 議 事 項	備 考
38. 2. 27 28	検察長官会同	1. 検察体制の刷新整備 2. 当面の検察運営上考慮すべき事項	秘書課の記述 57頁参照
2. 3	高等検察庁管内公判係 検事会同	1. いわゆる事前準備に関する刑事訴訟規則の運用の実績にかんがみ考慮すべき事項について 2. 暴力関係事件の公判運営に関し検察官として特に考慮すべき事項について	
3. 29	全国交通関係事犯担当 副検事会同	1. 交通関係事犯に関し検察運営上考慮すべき事項 2. 区検察庁における事件処理の適正化、効率化を図るため検討すべき問題点	
5. 23 24	検察庁会計課長会同	昭和38年度予算年額内示案等について	
5.	検察庁事務局長ブロッ ク会同	検察庁における行政事務の円滑適正な運営に資するため事務局長として考慮すべき事項	
6. 7	全国少年係検事会同	少年検察はいかにあるべきか	
6. 24 25	全国次席検事会同	1. 今次統一地方選挙を含め最近の地方選挙における違反取締りの実情にかんがみ、検察上特に考慮すべき事項 2. 次席検事として、検察運営上考慮すべき事項	
7. 2	高等検察庁及び指定地方 検察庁麻薬係検事会同	最近の情勢にかんがみ麻薬検察運営上特に考慮すべき事項について	指定地検東京 ほか11庁
7. 10 11	全国公安労働係検事会同	1. 最近における公安労働事件の処理の実情、裁判結果等にかんがみ、公安労働検察の運用に関し、考慮すべき事項について 2. 中小企業における労働争議に関連する事件の処理上考慮すべき事項について	
7. 18	全国財政係検事会同	1. 現下租税事件の検察運用上考慮すべき事項 2. 金融事件の検察運用上考慮すべき事項	
9. 30 10. 1	検察長官会同	現下検察運営上考慮すべき事項	秘書課の記述 57頁参照

年月日	件名	協議事項	備考
10.11	検務実務家会同	1. 徴収関係事務の取扱いに関して特に考慮すべき事項 2. 犯罪票関係事務の取扱いに関して特に考慮すべき事項	
10.28	検察長官会同	今次総選挙にあたり、検察運営上特に考慮すべき事項について	秘書課の記述57頁参照
10.30	高等検察庁及び指定地方検察庁指導係検事会同	1. 検察庁における司法修習生の修習を奨励あらしめる方策について(刑事局) 2.(イ) 検察事務官に対する新しい研修制度を設けるについて考慮すべき事項 (ロ) 副検事研修の実施について考慮すべき事項(法務総合研究所)	指定地検東京ほか28庁
10.11.	高等検察庁管内刑事部長検事会同(ブロック)	起訴便宜主義(すなわち起訴猶予相当を理由とする起訴処分)の運用上考慮すべき事項	各高検所在地において開催
10.11.	高等検察庁管内公安労働係検事会同(ブロック)	最近における被告人、弁護人側の訴訟活動の実情にかんがみ、捜査及び公訴維持上の問題点と対策	"

2. 主な審議法案

審議年月日	法案名	主管省	審議担当課
38. 1. 9	探鉱促進事業団法案	通産省	刑事課
"	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令案	農林省	"
1. 11	道路運送車両法の一部を改正する法律案	運輸省	"
1. 14	労働災害の防止に関する法律案	労働省	公安課
"	林業信用基金法案	農林省	刑事課
"	採石法の一部を改正する法律案	通産省	"
1. 16	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	建設省	公安課
"	農薬取締法の一部を改正する法律案	農林省	刑事課
"	失業保険法の一部を改正する法律案	労働省	公安課
"	科学技術庁設置法の一部を改正する法律案	科学技術庁	総務課
"	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案	通産省	刑事課
"	電力用炭代金精算株式会社法案	"	"
"	石炭鉱業経験規制臨時措置法案	"	"
1. 18	消防法の一部を改正する法律案	自治省	総務課
1. 21	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案	通産省	刑事課
"	中小企業指導法案	中小企業庁	公安課
"	新住宅市街地開発法案	建設省	"
"	雇用促進事業団法の一部を改正する法律案	労働省	"
1. 22	所得税法の一部を改正する法律案	国税庁	刑事課

1. 24	甘味資源作物の生産の振興及び糖業の合理化に関する法律案	農林省	刑事課
38. 1. 25	日本海外移住団法案	外務省	総務課
1. 29	関税込率法等の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
"	日本原子力船開発事業団法案	総理府 運輸省	総務課
1. 30	中小企業近代化促進法律案	中小企業庁	刑事課
"	道路交通法の一部を改正する法律案	警察庁	"
1. 31	日本鉄道建設公団法案	運輸省	総務課
2. 2	海運業の再建整備に関する臨時措置法案	"	"
2. 4	職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案	労働省	公安課
2. 6	地方税法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
2. 12	義務教育諸学校の教科用図書の無償給付等に関する法律案	文部省	公安課
2. 11	中小企業投資育成株式会社法案	通産省	刑事課
2. 19	港湾法の一部を改正する法律案	運輸省	"
2. 23	高圧ガス取締法の一部を改正する法律案	通産省	"
"	河川法改正要綱案	建設省	公安課
2. 25	建築基準法の一部を改正する法律案	"	"
3. 28	不動産の鑑定評価等に関する法律案	"	"
4. 8	災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案	自治省	総務課
4. 12	金属鉱業等安定臨時措置法案	通産省	刑事課
4. 15	電話加入権取引業等の規制のための暫定措置に関する法律案	郵政省	公安課
5. 16	狩猟法施行令の一部を改正する政令案	林野庁	刑事課
"	狩猟法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案	"	"
5. 20	戦傷病者特別援護法(仮称)要綱案	厚生省	青少年課
6. 21	地方自治法施行令の一部を改正する政令案	自治省	総務課
7. 17	道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備に関する政令案	運輸省	刑事課
9. 7	船舶安全法施行規則案	"	総務課
10. 8	日本鉄道建設公団法案	"	"
10. 27	東海道新幹線鉄道の安全確保に関する特別措置法案	"	"
11. 5	電気事業法案	通産省	刑事課
11. 12	東海道新幹線鉄道の安全確保に関する特別措置法案	運輸省	総務課
11. 25	漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令の一部を改正する政令案	水産庁	刑事課
"	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案	"	"
12. 5	風俗営業等取締法の一部を改正する法律案	警察庁	青少年課
12. 27	印紙税法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
12. 17	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大蔵省	"

本年中の所掌事務の実施概要は次のとおりである。

1. 検察庁の組織運営関係

交通切符制度 増加の一途をたどる道路交通法違反事件の迅速処理のため、昭和38年1月1日から東京をはじめ全国主要10地域において実施された交通切符制度は、その後、実施庁における成果等にかんがみ、当初成人事件のみに適用されていた本制度を、少年にかかる同法違反事件についても適用実施することとなり、前記10地域においてあわせて実施をみたほか、逐次実施地域等が拡張された。同38年12月末日現在における本制度実施又は実施予定地域は次表のとおりである。

実施期日	実施又は実施予定地域	適用範囲	実施通達月日等
38.1.1 (成人)	東京、静岡(清水を含む)、大阪、京都	成人・少年事件	成人事件について37.8.25法務省刑事(総)第695号刑事局長通達
4.1 (少年)	神戸、名古屋(西枇杷島を含む) 広島、福岡、仙台、札幌		少年事件について38.3.6 同 第200号 同 通達 (ただし、西枇杷島を除く。)
38.6.1 (成人)	東京都のうちすでに本制度が実施されている地域及び島岐部を除く地域(いわゆる三多摩地域)	成人・少年事件	成人事件について38.5.4 同 第382号 同通達(ただし、横浜については、いわゆる合同庁舎開庁後、成人・少年事件あわせて実施。)
39.1.1 (少年) (予定)	横浜、堺、西宮、尼崎、姫路、西枇杷島(少年事件のみ)		少年事件について38.11.1 同 第894号 同 通達
38.9.1	浜松、宇治、大津、和歌山、一宮、豊橋、岐阜、大垣、長崎、佐世保、熊本	成人事件	38.7.18 同 第569号 同 通達
39.2.1 (予定)	新潟	成人事件	38.12.18 同 第1018号 同 通達
39.4.1 (予定)	水戸、宇都宮、前橋、高崎、長野、布施、岸和田(佐野を含む。)半田、安城、呉、下関、函館、旭川	成人事件	計画中

2. 検務事務関係

(1) 事件事務規程の改正 7月24日法務省刑事(総)秘第7号事件事務規程を改正する法務大臣訓令が発せられ、8月1日から施行された。この改正は、麻薬取締法等の一部を改正する法律(昭和38年法律第108号)及び刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和38年法律第138号)の施行に伴い、精神障害者等の通報に関し所要の改正を加え、また、刑事事件において被告人以外の者の所有に属す

る物を没収する必要がある場合、その者に当該事件の手続への参加を促すための告知、公告に関する手続を新たに規定したものである。

(2) 執行事務規程の改正 12月16日法務省刑事(総)秘第8号をもつて、執行事務規程の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、同月20日から施行された。この改正は、刑執行事件年表報告例(昭和16年4月10日司法省調第99号法務大臣訓令)の廃止と相まつて、刑執行に関する統計報告事務の合理化を図るため行なわれたものである。

3. 死刑執行命令関係 本年当局において死刑執行上申を受理した死刑確定者は19人で、昨年末における未執行者54人と合わせ73人であるが、このうち、本年中12人に対し死刑執行命令が発せられ、いずれも執行を了したので、昨年末における未執行人員は61人となった。

4. 条約関係

当局で検討した条約案の主なものは、下記のとおりである。

(1) 2国間条約関係 (イ) 日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の通商協定案 (ロ) 日本国とメキシコ共和国との間の通商協定案 (ハ) 日本国と連合王国との間の領事条約案

(2) 多数国間条約関係 (イ) 外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書 (ロ) 国際連合国際民間航空機関において審議された「航空機上において行なわれた犯罪その他の行為に関する条約」(ハ) 道路交通条約 (ニ) 自家用自動車の一時輸入についての通関に関する条約

(3) その他 (イ) 「人権の保護における警察の役割について」の国際連合アジア地域人権セミナーが、4月29日から2週間オーストラリア・キャンベラにおいて開催され、日本政府代表として当局係官が出席した。(ロ) 「航空機上において行なわれた犯罪その他の行為に関する条約」の採択のための国際連合国際民間航空機関主催の航空法国際会議が、8月20日から4週間東京において開催され、日本政府代表として当局係官が出席した。

5. 検察審査会関係

本年中において全国の検察審査会が検察官の不起訴処分について、起訴相当又は不起訴相当の議決をした人員は1,494人で、その内訳は起訴相当138人(全議決の9%強)、不起訴相当1,355人(全議決の91%弱)で、起訴相当の議決があつた138人(うち11人に対して起訴手続がとられた。)の罪名別内訳は次表のとおりである。

建議、勧告は5件であり、現実社会と刑法とのギャップを検察権の適正な行使によつて補われたいとするもの、不起訴処分通知書に「検察審査会に申立することができる」との趣旨の文言を明記されたいとするもの等があつた。

罪名	起訴相当の議決人員			起訴人員	不起訴人員	罪名	起訴相当の議決人員			起訴人員	不起訴人員
	起訴	起訴	不起訴				起訴	起訴	不起訴		
(刑法犯)											
公務執行妨害	2	-	1			収賄	1	-	1		
公文書偽造	6	-	4			贈賄	1	-	1		
偽造公文書行使	7	-	6			強姦致傷	1	1	-		
私文書偽造	4	-	3			傷害	4	-	3		
有価証券偽造	1	-	-			過失傷害	23	8	9		
偽証	12	-	11			脅迫	1	-	1		
						名誉毀損	2	-	2		
						窃盗	3	-	3		
						詐欺	15	-	10		
						背任	4	-	2		
						恐喝	3	1	2		
						横領	17	-	5		
						毀棄(特別法犯)	2	-	-		
						公職選挙法	51	-	-		

6. 検察庁に関する国家賠償請求事件 本年中訟務局から検察庁に関する訴訟事件として当局に通知があつた事件は11件あり、請求原因は、検察官の起訴処分を不当とするもの、証拠品の処分を不当とするもの、誤つて財産を差押えられたとする第三者異議の訴等である。なお、本年中終了した事件は7件あり、国が敗訴した事件は、前科不実記載による損害賠償事件(3千円で和解)、不当勾留による損害賠償事件(1万円で和解)の2件である。

7. 司法警察関係

(1) 特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況

種類	昭和38年末司法警察職員			昭和38年1年間の送致事件数、人員		左記の送致事件に関する強制捜査権行使の種類及び回数				左記期間中の警察引渡事件数、人員		備考
	司法警察員	司法巡查	計	合状による逮捕	現行犯逮捕	捜索	差押	件	人			
監獄又は分監の長	187	-	187	65	87	1	28	-	-	5	5	
監獄職員	441	536	977	237	313	1	151	-	-	-	-	
営林局署職員	3,737	-	3,737	483	713	4	3	1	9	82	128	
公有林野事務担当の北海道吏員	183	-	183	63	70	-	-	61	-	-	-	
狩猟取締事務担当の都道府県吏員	988	-	988	14	14	-	-	-	-	87	90	
船長その他海員	(不詳)											
皇宮護衛官	246	582	828	-	-	-	-	-	-	1	1	
国有鉄道の役職員	817	6,318	7,135	-	-	-	-	-	-	26	29	
労働基準監督官	2,360	-	2,360	474	969	3	-	26	27	-	-	
船員労務官	170	-	170	4	4	-	-	-	-	-	-	
海上保安官及び同保安官補	7,035	2,961	9,996	19,683	17,690	465	634	976	901	3,762	3,183	
麻薬取締官	150	-	150	125	188	53	52	100	62	1	1	
麻薬取締員	118	-	118	88	106	7	3	26	25	4	5	

郵政監察官	627	-	627	655	751	156	35	242	216	12	12
鈛務監督官	254	-	254	23	45	-	-	-	-	-	-
漁業監督官	56	-	56	62	65	-	40	-	-	31	31
漁業監督吏員	384	-	384	763	775	-	372	5	5	130	198
自衛隊の警務官及び警務官補	821	25	846	1,017	507	129	3	9	6	23	27
国税庁監察官	119	-	119	5	6	-	-	-	-	-	-
鉄道公安職員	1,533	1,787	3,320	691	730	-	-	-	-	3,414	3,944
				(521)	(560)	(41)	(476)		(2)		

()内は鉄道公安職員の職務に関する法律により検察官に引致した数

(2) 司法警察職員教養訓練関係 検察庁における司法警察職員に対する教養訓練の概況は、次表のとおりである。

(イ) 司法警察職員との各種会議

種別	対象人員	回数	種別	対象人員	回数
一般司法警察職員	1,321	51	特別司法警察職員	171	9

(ロ) 司法警察職員に対する実務修習

種別	対象人員	回数	種別	対象人員	回数
一般司法警察職員	2,527	206	特別司法警察職員	2,157	67

(ハ) 司法警察職員所属庁からの依頼による講師派遣

種別	対象人員	回数	種別	対象人員	回数
一般司法警察職員	7,154	234	特別司法警察職員	420	10
監獄職員	158	8	海上保安官及び保安官補	112	9
営林局署職員	1,396	50	麻薬取締官及び麻薬取締員	551	18
狩猟取締事務担当の都道府県職員	104	4	郵政監察官	190	12
国有鉄道の役職員(鉄道公安職員も含む。)	2,159	51	鈛務監督官	3	67
労働基準監督官	552	14	自衛隊の警務官及び警務官補	1,721	47
			その他(専売公社・消防・税務関係職員等)		

8. 検察庁予算関係

(1) 昭和37年度予備費使用要求として (イ)一般検察費の不足、(ロ)参議院議員選挙取締費の不足、(ハ)麻薬犯罪の取締費の不足、(ニ)地方選挙の取締費の不足に伴う、各経費の要求をしていたが、一般検察費の不足分 3,600万5千円及び地方選挙の取締費の不足が38年統一地方選挙の事前運動取締強化費と併せて 2,444万8千円の使用承認がなされ

た。

(2) 昭和38年度予算の執行につき、官房経理部と協力してこれにあたるとともに、給与改訂に伴う補正予算の要求並びに (1)一般検察費の不足、(2)衆議院議員総選挙の取締費の不足、(3)統一地方選挙の取締費の不足、について、それぞれ予備費使用要求を行なった。

(3) 昭和39年度予算の編成については8月31日概算要求明細書を大蔵省に提出し、数次にわたる説明ののち、昭和38年12月末、内示がなされた。

9. 被疑者補償関係 被疑者補償規程(昭和32年4月12日法務省訓令第1号)施行後における補償の概況は、次表のとおりである。

年次	受理人員	処 理			未 処 理
		補 償		不補償人員	
		人 員	金 額		
32	5	3	8,100	2	-
33	4	1	2,400	3	-
34	4	2	15,000	2	-
35	5	1	3,300	3	1
36	8	2	4,400	6	-
37	3	2	7,200	1	-
38	5	2	9,200	2	1
計	34	13	49,600	19	2

10. 検察月報、検察資料関係

(1) 検察月報 次のとおり第161号から第170号まで刊行し、検察庁及び関係機関に配布した。

号数	刊行年月	頁 数	収 録 期 間	備 考
161	38.2	131	昭和38年 1. 1~ 1.31	部外秘
162	3	75	2. 1~ 2.28	〃
163	4	166	3. 1~ 3.31	〃
164	5	127	4. 1~ 4.30	〃
165	7	145	5. 1~ 6.30	〃
166	8	223	7. 1~ 7.31	〃
167	9	231	8. 1~ 8.31	〃
168	11	118	9. 1~ 10.31	〃
169	12	95	11. 1~ 11.30	〃
170	39.1	158	12. 1~ 12.31	〃
別冊	38.11	30		「衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法の解説」

(2) 検察資料 本年中に刊行して、検察庁及び関係機関に配布した資料は、次のとおりである。

号 数	標 題	刊行年月	型 体	備 考
118	外国人登録法・出入国管理令関係主要裁判例集	38. 4	A 5 版	
119	公安労働関係質疑回答集	38. 6	〃	部外秘
120	交通医学に関する諸問題	38.10	〃	
121	第43回国会刑事局関係答弁集	38. 9	〃	部外秘
122	当選無効訴訟関係資料(一)	38.10	〃	
123	売春防止法解説(検察提要三)	38.11	〃	

刑 事 課

法務省組織令第18条

1. 一般刑事 昭和38年中に全国検察庁において新規に受理した被疑事件の被疑者総数は5,077,083人であり、刑法犯が668,126人、準刑法犯が10,593人、特別法犯が4,398,364人となっている。これを前年と比較してみると総数において120,313人、刑法犯が34,382人、準刑法犯が728人、特別法犯が85,203人といずれも増加を示している。次に、罪種別に前年との増減を比較してみると、増加したものは、業務上過失致死傷の196,054人(前年より47,955人の増加)、強制わいせつ・強姦の10,122人(同257人の増加)、住居侵入の7,300人(同240人の増加)、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反の10,472人(同676人の増加)等であり、減少したものは殺人の2,842人(同3,880人の減少—もつとも前年の6,722人のうち3,893人は昭和35年6月15日発生いわゆる国会周辺デモ事件に関する告訴・告発等事件を昭和37年11月に東京地方検察庁において検察官認知により受理したものを含んでいるので、これを除くと前年より13人増加となる。)、詐欺の30,755人(同2,084人の減少)、恐喝の26,593人(同1,645人の減少)、窃盗の199,967人(同1,543人の減少)、横領の11,735人(同1,519人の減少)、道路交通法違反の4,118,989人(同8,552人の減少)等である。次に、具体的事件で注目されたものは、島津夫人営利略取未遂事件(東京)、三ツ沢公園における少女強姦致傷・殺人事件(横浜)、いわゆる狭山事件—女子高校生殺し—(浦和)、いわゆる鶴見事故—東海道線二重衝突事件—(横浜)等があり、このほか暴力団の対立抗争事件—内容的には凶悪犯の傾向が認められる—の多発が目立った。

[注記：犯罪の人員数・件数において前年の数字として示されているものが、法務年鑑37年版と一致しないことがあるが、これは本38年版において誤りを訂正した結果にほかならない。以下同じ。]

2. 公務員犯罪関係 昭和38年中に全国の検察庁において受理した人数は7,798人(道路交通法違反を除く)で昨年の11,765人に比し3,967人の減少である。しかし、昨年から本年にかけて立件処理されたいわゆる6・15事件にからむ警察官に対する告訴・告発事件を除いて考えれば、昨年は7,619人であり、本年は7,181人で昨年に比し減少を示してい

るが、一昨年の6,702人より若干の増加を示している。従つて公務員犯罪のすう勢としては多少の増減を示しつつ横ばいの状況にあるといえよう。一方、同年中に発生した具体的な事件としては、東京都議会議長等の都営住宅用地買収等にかからむ贈収賄等不正事件、三鷹市農業委員会委員の農地の所有権移転・転用等にかからむ贈収賄事件、日本住宅公団職員の団地への不正入居あつせんにからむ贈収賄事件、東海道新幹線敷設用地買収にかからむ贈収賄事件、日豊本線複線化にともなう用地買収等にかからむ贈収賄等不正事件、青葉計器株式会社の関東・東北・北陸にまたがる地方公共団体への水道メーター納入にかからむ贈収賄事件、四国機器株式会社のポンプ設置工事にかからむ贈収賄事件のほか、公共土木工事の入札又は監督検収等にかからむ贈収賄事件中、税務署職員の課税調査等にかからむ贈収賄事件、警察官の介在する自動車運転免許証偽造事件、郵便局員の現金抜取り、公金横領等不正事件の発生があつた。

3. 補助金関係 昭和38年中に全国の検察庁において受理した補助金等適正化法違反事件は、24件118人で昨年の20件55人に比し4件63人の増加となつている(人員が急増した原因は1件71人という組合ぐみの事件の受理があつたためである)。これを態様別にみると虚偽申請等による補助金の不正受領犯等100人、補助金の他目的使用犯18人となつている。さらにこれを補助金別にみると各種の災害復旧関係、簡易水道敷設関係、農林水産業施設の改良等関係がその大半を占めている。また、補助金にかからむ刑法犯で同年中に受理した人員は43人で、昨年の26人に比し17人の増加となつている(これも1件22人にのぼる補助金交付にかからむ贈収賄事件の受理があつたためである)。これを罪名別にみると背任1人、業務上横領3人、収賄9人、贈賄25人、その他の刑法犯5人となつている。

4. 選挙関係 昭和38年中に行なわれた主な選挙は、4月に施行された統一地方選挙及び11月に施行された衆議院議員の総選挙である。

(1) 統一地方選挙について 右の選挙における違反事件の全国検察庁における受理人員の総数は95,856人でその選挙別の罪種別内訳をみると次のとおりである(昭和38年9月30日現在)。

罪種別	選挙別					計
	都道府県知事	都道府県議員	市町村長	市町村会議員		
買収	663	53,075	8,961	23,483		86,182
選挙妨害	136	204	161	291		792
文書違反	293	955	263	524		2,035
不正投票	16	172	84	334		606
戸別訪問	65	2,562	372	1,166		4,165
その他	238	960	293	541		2,032
計	1,415	57,952	10,143	26,346		95,856

以上のごとく買収事犯が依然として受理人員の大半を占め、その占める割合は受理人員の89.9%に達している。

次にこれらの処理状況をみると、受理人員の97.5%にあたる93,495人がすでに処理されており、その内訳は起訴したもの27,150人、不起訴処分に付したものの42,403人、中止移送にしたもの23,942人となつている。これを各選挙別にみると

選挙別	処理別 受 理	処 理			
		求 公 判	求 略 式	不 起 訴	中 止 移 送
都道府県知事	1,415	129	255	699	324
都道府県議員	57,952	4,046	12,869	25,343	14,526
市長 村長	10,143	656	2,373	4,125	2,665
市町村会議員	26,346	1,071	5,751	12,236	6,427
計	95,856	5,902	21,248	42,403	23,942

次に統一地方選挙に際して発生した事犯のうち、主なものとしては東京都知事選挙に際して発生したいわゆるニセ証紙事件があげられる。この事件は、東京都知事選挙に際しては自由民主党東京都知事選挙対策委員会連絡本部の事務を担当していた自由民主党事務局職員が、東京都教育庁福利厚生部福祉課福祉係長、印刷ブローカー等と共謀の上、東京都選挙管理委員会の証紙を見本として約1万6千枚を偽造し、これを法定枚数を超える東候補の選挙運動用ポスターに貼付して都内各所に掲示させたもので、関係者8人が起訴された。次に、前記ニセ証紙事件の取調中、自らもいわゆる選挙屋と称して世人の注目をひいていた肥後亭が選挙運動用葉書を譲渡して東候補の選挙運動に使用したこと並びにその選挙運動に関して肥後が金員の供与を受けたことが明らかとなり、また、肥後は昭和37年10月に施行された千葉県知事選挙においても、自己の身代りとして候補者を立て、これらの者の選挙運動に名を借りて加納候補のための選挙運動を行ない、その選挙運動報酬を受けていることが判明したので、肥後等関係者を起訴した。

(2) 衆議院議員総選挙について 右の選挙における全国検察庁における受理人員の総数は、43,242人であつてこれを罪種別にみると次のとおりである(昭和38年12月31日現在)。

罪種別	処理別 受 理	処 理			
		求 公 判	求 略 式	不 起 訴	中 止 移 送
買収	39,198	2,101	4,499	11,053	6,745
選挙妨害	97	11	19	27	19
文書違反	1,647	19	151	453	246
不正投票	6	-	1	-	2
戸別訪問	1,436	32	220	296	238
その他	858	41	95	135	114
計	43,242	2,204	4,985	11,964	7,364

また、処理状況をみると受理人員の約61%にあたる26,517人が処理されている。

次に、今次総選挙をめぐって発生した主な事犯としては、いわゆる背番号をもって立候補をした泡沫候補者の虚偽事項公表の事犯がある。本件は肥後事務所所属の28名の候補者が当選の意思もないのに東京において26人、千葉において2人がそれぞれ立候補したもので、肥後をはじめとして悪質な候補者6人を無資格選挙運動（公職選挙法第137条の3）、虚偽事項公表（公職選挙法第235条1号）による公職選挙法違反として起訴し、その他18人の候補者を不起訴処分に付した。その他、後援会、会社、労働組合等の組織を利用した悪質な買収事犯も多数発生した。後援会、会社等の組織を利用した主なものとしては北村貞治派（長野）、柏原正雄派（新潟）、堤康次郎派（大津）、加藤常太郎派（高松）等があり、労働組合等の組織を利用したものとしては武部文派（鳥取）、卜部政巳派（松江）、赤路友蔵派（鹿児島）等があった。

5. 外事関係

(1) 外国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪 本年における合衆国軍隊構成員等の犯罪状況を刑事統計からみると、全国検察庁で受理した被疑者総数は2,855人（前年2,687人）であり、刑法犯にあつては業務上過失致死傷819人がもつとも多く、傷害160人、窃盗119人などがこれにつづき、特別法犯にあつては道路交通法違反1,420人が圧倒的に多く、関税法違反24人、銃砲刀剣類所持取締法違反21人などがこれにつづいている。一方起訴したものは刑法犯249人（うち業務上過失致死傷204人）、特別法犯141人（うち道路交通法違反128人）である。本年注目された犯罪としては、2月25日米軍立川基地内で発生した米軍憲兵による窃盗犯人射殺事件がある。この事件は、当時巡回警ら中のR. G. ディビッドソン軍曹が基地内に不法侵入した窃盗犯人2人を発見誰何したが、うち1人が取調べ逮捕を免れんとして逃走したため、犯人を追跡し威嚇発射したところ、同人の背部に弾丸を命中せしめて死亡させたものであり、日本側は本件を業務上過失致死被疑事件として捜査を遂げたが、結局、この行為はいわゆる日米地位協定第17条所定の「公務執行中の行為」から生じたものと認められ、日本側に第一次裁判権なしとして3月26日不起訴処分に付された。また、判決のあつた主なものとしては、昭和37年当時横須賀市内で現職警察官を、拳銃を奪つて射殺した米水兵事件につき、2月26日横浜地方裁判所横須賀支部は被告人L. L. ジャックソンに懲役10年（公務執行妨害、殺人）、同H. E. ウィリアムスに懲役1年（公務執行妨害）を言い渡したが、検察官は量刑不当として控訴した。

(2) 一般外国人の犯罪 本年における新規受理人員（上記(1)を含む）は、103,327人で前年の103,613人に比し286人の減少である。これを罪種別にみて、減少しているものとしては、道路交通法違反58,077人（前年60,414人）、たばこ専売法違反283人（同1,619人）、酒税法違反373人（同681人）、窃盗6,502人（同6,791人）、贓物関係944人（同688人）等がある。増加したものとしては、外国人登録法違反18,473人（前年14,396人）がもつとも目立っている。また、外国人のうち朝鮮人の受理人員は95,938人で前年の96,668人に比し730人の減少となつている。なお、具体的事件としてはとくに注

目すべきものはないが、密航ブローカーによる朝鮮人の集団密入国（山口、福岡など）が依然として跡をたたない状況にある。

6. 財政経済関係 昭和38年における財政経済関係事犯の主な罪名別受理処理状況は次のとおりである。

(1) 直接国税に関する違反事件の新規受理状況は、所得税法違反14件（前年14件）、法人税法違反59件（同53件）計73件（同67件）で法人税法違反が増加している。その処理状況は、起訴47件（同45件）、起訴猶予1件（同1件）、犯罪の嫌疑なし1件（同0件）、犯罪の嫌疑不十分1件（同0件）、未済23件（同21件）となつている。

(2) 間接国税、地方税、専売法関係違反事件の新規受理人員は、酒税法違反3,909人（前年5,064人）、印紙税法違反117人（同243人）、物品税法違反162人（同199人）、入場税法違反81人（同120人）、地方税法違反10人（同16人）、たばこ専売法違反1,517人（同4,147人）でいずれも減少している。その起訴人員は、酒税法違反560人（同1,115人）、印紙税法違反29人（同68人）、物品税法違反48人（同109人）、入場税法違反37人（同40人）、地方税法違反2人（同2人）、たばこ専売法違反349人（同560人）で地方税法違反を除きいずれも減少している。

(3) 為替貿易関係違反事件の新規受理人員は、関税法違反2,538人（前年2,772人）、外国為替及び外国貿易管理法違反760人（同723人）となつていて、その起訴人員は関税法違反572人（同801人）、外国為替及び外国貿易管理法違反165人（同202人）となつている。特異事件として、東京におけるいわゆる石炭ガラ輸出詐欺事件があつた。

(4) 金融関係違反事件の新規受理人員は、相互銀行法違反19人（前年15人）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律違反9人（同46人）、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反322人（同436人）で相互銀行法違反を除きいずれも減少している。その起訴人員は、相互銀行法違反9人（同9人）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律違反2人（同19人）、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反145人（同207人）で、相互銀行法違反を除きいずれも減少している。

(5) 無体財産関係違反事件の新規受理人員は、不正競争防止法14人（前年47人）、特許法違反40人（同74人）、実用新案法違反169人（同126人）、意匠法違反37人（同15人）、商標法違反206人（193人）で、不正競争防止法違反及び特許法違反を除きいずれも増加している。その起訴人員は、不正競争防止法3人（同14人）、特許法違反2人（同8人）、実用新案法違反2人（同2人）、意匠法違反0人（同1人）、商標法違反67人（同107人）で実用新案法違反を除きいずれも減少している。

(6) 産業経済関係違反事件の新規受理人員は、食糧管理法違反1,159人（前年2,237人）、食糧緊急措置令違反0人（同2人）、物価統制令違反614人（同1,295人）でいずれも逐年激減している。その起訴人員は、食糧管理法違反411人（同690人）、物価統制令違反287人（同611人）といずれも減少している。

してみると、刑事処分相当意見については48.5%、少年院送致相当意見については30.0%、保護観察相当意見については18.0%、その他の処分相当意見については95.8%となっており、刑事処分相当意見については逐年合致率が高まっている。なお、刑法犯のみの合致率についてみると刑事処分相当意見については53.0%（昨年は51.0%）、少年院送致相当意見については30.6%（同31.9%）、保護観察相当意見については20.7%（同21.2%）その他の処分相当意見については94.3%（同94.7%）となっており、また、特別法犯のうち道路交通法違反の合致率についてみると、刑事処分相当意見48.2%（昨年は48.1%）、少年院送致相当意見4.0%（同4.8%）、保護観察相当意見36.7%（同37.7%）、その他の処分相当意見96.2%（同95.6%）となっている。

本年中に家庭裁判所で処理された人員633,628人を基準として少年法第20条による逆送の率をみると、逆送人員は127,507人で、20.2%が逆送されている。この比率及び刑法犯・道路交通法令違反についての比率を過去四年間についてみると第二表のとおりとなる。

第二表

区分	年次			
	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年
処理人員総数	11.4%	15.2%	20.9%	20.2%
刑法犯	7.3	7.2	8.1	7.8
道路交通法令違反	13.5	19.1	26.4	25.6

すなわち、そのいずれについても、昭和35年以降逆送率が高まってきていたが、本年は昨年に比べやや低くなっている。

最後に逆送を受けた事件の処理状況についてみると、本年中に起訴した人員は104,882人であるが、その内訳は、刑法犯9,674人、準刑法犯77人、特別法犯95,131人（うち道路交通法令違反94,958人）であり、これを年齢別にみると、18歳未満の者24,837人、18歳以上の者80,045人である。

(3) 特異事件 本年中に発生した特異事件中の主なもの挙げてみると、模型飛行機等の材料等の資金ほしさにタクシー強盗を計画し、運転手を殺害したうえ、現金及び自動車を強取した19歳の少年の事件（横浜）、東京にでも行つて就職しようと考え、その旅費をつくるため、農業協同組合に侵入し、宿直室に就寝中の顔見知りの宿直員を殺害し、現金及び自転車を強取した19歳の少年の事件（熊本）、8歳の少女（姪）に猥せつ行為をしたところ、少女が父に言いつけると泣きわめいたので、露見をおそれ、殺害しようとして首を絞め、さらに川に投じて殺害した16歳の少年の事件（名古屋）、通行中の婦女の背後から鉄棒で一撃して昏倒させ、財布を奪い、なお立上つた同女をさらに同鉄棒で殴打し、姦淫したうえ死亡せしめた19歳の少年の事件（横浜）等があつた。

(4) 交通違反少年の実態調査 少年による交通事犯が激増している実情にかんがみ、違反少年の実態把握等のための基礎資料を収集する目的の下に昨年8月から12月まで

の間、千葉、名古屋、広島等の3地検を中心として家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所の協力をえ、交通違反少年に関する特別調査を実施し（調査の対象は、3犯以上の道路交通法違反者、道路交通違反を犯し物件を損壊した者及び道路において車輛による業務上過失致死傷を犯した者の3種であつて、調査対象人員は計572人にのぼつた。）、本年1月から約8カ月余りにわたり中央関係機関の係官の協力によつてこれを取りまとめた。そのとりまとめは、物件事故群が非常に少数であつたことから、それについては他群との対比が殆んどできなかつたので、主として違反群と人身事故群との対比、違反群中の「無免許違反者」と「最高速度違反者」の対比及び人身事故群の「前歴のあるもの」と「前歴のないもの」との対比に重点をおいた。

(5) 少年法制関係 少年法制に関しては、昭和34年以降、省内に「少年法調査研究会」が設けられ、省内各部署の係官により、少年法及び関係法令につき理論的、実際的な面から検討をすすめてきたが、本年7月の第85回をもつて、本研究会の検討を終えた。

研究会によつて検討された事項は、次のとおりである。

1. 少年法の適用年齢、2. 少年審判制度の基本的構造、3. 審判の対象、4. 審判補助機関、5. 審判手続、6. 検察官の関与、7. 保護処分制度、8. 少年鑑別制度、9. 少年の刑事事件、10. 少年の福祉を害する成人の刑事事件、11. 少年の道路交通法違反事件、12. 児童福祉法との関係、13. 警察補導。

2. 麻薬・覚せい剤関係

(1) 麻薬関係

(イ) 概況 麻薬関係法令違反事件（麻薬取締法、あへん法、大麻取締法各違反事件の特別法犯のほか、刑法の阿片煙ニ関スル罪を含む。）は、昭和32年以降漸増の傾向を示していたが、昭和36年度は僅かに減少（あへん法違反事件の激減に基因する。）をみたものの、昭和38年度は過去において最高を出した昭和35年度の3,261人を539人上回る3,800人を受理したのであるが、本年度は、それをさらに337人を上回る4,137人を受理し、これまでの最高の記録を出した。なかでも、悪質事犯と目される麻薬取締法違反事件は、麻薬関係事犯の総受理人員中約86.4%を占めている。

(ロ) 受理・処理状況 本年中に全国地方検察庁において、新しく受理した麻薬関係法令違反人員は、上記のとおり4,137人で、前年の3,800人に対し、337人（89%）増加している。これを法令別にみると、阿片煙ニ関スル罪は3人（前年4人）、あへん法違反419人（前年380人）で10.2%の増、麻薬取締法違反3,572人（前年3,368人）で6%増、大麻取締法違反143人（前年48人）で前年の約3倍に増加している。なお、麻薬取締法違反事件の発生分布をみてみると、前年度は、総受理人員の80%にあたる2,683人が、いわゆる濃厚地区である横浜（983人）、大阪（596人）、神戸（437人）、東京（371人）、福岡（296人）で受理され、この種事犯の分布を示すものとして注目されたが、昭和38年度についてみると東京715人（前年比344人増）、横浜564人（同491人減）、神戸487人（同50人増）、大阪467人（同129人減）、福岡241人（同

55人減)となっており、総受理人員の69.2%と前年よりも大幅に減少しており、山口133人(前年比93人増)、静岡131人(同78人増)、広島88人(同76人増)、熊本66人(同52人増)、京都46人(同24人増)、長崎41人(同32人増)、水戸29人(同22人増)等が増加しているということは、昨春以来指摘されていた麻薬事犯の分散化、広域化の傾向を反映するものといえよう。

次に処理状況についてみると、前年度よりも337人多く受理しているにもかかわらず、起訴人員は2,076人と前年に比し452人の減少となっており、そのため起訴率も60%に止まり、前年度の76%に比し著しく低いのみならず、過去10年間の最低となつている。検察庁としては、厳罰方針を堅持しており、この方針を強めてもゆるめていないのに起訴率が低下したことは、つぎのような理由によるものと思われる。不起訴処分が付された者の大部分は、受施用又は自己施用事犯であると思われるが、一部の検察庁の報告によると、送致をうけたこの種事犯のうちには、犯行時の古いものや、きわめて軽微な事犯が含まれているとのことであるから、そのようなことから立証が困難であつたり、起訴猶予にせざるを得なかつたりしたことによるものと推測される。ちなみに、麻薬取締法違反事件の起訴率は69%である。

(ハ) 科刑状況 この種事犯の裁判結果をみると、科刑は年々重くなつており、昨年9月には東京高裁において金明玉に対し懲役10年、罰金50万円(併科)(昭和37年9月22日確定)の判決があつたが、本年9月にも横浜地裁において千谷信之助に対し懲役10年、罰金50万円(併科)の判決があつた。

(ニ) 特異事件 本年中の特異な麻薬関係事件は、暴力団および麻薬管理者の関与した事犯で、主なものは、次のとおりである。なお、神戸においては、オランダ貨客船を利用し、我国に麻薬を密輸入をさせていた香港のいわゆる麻薬ボス馬光華こと馮啓華を検挙したが、これは麻薬の取締りに関する国際協力が実つたものである。(a) 暴力団員の加担による麻薬および覚せい剤の密造・密売事犯(松山)、(b) 麻薬管理者等による麻薬取締法違反事件(山口)、(c) 多数の暴力団員を主体とする麻薬および覚せい剤取締法違反事件(広島)。

(2) 覚せい剤関係 覚せい剤取締法違反事件は、昭和29年度の69,060人の受理を最高に、同30年度43,933人、同31年度9,747人、同32年度2,377人、同33年度756人と激減し、昭和30年の法改正の効果はあげられたものと見うけられる。その後は、昭和34年度973人、同35年度833人、同36年度1,257人、同37年度867人、同38年度1,575人の受理で、昭和34年以降は若干ではあるが、増減の途をたどつている。昭和38年度の1,575人を地区別にみると東京、横浜、静岡、京阪神及び四国地区において毎年継続して受理しているが、他の地区においては、少数の人員を散発的に受理しているに過ぎない。昭和38年度の受理数の増加は、昭和38年の麻薬取締法等の一部改正で罰則が強化されたので、麻薬から覚せい剤に転向したのではなからうかとも推測されるが定かでない。

次に処理についてみると、昭和30年度の起訴率63.6%を最高に年々下降線をたどつ

ていたが、昭和37年度には77.7%という高率を示したものの、昭和38年度は起訴893人となっており、起訴率は65%で、前年度よりはかなりの低下をしている。なお、特異事件としては、(a) 売春暴力団田中組の覚せい剤密造販売事件(徳島)、(b) 近畿中国地方にまたがる覚せい剤密造ならびに密売事件(神戸)、(c) 朝鮮人グループによる覚せい剤密造と博徒凶越組等暴力団・ぐれん隊による組織的密売事件(京都)。

(3) 麻薬取締法等の改正について 麻薬犯罪の現況から一般国民のこれに対する世論も高まるとともに、さきに、衆参両院の社会労働委員会においても取締の強化、法定刑の引き上げ、中毒者対策の強化を骨子とする麻薬対策強化の決議をそれぞれ採択した。厚生省は、この決議の内容を盛りこんだ麻薬取締法等の一部改正法案の立案作業に着手し、昨秋来当局と協議のうえ、検討を続けてきたが、その法案を本年2月18日衆議院に提出し、これが6月21日に法律第108号として公布、7月11日から施行されることとなつた。なお、同法改正にともない、あわせて大麻取締法およびあへん法の一部も改正され、それぞれの違反行為の段階に応じ罰則の強化がなされた。

麻薬取締法の改正の主な点は次のとおりである。

- ① 麻薬の取扱い及び監督の強化に関すること。麻薬取扱者の免許の相対的欠格事由を拡大して覚せい剤中毒者等には免許を与えないこととした等。
- ② 麻薬、大麻またはあへんの慢性中毒者の入院措置に関する規定を設けたこと。麻薬中毒者等の入院措置として、精神衛生法によつて措置がとられていたのを、麻薬取締法自体に麻薬中毒者等の通報、診察、入院、入院中の措置、退院等についての規定を設けるとともに、麻薬中毒者等の入院期間を30日とし、その30日を超える場合には、麻薬中毒審査会の審査にもとづいて、6月を超えない範囲で、入院を継続させることができることとした等。
- ③ 麻薬犯罪に対する罰則を強化したこと。改正前の麻薬取締法違反の罪に対する最高刑は「1年以上10年以下の懲役及び50万円以下の罰金」であつたが、これを「無期又は3年以上の懲役及び500万円以下の罰金」に改め、以下それぞれの違反行為の段階に応じ罰則を強化した。また、新たに「麻薬の密輸入及び密造」については、その予備を罰し、「麻薬の密輸出入及び密造に要する資金、建物等の提供」及び「不正取引の周旋」を独立罪とした。

3. 風紀関係

(1) 売春防止法関係

(イ) 概況 売春防止法が全面的に施行されて以来、同法違反による検察庁の新受理人員は、逐年減少の傾向を示しており、昭和36年度において、はじめて2万台を割り、昨年は17,031人であつたが、本年度は、それをさらに2,157人下廻る14,874人を受理した。これがことの実態を反映しているのであれば喜ばしいことであるが、事犯の実態は、その手段、方法において巧妙化の一途を辿るとともに、漸次隠秘、潜行化の傾向をみせているので、単に統計上の数的減少がそのままことの実態を表わしているものとは考えられない。すなわち、かかる事犯の巧妙化、隠秘化に伴う

検挙の困難化ということが、受理人員減少の一因かとも推察される。

(甲) 売春事犯の受理・処理状況 本年における売春防止法違反事件の新受人員は、14,874人であつて、その内訳をみると、第5条違反(勧誘等)が10,602人で圧倒的に多く、受理人員の71.3%を占め、以下主なものとしては、第6条違反(周旋等)が2,174人(14.6%)、第11条違反(場所提供)が1,106人(7.4%)、第12条違反(管理売春)が737人(4.9%)の順となつている。その他の事犯はきわめて少なく、第10条違反(売春をさせる契約)が216人、第13条違反(資金等の提供)が18人、第7条違反(困惑等による売春)が15人、第8条違反(対償の收受等)が6人、第9条違反(前貸等)が4人で、これらを合わせても全受理人員の1.4%にとどまる。

次に本年中における売春防止法違反事件の起訴人員は、6,015人であつて、その起訴率は58.1%である。起訴の内訳は公判請求2,300人、略式命令請求3,715人となつている。また、不起訴人員は、4,338人であるが、その95%にあたる4,120人が起訴猶予処分となつている。

(2) 婦女の福祉に関係ある犯罪事件 婦女の福祉に関係ある犯罪とは、婦女に淫行をさせる行為に関係ある犯罪事件をいうが、これには、刑法犯として淫行勧誘、略取誘拐、営利誘拐、国外移送、人身売買、拐取補助、被拐取者收受があり、特別法犯として児童福祉法、職業安定法及び労働基準法の各違反がある。本年中における全国地方検察庁が受理したこの種事件の人員は、刑法犯98人、特別法犯1,002人合計1,100人で昨年に比べ87人の増となつている。その処理状況は、起訴405人、不起訴322人で起訴率は55.7%である。

(3) 売春防止法の改正問題について 第43回通常国会に一部議員から、①売春の勧誘に応じた者を罰すること、②売春の周旋に応じ又は依頼した者を処罰すること、③ひも及び管理売春に関する処罰規定を補整する、④補導処分の期間を更新することができるとすること等を内容とする売春防止法の一部を改正する法律案が提案されたが、審議未了のまま廃案となつた。

公安課

法務省組織令第19条

1. 公安事件 昭和37年の公安関係事件(違法争議行為事件を除く.)の新受人員872人に対し、本年は1,391人受理しているが、この中の650人は、安保闘争関係告訴、告発事件の検察官認知の人員であつて、本来昭和35年度に計上されるべきものである。これを差し引くと741人となり、実質的には前年に比し130人の減少を示しているといえる。この減少の主たる原因は、大衆運動関係の犯罪が、昭和37年の241人に対し、本年は86人と大幅に減少したためである。条文別に見ると、主要なものは、軽犯罪法違反204人(前年198人—以下同じ)、公安条例違反87人(73人)、傷害66人(前記の安保関係の人員を差し引いたもの、前年108人)、公務執行妨害52人(86人)、暴力行為等処罰ニ関

スル法律違反49人(84人)、道路交通法違反48人(30人)、住居侵入42人(97人)、暴行15人(38人)などで、暴行、傷害、公務執行妨害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反などの暴力犯罪は、前年に引き続き減少の傾向を示している。このように、量的にみると、暴力犯罪の発生は減少してきているのであるが、他面、7月15日に発生した河野大臣私邸放火事件、11月5日に発生した池田総理大臣殺人未遂事件、11月9日に発生した田中清玄襲撃事件、11月13日に発生した野坂議長殺人未遂事件など悪質なテロ事犯が、あいついで発生していることは注目を要するところである。

2. 労働事件

(1) 違法争議行為事件 新受人員は、1,132人で、前年(1,360人)より228人減少した。罪名別にみると、傷害330人、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反196人、住居侵入155人、威力業務妨害135人、暴行47人、名誉毀損38人、窃盗31人、侮辱30人、公務執行妨害23人、私文書毀棄15人、逮捕監禁13人、業務上横領、公文書毀棄各12人等の順となる。事件の内容をみると、大規模な違法争議は発生せず、中小企業の争議に伴う事件がその大半を占めており、特に、運輸(主としてタクシー)関係労組の争議に伴う不法事犯が依然として多発した(45人起訴)ことが注目される。

(2) 労働保護法規違反事件 新受人員は、4,211人で、前年(3,922人)に比し、289人の増加を示した。罪名別にみると、労働基準法違反が圧倒的多数を占め、2,444人であり、以下職業安定法違反846人、船員法違反846人、鉱山保安法違反822人、労働者災害補償保険法違反15人、失業保険法違反2人、労働関係調整法違反1人となつている。

参事官

法務省組織令第20条

1. 刑法の改正 制定後50余年を経過した現行刑法については、社会情勢等の推移、法律制度の変遷、刑法理論及び刑事政策思想の発展等からみて根本的に再検討する必要が生じていたので、法務省においては、すでに昭和31年10月、刑事局内に刑法改正準備会を設けて刑法の全面改正作業のため準備的検討をつづけ、昭和36年12月にその審議の結果を「改正刑法準備草案」としてその理由書とともに公表した。爾後この草案に対しては各方面から多数の賛否の意見が発表され、刑法改正に関する重要な論点が広く認識されるに至つた(昭和37年版法務年鑑117頁参照)。そこで、この機会に法制審議会において刑法の全面的改正について十分に審議を尽くすことが適当と思料されるに至つたので、昭和38年5月20日に至り、法務大臣から法制審議会に対し「刑法に全面的改正を加える必要があるか、あるとすればその要綱を示されたい。」旨の諮問(諮問第20号)をした。同審議会は、総会においてその審議のために特別の部会を設けて具体的な検討を進めることを決定したので、その委員、幹事約80数名の人選を終わり同年7月6日第一回刑事法特別部会が開催された。

同部会は、審議の方法として部会に五つの小委員会を設置し、それぞれ分担を定めて

部会審議のための準備的調査、審議に当たらせることを決定した。その結果、第一小委員会は、刑法の適用、犯罪、未遂犯、正犯及び共犯の章を、第二小委員会は、刑、刑の適用、累犯、競合犯、執行猶予、宣告猶予、仮釈放、保護観察の章を、第三小委員会は、没収、時効、刑の消滅、保安処分、期間の章を、第四小委員会は、国家法益、社会法益に関する罪の章を、第五小委員会は、個人法益に関する罪の章を、それぞれ分担することとなり、爾後昭和38年末までに各小委員会とも前後5回の会議を開いて審議検討を行なった。そして、その間12月12日に第二回の特別部会を開催して意見の調整をはかった。さらに、この作業に併行して、昭和38年10月16、17日に東京、同月23、24日に大阪で、それぞれ刑法改正研究会を開催して、法制審議会に直接参加していない学者、実務家等の意見を広く徴し、審議会の審議の参考に資し、また、これら刑法の改正作業と関連して、判決前調査制度や、刑事訴訟手続とくに量刑手続等について検討が必要となるので、これらの点についても、準備的な調査研究に当たった。

2. 暴力行為等処罰ニ関スル法律等の一部改正 昭和37年12月13日、法務大臣から法制審議会に諮問した暴力行為等処罰ニ関スル法律等の一部改正法案要綱については、同月25日の刑事法部会において第一回の審議がなされた(昭和37年版法務年鑑119頁参照)のに引き続いて、昭和38年1月14日に第二回の審議を終え、さらに同月24日の法制審議会総会において審議された結果、結局、法務大臣の諮問要綱どおりに可決された。その後この要綱に沿って法律案を作成して、昭和38年2月4日第43通常国会の衆議院に提出し、同月8日、同院法務委員会に付託され、さらに同年5月6日参議院法務委員会にも予備審査のため付託されたが、同月28日に至り、衆議院において実質的審議が開始された。しかし審議の途中において同年7月6日第43国会が閉会となつたことに伴い廃案となつた。そこで、第44回臨時国会に再提出することとして、昭和38年10月15日衆議院に提出したが、同月23日衆議院が解散されたため本法案に関する審議は全く行なわれないうまま、再度廃案となつた。法務省としては、この改正法案の重要性にかんがみ、次国会に三たび提出する方針でその準備を進めた。
3. 誘拐罪関係法規の立案 昭和38年3月、東京に発生したいわゆる吉展ちゃん誘拐事件およびその後各地に頻発した同種の事件を契機として、いわゆるみのしろ金目的の誘拐事案に対処するための立法措置を強く要望する声から社会の各方面から起こつた。刑事局においては、かねてからこの点について研究を続けていたが、このような世論にかんがみて全国の検察庁に対しこの種事犯についての報告を求めるとともに、みのしろ金誘拐の実態の把握につとめるとともに、現行法規の運用状況、諸外国の立法例、内外の学説、判例の収集など基礎的調査研究をすすめた。その結果、早急に立法措置を講ずべきであるとの結論を得たので、法制審議会刑事法特別部会において審議している刑法の全面改正作業と切り離して、みのしろ金誘拐の部分に限って刑法に一部改正を加えるべく、その法案要綱の作成にかかった。
4. 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の制定 昭和37年11月28日、最高裁判所大法廷は、関税法違反事件に関し、いわゆる第三者没収を憲法31条

29条に違反するものと判断した。(昭和37年版法務年鑑119項以下参照) 刑事局においては、それより以前から局内に「没収制度整備のための小委員会」を設け、関係部局の参加を得て、とくに第三者没収に関する手続規定の整備について検討を続けていたが、当該違憲判決によつて手続規定が整備されるまでの間、第三者没収を行ない得ない状態となつたので、緊急にこれが対策を講ずる必要が生じた。上記違憲判決によつて生じた障害を除去するためのとりあえぬの措置として標記法案を作成し、昭和38年4月1日、第43国会にこれを提案(衆議院先議)したが、同法案は衆、参両院の議を経て同年7月5日政府原案どおり可決成立し、同年7月12日法律第138号として公布され同年8月1日から施行された。この法律の骨子は、第一に、刑事事件において被告人に対する附加刑として第三者の所有物を没収する場合には、事前にその第三者に対し被告事件に参加する機会を与え、参加が許された第三者には、没収に関し、意見陳述、立証、上訴等につき原則として被告人と同一の訴訟上の権利を賦与し、かかる手続がとられない限り、没収の裁判をすることができないものと定めて事前参加の方法による第三者保護の手続を規定した。第二には、万一法律上没収することのできない物について没収の裁判が確定した場合には、自己の責めに帰することのできない理由によりその裁判の言渡し前に権利を主張することができなかつた第三者に対し、事後救済の方法として一定の要件及び手続の下に、確定裁判の没収部分の取消しを請求する権利を認めることとし、このように両者相まつて前記違憲判決の要請する趣旨に適合するよう措置を講じたものである。

(4) 矯正局

法務省設置法第3条, 8条 法務省組織令第21条~第27条の2

主な会同・協議会及びその議題

年月日	件名	協議事項	備考
38. 1. 27~28	矯正管区長協議会	1. 人事異動計画について 2. 昭和38年度予算について	
// 1. 29~30	婦人補導院長協議会	当面の補導上の諸問題について 1. 職業補導上特に留意すべき事項 2. 麻薬使用経験者に対する補導 3. 補導処分の減少傾向その他	118, 112
// 2. 21~22	矯正管区第二部長協議会	保安課, 作業課の項参照	125, 139
// 3. 7~ 8	矯正管区第三部長協議会	医療分類課, 教育課の項参照	
// 3. 19~20	矯正管区第一部長協議会	1. 昭和38年度予算執行について 2. 人事関係その他	
// 6. 19	矯正管区長協議会	1. 矯正職員志望者激減対策 2. 昭和39年度矯正関係概算要求 3. 人事の円滑化をはかる方策 4. 保安職員の優遇策 5. 職員の福祉厚生その他	
// 6. 20~21	矯正管区長・拘留所長・刑務所長・少年刑務所長会同	最近における収容者の動向にかんがみ, 管理上特に考慮すべき事項 例えば 1. 処遇困難者に対する適切な処遇方法 2. 職員の勤務意欲を高揚する方策などについて	
// 7. 2	矯正管区長協議会	1. 任用基準改正に伴う組織規程改正の問題 2. 関係諸機関との連絡 3. 処遇困難者(粗暴受刑者)の集禁について 4. 管区への訟務関係担当職員の配置について	
// 7. 3	矯正管区長・少年院長会同	最近における収容少年の特性にかんがみ矯正教育を一層有効にする具体的方策 1. 休日, 夜間における生活指導 2. 収容少年相互間の暴力事故の防止	
// 7. 4	矯正管区長・少年院長・少年鑑別所長会同	鑑別結果の活用について	
// 7. 5	矯正管区長・少年鑑別所長会同	上記矯正管区長・少年院長会同に同じ	
// 10. 24~25	矯正管区第二部長協議会	保安課, 作業課の項参照	118, 122
// 10. 29~30	矯正管区第三部長協議会	教育課の項参照	139

年月日	件名	協議事項	備考
38. 11. 13~14	婦人補導院長協議会	過去の実績にかんがみ, 婦人補導院の運営上考慮すべき事項	
// 12. 9~10	矯正管区第一部長協議会	1. 事務簡素化について 2. 職員の配置について	

総務課

法務省組織令第22条

1. 矯正職員の人事に関する事項

- (1) 職員の研修 中央矯正研修所の項(231頁)参照
- (2) 職員定員関係

矯正施設職員定員 (昭和38年12月31日現在)

施設別 官職別	監獄	少年院	少年鑑別所	婦人補導院	
事務官	269	131	118	9	法務省定員規則の一部改正により
看守長	810	-	-	-	監獄においては,
副看守長	1,186	-	-	-	法務総合研究所への組替減7人 技官へ看守を組替 117人 (作業関係技官17人, 医務関係技官100人)
看守部長	2,583	-	-	-	少年院においては教官の新規増 20人
看守	9,584	-	-	-	少年鑑別所においては技官の新規増 10人
技官	971	84	188	3	があった。
教官	106	2,004	530	54	
事務員等	1,297	476	317	9	
計	16,806	2,695	1,153	75	

(3) 職員の任用関係 昭和38年度刑務官採用試験は昭和38年10月27日(第1次試験)が行なわれたが, 試験合格者(名簿記載者)は445名である。

2. 矯正に関する法令案の作成について

- (1) 少年院及び少年鑑別所組織規程の一部改正(昭和38年3月28日法務省令第24号, 昭和38年4月1日施行) 浦和, 千葉, 静岡及び長崎の四少年鑑別所に医務課を設けた。
- (2) 警察拘禁費用償還規則の一部改正(昭和38年3月31日法務省令第34号, 昭和38年4月1日施行) 償還額が1人1日につき95円から110円に増額された。

3. 矯正施設の巡閲・監査

- (1) 巡閲 川越少年刑務所・水戸少年刑務所・京都刑務所・和歌山刑務所・福井刑務所・金沢刑務所・富山刑務所・広島刑務所・岡山刑務所・小倉刑務所・城野医療刑務所・大分刑務所・熊本刑務所・鹿児島刑務所・佐賀少年刑務所・福島刑務所・秋田刑務所

所・釧路刑務所・帯広刑務所・函館少年刑務所

- (2) 監査 千葉星華学院・八街少年院・水府学院・茨城農芸学院・浪速少年院・交野女子学院・和泉少年院・湖南学院・富山少年学院・岡山少年院・佐世保少年院・大分少年院・中津少年学院・置賜学院・北海少年院・水戸少年鑑別所・京都少年鑑別所・和歌山少年鑑別所・福井少年鑑別所・金沢少年鑑別所・富山少年鑑別所・広島少年鑑別所・岡山少年鑑別所・大分少年鑑別所・仙台少年鑑別所・秋田少年鑑別所・札幌少年鑑別所。

保安課

法務省組織令第24条

会 同 矯正管区第二部長協議会 (保安関係)

年 月 日	協 議 事 項
38. 2. 21~22	1. 昭和38年度受刑者管外移送計画について 2. 検身方法の改善について 3. 懲罰表について 4. 収容者に安全剃刀を使用させることについて 5. 当面の問題について
38. 10. 24~25	1. 情願の処理について 2. 保安の充実強化について 3. 当面の問題について

1. 矯正施設の纪律維持及び保安について

- (1) 矯正施設の保安状況は、一般的に概ね、平穩裡に推移しており、とくに顕著な動向は窺えないが、収容人員の漸減傾向にもかかわらず、行刑施設においては、職員及び同僚に対する暴行、傷害事犯数が前年とほぼ同様な発生状況を示しており、このことは暴力団体関係者等のいわゆる粗暴行為者の入所人員の増加に伴う収容者の悪質化という傾向が窺われるものと思われる。矯正施設において年間に発生した事故は、別表1のとおりで特にとりあげるような事故の発生はなかつた。
- (2) 行刑施設においては、昭和37年における自殺事故の発生件数が例年に比し若干増加の傾向がみられたことから、従来からも、自殺要注意者の早期発見とその処遇の適正化につき注意を払うよう指示していたところであるが、重ねて、その防止につき特段の注意を払うよう電信をもつて注意した(昭38.3.2電信第541~547号、昭38.5.4電信第715~721号)。
- (3) 警備体制確立のため、警備用器具の整備については常に意を用いているが、昭和38年においては、前年と同様に衣体検査に使用する金属検出機を始め非常報知器、消火ポンプ等の非常対策器具の整備に重点を置いて実施した。
- (4) 保安意識の昂揚と事故防止対策の一環として、保安表彰規則にもとづく施設の表彰

を行なっているが、昭和38年の実績は、次のとおりである。

区 分 年 次	大 臣 表 彰	矯 正 管 区 長 表 彰		計
		支 所	構 外 作 業 場	
昭和38年	6	44	15	65

2. 被収容者の拘禁及び処遇について

- (1) 矯正施設の収容人員は、前年に引き続き総体的に漸減ないし横ばいの状態にあるが(別表2、別表3)、収容人員の地域的不均衡があるので(別表4)、刑務作業運営上の点も勘案しその全体的な収容調整につとめ、行刑施設においては、昭和38年度中に別表5のとおり管外移送を実施した。
- (2) 被収容者に対するよりよき処遇制度の確立のために、多角的な調査研究を行ない、また矯正管区を経由して上申の各所の処遇細則を検討し、認可手続をとるほか、統一かつ適正な処遇につき指導監督した。

処遇関係の事務処理件数は、次表のとおりである。

区 分 年 次	情 願 の 処 理	処 遇 細 則 の 認 可	法令の解釈 及び運用上 の質疑回答	処遇に関する 注意及び 運用通達	警備に関する 注意及び 運用通達	その他	計

- (3) 死刑確定者の接見及び信書の発・受信については、統一的な取扱基準がなかつたため、各収容施設の取扱が区々にわたっている傾向も見受けられ、また、ときには一般社会通念に照らして、いかがと思われる結果を生じた事例の散見される事態もあつたことから、この点に関する監獄法の各規定の趣旨を明らかにし、その取扱基準を示した。(昭和38年3月15日矯正甲第96号)。

3. 刑務官制服の一部改正について 行刑施設に勤務する職員の着用する制服は、刑務官制服(昭和27年法務府訓令第1号)をもつて定められているところであるが、このうち、盛夏に着用する上衣、ズボン及び帽の薄銀茶色は暖色系であるため夏向きでなく、かつ、現代的感覚にそぐわないので、これを薄銀鼠色に改め、甲種外とうのラシャ地は地質が厚く非活動的なので、これをサージにし裏にキルティングをつける、また、乙種外とうのポケットに雨水の溜るのを防止するためふたをつけるよう改めることにした。(刑務官制服の一部を改正する訓令 昭和38年法務省訓令第2号)。

4. 訟務担当者の配置について 最近、収容者の権利意識からか、ことさらに施設の処置又は施設職員の職務上の行為に対し不服を申し立て、更にこれを訴訟又は告訴、告発等の方法に訴える事例が増加し、このため、これらに対する応訴事務等その処理に繁忙をきわめてきたので、この事態に対処する必要から収容者の不服申立等に関する法律的な事務等を専門的に処理する職員を訟務担当者として各矯正管区に配置し、その適正な事務処理をはかることにした(訟務担当者の配置について 昭和38年9月2日矯正甲第

796号).

5. 職員のほう賞について 職員の表彰については、法務省表彰規程（昭和28年法務省訓令第5号）に定めるところであるが、矯正施設職員については、同規程第1条に該当しないものであつても、事故の防止又は鎮圧等における、その功績を顕彰することが適切であると認められる場合も少なくないので、このような場合においては矯正管区長又は施設長が積極的にほう賞を行なうよう、そのほう賞基準を定め、矯正施設職員の士気の昂揚をはかることにした。（職員のほう賞について昭和38年11月2日矯正甲第975号）。

別表1 矯正施設事故発生状況調（件数）
（昭和38年12月31日現在）

施設別	事故										計
	逃走	火災	自殺	メテ-ル類盗死	作死	業傷	職員殺傷	同僚間殺傷	集暴	同行	
刑務所	(41) 33	5	10	(2) 1	(3) 2	72	(4) 188	-	-	(1) 38	(10) 349
少年院	(297) 152	1	2	(1) 1	2	-	11	-	-	1	(1) 170
少年鑑別所	(16) 13	-	-	-	-	-	1	-	-	1	15
婦人補導院	(11) 10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10

(注) 1. 「逃走」の欄中括弧内の数字は逃走人員を示し、「メテ-ル類盗死」、「作業死傷」、「同僚殺傷」、「その他」及び「計」欄括弧内数字は死亡人員を示す。
2. 「作業死傷」は、重大な事犯についてのみ掲げた。
3. 「職員殺傷」、「同僚間殺傷」には、刑事事件として検察官に送致又は告発の手続をとつたものについて、その件数を掲げた。

別表2 矯正施設の数及び収容状況
（昭和38年12月31日現在）

施設の種別	施設数	収容定員	収容現員
矯正管区	8	-	-
矯正研修所	9	-	-
刑務所	57	43,461	48,658
刑務支所	15	2,632	1,184
拘置所	7	5,696	5,822
拘置支所	99	4,997	3,017
少年刑務所	9	4,185	4,828
少年院	58	9,605	8,829
少年院分院	3	70	58
少年鑑別所	50	2,342	1,285
少年鑑別所分所	1	10	2
婦人補導院	3	276	120
計	319	73,274	73,803

別表3 矯正施設新収容者数累年比較（昭和38年12月31日現在）

施設別	年別						
	昭32年	昭33年	昭34年	昭35年	昭36年	昭37年	昭38年
刑務所	47,898	46,392	45,271	41,008	37,285	35,996	34,608
少年院	8,218	8,720	9,329	8,992	8,621	8,248	7,643
少年鑑別所	31,610	34,027	37,413	38,661	37,591	35,867	34,489
婦人補導院	-	96	278	408	396	331	248

(注) 新収容者とは裁判の確定等により年間あらたに施設に入所した者をいう。

別表4 矯正管区別収容比率（昭和38年12月31日現在）

施設別	管区別								
	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	全国平均
刑務所	106	117	96	86	91	86	133	96	103
少年院	102	89	78	65	89	82	154	102	92
少年鑑別所	76	47	47	34	38	49	77	69	55
婦人補導院	44	46	-	-	22	-	-	-	39

(注) 本表は各矯正管内施設収容人員の収容定員に対する割合を百分比によつて表わしたものである。

別表5 昭和38年度本省指令による管外移送人員
（昭38. 4. 1から昭39. 3. 31まで）

移送管区	移送を受けた管区								
	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	計
東京	-	-	339	-	1	619	638	292	1,889
大阪	2	-	1	316	17	8	-	476	820
名古屋	-	2	-	-	-	-	-	1	3
広島	28	9	4	-	-	31	22	1	95
福岡	3	19	-	29	-	-	-	100	151
仙台	-	-	-	-	-	-	-	-	-
札幌	3	-	-	-	-	-	1	-	4
高松	-	2	1	9	4	-	-	-	16
計	36	32	345	354	22	659	660	870	2,978

(注) 移送内訳(死刑囚を除く); らい患移送 2, 特殊教育移送 41, 保安移送 136, 技能者移送 90, 拘禁緩和・作業上移送 2,709, 計 2,978

作業課

法務省組織令第25条

会 同 矯正管区第二部長協議会 (作業関係)

年 月 日	協 議 事 項 及 び 連 絡 事 項
38. 2. 21~22	1. 昭和38年度の作業運営について 2. 昭和38年度刑務所作業費予算の配分について 3. 作業技官の配置定員の改訂について 4. 職業訓練人員の確保について 5. その他当面の諸問題について
38. 10. 24~25	1. 昭和38年度上半期作業成績の検討と下半期の運営について 2. 作業事故の防止について 3. 計算賃金額の決定について

管区作業課長協議会

38. 1. 24~25	1. 昭和38年度刑務所作業費予算の調整について 2. 経理作業につく者の人員の基準の検討について 3. 自給作業製品の品目数量品質及び自給の範囲等の検討について 4. その他当面の諸問題について
--------------	---

1. 刑務所の経費と作業収入

区 分 年 度	収 容 費	作業収入に よる償却率	作 業 費	作業収入に 対する回収率	作 業 収 入 額
	A	$\frac{C}{A} \times 100$	B	$\frac{C}{B} \times 100$	C
昭和29	2,815,131	78	964,367	210	2,027,609
30	2,972,793	68	935,400	215	2,010,706
31	3,067,090	77	1,041,443	214	2,231,537
32	2,998,754	75	1,088,446	205	2,235,080
33	2,963,869	75	1,041,429	213	2,221,801
34	3,103,194	80	1,221,467	203	2,480,394
35	2,894,981	98	1,325,739	214	2,841,560
36	2,873,343	114	1,362,059	240	3,276,286
37	2,916,131	125	1,515,358	240	3,650,707
38	3,046,575	131	1,610,406	248	3,986,413

(備考) 本表は会計年度別であり、単位は千円である。

2. 作業製品需要先別

区 分 年 度	内 訳				%		
	部内自給 (A)	官 公 需 (B)	民 需 (C)	計	A	B	C
昭和29	236,695	374,906	1,407,835	2,019,436	12	18	70
30	205,482	375,357	1,427,213	2,008,052	10	19	71
31	248,347	305,298	1,658,431	2,212,076	11	14	75
32	158,657	441,771	1,634,447	2,234,875	7	20	73
33	159,534	469,322	1,593,290	2,222,146	7	21	72
34	165,059	547,123	1,767,859	2,480,041	7	22	71
35	146,034	569,561	2,124,211	2,839,806	5	20	75
36	125,786	563,104	2,587,405	3,276,295	4	17	79
37	128,689	622,991	2,898,713	3,650,393	4	17	79
38	114,947	610,080	3,261,136	3,986,163	3	15	82

(備考) 本表は会計年度別であり、単位は千円である。

3. 職業訓練実施状況

(昭和38年度)

種 目	終 了 人 員	支 出 額	種 目	終 了 人 員	支 出 額	種 目	終 了 人 員	支 出 額
木 工	300	20,712	製 靴	228	12,759	畳 工	4	8
木工彫刻	6	76	調 理	23	19	船舶職員	18	19,239
建築大工	35	2,012	謄写印刷	37	364	家事サー ビス	56	120
塗 装	8	51	汽 罐	66	97	溶 接	30	245
活版印刷	163	6,846	理 容	86	940	電気器具 修 理	3	-
洋 服	69	1,180	美 容	13	260	椅子張	9	113
洋 裁	40	201	園 芸	8	131	剣 道 具	6	126
電 工	22	480	手 芸	11	80	鋳 造	7	454
電動機 修理	11	44	自 動 車 整 備	37	326	和 裁	13	69
自 動 車 運 転	165	891	無 線 通 信	20	130	機 械 織 布	5	-
機 械	68	5,608	経 理 事 務	7	10			
板 金	17	337	左 官	116	1,461			
農 耕	31	979	竹 細 工	4	12			
機 械 製 紙	27	6	ク リ ー ニ ン グ	40	178	計	1,809	76,568

(備考) 支出額の単位は千円である。

4. 資格又は免許取得状況

種 目	細 分	受験者数	合格者数	種 目	細 分	受験者数	合格者数
珠 算	1 級	50	7	冷凍機械主任者		2	2
	2 級	205	46	クリーニング師		42	41
	3 級	359	231	タイプ孔版		2	2
	4 級	869	627	自動車整備士	2 級ガソリンエンジン	3	2
	初 級	1	1		3 級シャシー	34	34
小 計	1,484	912	3 級ガソリンエンジン	34	34		
簿 記	1 級	16	11	小 計	71	70	
	2 級	45	35	危険物取扱主任者(乙種)	4 類	23	16
	3 級	96	61	1 類	1	1	
	4 級	4	4	小 計	24	17	
	小 計	161	111	劇毒物取扱者	乙種2等航海士	3	3
ボーイラー技士	1 級	10	6		乙種2等機関士	1	1
自動車運転	2 級	137	111	丙種船長	5	5	
	小 計	147	117	丙種航海士	3	3	
自動車運転	普通	132	106	丙種機関長	2	2	
	小 計	169	137	丙種機関士	3	3	
アセチレン溶接		22	11	小 計	17	17	
溶 接 (日本溶接協会)	1 級	1	1	ガス溶接		1	-
	2 級	5	5	建築大工	2 級	1	1
	3 級	14	13		合 計		2,312
	小 計	20	19				
無線通信	電話級無線電波用特殊無線技士	17	15				
	小 計	12	2				
美容		7	7				
理容		39	39				
電気工事士		15	11				
調理士		17	12				

医療分類課

法務省組織令第26条

会 同 矯正管区第三部長協議会 (医療分類課)

年 月 日	協 議 事 項
38. 8. 7~ 8	<ol style="list-style-type: none"> 矯正施設における麻薬関係収容者の治療処遇方策について 保健医療上留意すべき事項について <ol style="list-style-type: none"> 防 疫 診療 (特に成人病について) 分類鑑別について <ol style="list-style-type: none"> 少年簿の改正 鑑別診断基準 アジャストメント・ユニット 給食について <ol style="list-style-type: none"> 給食設備の整備, 給食の改善 小規模施設の給食 自殺防止について その他 <ol style="list-style-type: none"> 管区一括購入医薬品の改廃 分類, 医務技官の組替 その他

1. 保健医療

- 収容者の死亡数は近年の最低を示し, 自殺者数も前年に比較して半減し, 健康状態はきわめて良好である。(別表1)
- 矯正施設での伝染病の流行も, ほぼ前年並で低水準を保っている。(別表2)
- 麻薬嗜癖受刑者の諸特性や行動を医学的社会的見地から調査し, 麻薬嗜癖受刑者に対する刑事政策及び矯正治療処遇方法の樹立及び発展充実に資するため, 昭和38年5月28日(火)から6月1日(土)までの間, 横浜刑務所収容者約100名について麻薬嗜癖受刑者の総合実態調査が法務総合研究所と矯正局の共同で行なわれた。
- 少年簿の改正, 少年健康管理規程の一部改正が行なわれた。すなわち, 少年簿については, 昭和24年に様式が定められたが, その後の処遇の進歩, 鑑別技術の向上に伴い, また少年健康管理規程についても, その後医療関係職員の増加及び医療施設の充実に加え, 関係法令の改正がみられるので, 改正されたものである。
- 第10回日本矯正医学会が昭和38年4月3日, 4日の両日, 大阪福助商事KK講堂で開催され「拘禁環境における異常行動の現象と病理に関するシンポジウム」を中心に研究討議された。参加人員400名余。

なお、4月5日大阪歯科医大講堂で行なわれた日本医学会総会においては、大津矯正医学会長の特別講演「矯正医学の発達と展望」の発表があつた。また10月28日から3日間にわたり、ウィーンで第2回国際矯正医学会が開催され、日本矯正医学会からは、大津会長、山田・西田両理事が出席、盛大裡に終了した。

(6) 矯正医官修学生 この制度は、矯正施設における医官の充実に資するため、医学を専攻する大学医学部学生またはインターン生で、将来矯正施設に勤務しようとするものに対し修学資金を貸与するもので、昭和36年度から実施されている。昭和38年度矯正医官修学生は医学部一年10名、2年8名、3年12名、4年11名及びインターン生9名、合計50名である。

別表1 死亡・刑(勾留)執行停止状況

(括弧内の数字は昭和37年中の数字を示す、以下同じ)。

(イ) 部局別・月別矯正施設収容者死亡数 (昭和38年)

区 別	月 別												合 計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
刑 務 所	受 刑 者	(11) 10	(10) 10	(12) 12	(7) 4	(15) 6	(6) 7	(7) 6	(4) 8	(5) 5	(12) 11	(10) 7	(13) 9	(112) 95
	被 告 人	(1) 4	-	(4) 2	(4) -	(2) 3	(1) 1	-	-	(3) 2	(2) 2	(2) 1	(1) -	(20) 16
	刑 死 者	-	(5) 9	-	-	-	-	-	(5) 1	(7) -	(3) -	(4) -	(2) -	(26) 12
少 年 院	-	-	-	-	(1) -	-	(1) 1	-	(1) 1	-	(3) 3	-	(6) 8	
少 年 鑑 別 所	-	-	-	-	-	(1) -	-	-	-	-	-	-	(1) -	
婦 人 補 導 院	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	

(ロ) 執行停止数

(注：本表の数は衛生月表による)

区 別	月 別												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
刑 執 行 停 止	(17) 7	(9) 17	(6) 15	(4) 9	(18) 25	(9) 8	(10) 12	(14) 11	(7) 11	(10) 7	(14) 3	(24) 8	(142) 136
勾 留 執 行 停 止	(19) 14	(14) 16	(16) 12	(9) 10	(27) 9	(21) 9	(12) 23	(21) 18	(10) 11	(12) 15	(16) 24	(17) 9	(194) 170

別表2 伝染病発生状況調

施設別 病名別	刑 務 所				少 年 院				少 年 鑑 別 所			
	件数	真性患者	疑似患者	保菌者	件数	真性患者	疑似患者	保菌者	件数	真性患者	疑似患者	保菌者
赤 痢	(103) 132	(26) 22	(26) 3	(183) 271	(20) 22	(5) 2	(3) -	(98) 40	(24) 30	(4) 3	(1) -	(31) 31
腸 チ フ ス	(1)	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
パ ラ チ フ ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジ フ テ リ ア	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 児 マ ヒ	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
猩 紅 熱	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日 本 脳 炎	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-
計	(106) 133	(28) 23	(26) 3	(184) 271	(21) 22	(6) 2	(3) -	(98) 40	(25) 30	(5) 3	(1) -	(31) 31

施設別 病名別	婦 人 補 導 院				計			
	件 数	真性患者	疑似患者	保菌者	件 数	真性患者	疑似患者	保菌者
赤 痢	(1)	-	-	(1)	(148) 184	(35) 27	(30) 3	(313) 342
腸 チ フ ス	-	-	-	-	(1)	-	-	(1)
パ ラ チ フ ス	-	-	-	-	1	1	-	-
ジ フ テ リ ア	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
小 児 マ ヒ	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
猩 紅 熱	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
日 本 脳 炎	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
計	(1)	-	-	(1)	(153) 185	(39) 28	(30) 3	(314) 342

2. 分類鑑別

(1) 刑務所関係 (別表1~4参照)

- (イ) 昨年1月26日から開始した中野刑務所駐在保護観察官制度はその実績から効果が期待できるので本年は保護及び矯正両局が協議のうえ更に充実した運営を図った。このため駐在庁においては保護担当官の配置、研究協議会の開催など努力をはらった。
- (ロ) 千葉刑務所主管習志野作業場及び加古川刑務所に禁錮受刑者を集禁することになった。この両施設に收容される禁錮受刑者は主として自動車による業務上過失致死傷を犯したもので集禁してこれに適した処遇を与えることを目的としている。
- (ハ) 従来中野刑務所は東京拘置所で刑が確定したものを受送り分類を行なっていたが本年2月20日からその分類対象者を拡げ横浜、千葉、静岡の三刑務所で刑が確定したものの一部を、受入れ分類のコースにのせることになった。
- (ニ) 昨年11月麻薬関係受刑者の実態調査を行なったが本年もその後の状況を知るため、5月24日付で麻薬嗜癖受刑者の調査を行なった。
- (ホ) 分類関係職員の知識及び技術を向上するため、本年は、カウンセリングセンター主催ワークショップ、法務総合研究所主催タッパン教授セミナー「青少年犯罪者に対する調査研究とその処遇」及びウェックスラー教授セミナー「精神障害と犯罪」「心理テスト」に職員を派遣し研究させた。
- (ヘ) この他、本年度から、従来の中野刑務所のほかに各管区に分類刑務所を指定する計画が開始され、これらの施設に分類技官31名が増員された。

(2) 保護少年関係 (別表5~9参照)

- (イ) 少年簿の様式及び取扱要領については既に数年前から改正の要望があつたが本年8月31日付をもつて訓令を改正し9月1日から施行した。この改正の目的は鑑別技術の進歩を十分に鑑別及び矯正教育に生かすこと、並びに少年簿が常に身柄とともに移動し少年簿を処遇に役立てることである。
- (ロ) 少年鑑別所鑑別技官の定員が10名増員された。
- (ハ) 国家公務員心理上級職試験合格者10名を採用した。

別表1 分類級別施設数 (昭和38年12月31日現在)

種類	男子施設													女子	外国人	禁錮	合計
	成人			少年			医療			H・K	J	M	N				
級別	A	G	A・G	B	C	B・C	A・B	D	D・E					D・E・G	H	K	H・K
施設数	11	5	7	27	2	6	1	1	4	3	1	3	2	5	1	1	80

(備考) 1. この表に掲げられた施設：拘置所6(小倉を除く)、拘置支所1、刑務所57、少年刑務所9、刑務支所6、独立女区1、計80
 2. 級の内容：A(性格がおおむね正常で改善容易と思われるもの)、B(性格がおおむね準正常で改善困難と思われるもの、福岡管区のBXはそのうち意志薄弱性性格の傾向を主とするもの、同じく福岡管区のBYは偏執性性格の傾向を主とするもの)、C(成人男子中長期のもの)、D(男子少年)、E(G級のうちおおむね23歳未満で少年に準じて処遇する必要があるもの)、G(A級中の25歳未満)、H(HX：精神薄弱、HY：精神病質、HZ：精神病)、K(KX：身体疾患、KY：身体障害、KZ：老衰及び虚弱)、J(女子)、M(外国人)、N(禁錮)。

(昭和38年中分類終了者)

管 区 別 分 類 級 別 取 扱 人 員

別表2

管 区 別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	計
東 京	2,680	6,866	79	226	65	2,069	65	35	357	31	-	12,473
大 阪	1,368	4,147	106	283	295	875	94	238	433	4	44	7,887
名 古 屋	496	1,718	44	37	2	538	70	81	85	-	117	3,188
島 根	323	1,255	40	54	63	244	43	66	12	4	-	2,104
岡 山	364	3,115	159	75	125	96	316	128	192	3	-	4,987
福 岡	579	2,072	35	128	306	304	47	89	22	-	-	3,582
仙 臺	418	1,399	66	72	-	427	25	37	41	-	-	2,485
札 幌	163	670	12	24	35	109	50	43	10	-	-	1,116
高 松	6,391	21,656	541	899	891	4,662	710	717	1,152	42	161	37,822
計												

(注) Nは大阪(10月以降)、名古屋管区のみ。

別表 3

受刑者分類級別精神状況調

(昭和38年12月25日現在)

状況別	級別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	計	
人員	総正準	8,255	27,108	3,772	1,186	1,403	6,311	1,568	1,157	1,313	35	145	52,253	
		4,743	9,218	1,405	527	861	3,613	-	520	709	9	9	126	21,731
		3,054	14,544	1,863	560	453	2,272	3	549	391	20	20	15	23,724
	精神障害	458	3,346	504	99	89	426	1,565	88	213	6	6	4	6,798
		258	927	62	19	57	261	757	33	116	4	4	4	2,498
		179	2,229	405	75	28	148	492	39	89	2	2	-	3,686
	精神障害内訳	8	100	8	3	2	7	26	6	4	4	-	-	164
		13	90	29	2	2	10	290	10	4	4	-	-	450
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	百分率	総正準	57.5	34.0	37.2	44.4	61.4	57.2	-	44.9	54.0	25.7	86.9	41.6
			37.0	53.7	49.4	47.2	32.3	36.0	0.2	47.4	29.8	57.1	10.3	45.4
			5.5	12.3	13.4	8.4	6.3	6.7	99.8	7.6	16.2	17.1	2.7	13.0
		精神障害	3.1	3.4	1.6	1.6	4.1	4.1	48.3	2.9	8.8	11.4	5.7	2.7
2.2			8.2	10.7	6.3	2.0	2.3	31.4	3.4	6.8	5.7	-	-	7.0
0.1			0.4	0.2	0.3	0.1	0.1	1.7	0.5	0.3	-	-	-	0.3
精神障害内訳		0.2	0.3	0.8	0.2	0.1	0.2	18.5	0.9	0.3	0.3	-	-	0.9

別表 4

受刑者の分類級別処遇難易調

(昭和38年12月25日現在)

処遇難易別	級別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	計
処遇上問題のないもの	6,410	16,208	2,052	614	887	4,612	341	620	820	19	138	32,721	
	77.6	59.8	54.4	51.8	63.2	73.1	21.7	53.6	62.5	54.3	95.2	62.6	
問題はあるがなんとかやっつけていけるもの	1,461	6,024	890	351	377	1,088	322	389	300	13	7	11,222	
	17.7	22.2	23.6	29.6	26.9	17.2	20.5	33.6	22.8	37.1	4.8	21.5	
総計	384	4,876	830	221	139	611	905	148	193	3	3	8,310	
	4.7	18.0	22.0	18.6	9.9	9.7	57.7	12.8	14.7	8.6	-	-	15.9
集団処遇困難なもの	40	389	75	23	27	22	35	5	10	-	-	626	
	113	1,724	291	82	33	255	271	24	34	-	-	2,827	
	58	563	85	33	20	64	29	13	31	-	-	896	
	88	1,049	118	30	23	163	115	24	33	1	-	1,644	
	2	170	9	-	2	15	34	-	3	3	-	235	
	55	622	82	40	23	38	132	25	43	2	-	1,062	
	28	359	170	13	11	54	289	57	39	-	-	1,020	
	8,255	27,108	3,772	1,186	1,403	6,311	1,568	1,157	1,313	35	35	145	52,253

(注) 一欄に上段と下段のあるものは、下段は%。

別表5 少年鑑別所鑑別終了人員 (昭和38年12月31日現在)

総人員	家庭裁判所関係				依頼関係	
	自所収容者	在宅者	その他	計	保護観察所等	一般
83,127	34,714	2,940	86	37,740	2,663	42,724
(%) 100.0	41.8	3.5	0.1	45.4	3.2	51.4

別表6 鑑別少年精神状況 (昭和38年12月31日現在)

総人員	精神状況別								除外者
	正常	準正常	精神薄弱	精神病質	神経症	その他の精神障害	診断困難なもの	計	
37,740	1,201	28,727	2,508	2,064	59	294	10	34,863	2,877
(%)	3.4	82.4	7.2	5.9	0.2	0.8	0.0	100.0	

(注) 除外者とは、観護措置の取消又は変更及び他の鑑別所への移送等により、当該鑑別所で調査を実施できなかったものをいう。

別表7 少年院在院者知能指数調 (昭和38年12月25日現在)

性別	人員			百分率		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
I Q						
140以上	4	0	4	0.1	0.0	0.0
130~139	11	1	12	0.1	0.1	0.1
120~129	50	3	53	0.6	0.3	0.6
110~119	245	10	255	3.1	1.2	2.9
100~109	964	74	1,038	12.1	8.6	11.7
90~99	1,991	162	2,153	24.9	18.8	24.4
80~89	2,212	209	2,421	27.7	24.3	27.4
70~79	1,386	190	1,576	17.4	22.1	17.8
60~69	770	115	885	9.6	13.3	10.0
50~59	221	63	284	2.8	7.3	3.2
40~49	89	24	113	1.1	2.8	1.3
39以下	36	4	40	0.5	0.5	0.5
小計	7,979	855	8,834	100.0	99.3	99.9
除外者	3	6	9	0.0	0.7	0.1
総計	7,982	861	8,843	100.0	100.0	100.0

(昭和38年12月25日現在)

別表8 少年院在院者精神状況調

性別	種別	少年院在院者							合計							
		初等	中等	特別	医療	小計	初等	中等	特別	医療	小計	初等	中等	特別	医療	小計
男	数	1,493	4,372	1,495	617	7,982	263	397	46	155	861	1,761	4,769	1,541	772	8,843
	百分率	0.4	0.8	0.3	0.2	0.6	0.4	0.8	0.3	0.2	0.5	0.4	0.8	0.3	0.3	0.6
女	数	6	34	5	2	47	1	3	1	57	4	7	37	5	2	51
	百分率	82.2	81.4	78.3	31.3	77.1	80.2	76.5	63.0	36.8	0.5	81.9	81.0	77.8	32.4	6.7
男	数	1,231	3,553	1,170	422	6,153	211	304	27	193	601	1,442	3,863	1,199	250	6,754
	百分率	17.4	17.8	21.3	68.5	22.3	19.4	20.7	28.3	63.2	24.4	31.2	18.2	21.5	67.3	22.8
女	数	131	361	63	296	851	21	45	6	76	152	156	406	69	372	1,003
	百分率	110	410	242	41	803	25	32	7	11	75	135	442	249	52	878
男	数	17	7	11	6	41	1	5	1	2	18	18	12	11	8	49
	百分率	3	1	3	79	86	1	1	1	9	3	3	1	3	88	95
女	数	1	1	1	1	4	1	8	4	1	1	1	8	5	1	13
	百分率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	数	8.7	8.3	4.2	48.1	10.7	9.5	11.3	13.0	49.0	17.7	8.8	8.6	4.5	48.2	11.2
	百分率	7.3	9.3	16.2	6.6	10.0	9.5	8.1	15.3	7.1	8.7	7.7	9.3	16.2	6.7	9.9
女	数	1.2	0.2	0.7	1.0	0.5	0.4	1.3	1	1.3	0.9	1.0	0.3	0.7	1.0	0.6
	百分率	0.2	0.0	0.2	12.8	1.1	0.4	1.3	1	5.8	1.0	0.2	0.0	0.2	11.4	1.1
男	数	1	1	0.1	1	0.0	1	2.0	8.7	1	1.4	1	1	0.3	1	0.1
	百分率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 精神薄弱：おおむねIQ69以下で、明らかに精神発育が制止状態にあるもの、精神病質：人格の異常が高度であつて社会適応障害を起しやすく、矯正困難なもの、精神病：精神分裂症、進行麻痺、テンカン(精神薄弱に合併するものを除く)、躁うつ病、中毒性精神病、頭部外傷又は脳疾患による精神障害その他の器質性脳疾患、心因反応、老人性精神病、症候性精神病異常その他、神経症：心因性の疾患で不安神経症、精神衰弱、強迫神経症、反応性抑うつなどの症状を呈するもの。
2. 二つ以上の徴候を示すものは主なるものに含めてある。

性別	男				女				子				合計											
	初等	中等	特別	小計	初等	中等	特別	小計	初等	中等	特別	小計	初等	中等	特別	小計	初等	中等	特別	小計				
処遇難易別	605	1,361	421	195	2,582	91	101	3	32	227	696	1,462	424	227	2,809	32	32	227	696	1,462	424	227	2,809	
処遇上問題のないもの	40.4	31.1	28.2	31.6	32.3	34.6	25.4	6.5	20.6	26.4	39.5	30.6	27.5	29.4	31.8	6.5	6.5	20.6	39.5	30.6	27.5	29.4	31.8	
問題はあるがなんとかやっつけていけるもの	432	1,423	484	220	2,569	101	146	13	65	325	533	1,579	497	285	2,894	13	13	65	533	1,579	497	285	2,894	
かやっつけていけるもの	28.8	32.8	32.4	35.7	32.2	38.4	36.8	28.2	41.9	37.7	30.3	33.1	32.3	36.9	32.7	28.2	28.2	41.9	30.3	33.1	32.3	36.9	32.7	
総数	461	1,578	590	202	2,831	71	150	30	58	307	532	1,728	620	260	3,140	30	30	58	532	1,728	620	260	3,140	
集団処遇困難なもの	30.8	36.1	39.4	32.7	35.4	27.0	37.8	65.2	37.4	35.9	30.2	36.2	40.2	33.7	35.5	65.2	65.2	37.4	30.2	36.2	40.2	33.7	35.5	
逃走のおそれ	145	344	118	31	638	13	20	3	6	42	158	364	121	37	680	3	3	6	158	364	121	37	680	
暴行	73	361	137	24	595	10	12	3	6	31	83	373	140	30	626	10	12	3	83	373	140	30	626	
暴行傾向	56	308	131	41	536	8	28	13	6	55	64	336	140	47	591	8	28	13	64	336	140	47	591	
暴行をす	82	285	105	24	496	13	23	2	14	52	95	308	107	38	548	13	23	2	95	308	107	38	548	
性的問題のあ	30	68	16	8	122	7	16	3	6	32	37	84	19	14	154	7	16	3	37	84	19	14	154	
るもの	58	145	60	26	289	9	30	5	10	54	67	175	65	36	343	9	30	5	67	175	65	36	343	
不平・不満	17	67	23	48	155	11	21	1	10	43	28	88	24	58	198	11	21	1	28	88	24	58	198	
その他	1,498	4,372	1,495	617	7,982	263	397	46	155	861	1,761	4,769	1,541	772	8,843	46	46	155	1,761	4,769	1,541	772	8,843	
そ																								
計																								

(注) 一欄に上段と下段とあるものでは、下段は%

3. 給養改善状況

- (1) 収容者副食給与基準の引上げ 副食給与基準を引上げた。これは従来の基準量は、刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院および少年鑑別所においては昭和35年に改正されたものであり、婦人補導院においては、昭和33年に定められたものであり、いずれも当時の栄養管理能力等を勘案して決められたもので、望ましい量よりは可成り低い値で示されている。しかるにその後各施設の摂取量はこの基準量を上廻る状況にあるので、昭和38年7月に基準量を引上げることにした。
- (2) 強化精麦の採用 栄養管理上及び副食費使用の効率化をはかるため強化精麦を採用した。これによりビタミンB₁、B₂強化食品の使用の必要がなくなつたため、菜代約800万円(年間)相当の効率的使用を図ることとなつた。
- (3) パン食を給与出来るようにした。
- (4) 昭和38年度は受刑者成人1円40銭、少年受刑者、少年院在院者は1円60銭、少年鑑別所1円70銭の菜代増額をみた。

副食栄養量比較表

(イ) 刑務所、拘留所、少年刑務所

年別	栄養成分				カルシウム	ビタミン			
	総蛋白質	動物性蛋白質	脂質	熱量		A	B ₁	B ₂	C
昭和37年	43.1	19.9	17.1	641	790	3,224	1.11	1.2	127
38年	43.9	20.5	18.3	647	809	3,462	3.10	1.2	126

(ロ) 少年院

年別	栄養成分				カルシウム	ビタミン			
	総蛋白質	動物性蛋白質	脂質	熱量		A	B ₁	B ₂	C
昭和37年	47.4	23.9	18.9	679	958	4,015	1.14	1.5	143
38年	48.0	24.2	19.3	687	979	4,003	3.20	1.6	144

(ハ) 少年鑑別所

年 別	栄養成分		脂 質	熱 量	カルシ ウム	ビ タ ミ ン			
	総蛋白質	動物性 蛋白質				A	B ₁	B ₂	C
昭和37年	g	g	g	cal	mg	I.U.	mg	mg	mg
	45.3	24.5	17.4	638	957	3,895	1.17	1.7	134
38年	46.2	25.3	17.9	630	936	3,774	3.10	1.7	133

(ニ) 婦人補導院

年 別	栄養成分		脂 質	熱 量	カルシ ウム	ビ タ ミ ン			
	総蛋白質	動物性 蛋白質				A	B ₁	B ₂	C
昭和37年	g	g	g	cal	mg	I.U.	mg	mg	mg
	45.0	21.8	20.7	661	768	4,237	1.27	1.45	106
38年	45.8	22.9	21.3	667	803	4,353	2.89	1.59	108

4. 指 紋 事 務

指 紋 事 務 取 扱 件 数 最 近 10 年 比 較 表

(昭和38年)

年 次 種 別	指 紋 事 務 取 扱 件 数										前年 対する 本年比 (%)		
	昭和38年	37年	36年	35年	34年	33年	32年	31年	30年	29年		10年 平均	指紋法 実施以 降の累 計
新原紙数	14,687	14,900	15,291	16,782	18,828	18,331	21,443	21,514	22,737	19,995	18,450	1,327,339	99
廃棄原紙数	455	676	935	691	856	99,798	1,219	1,231	1,647	4,398	11,190	324,075	67
年末現在原 紙数	1,003,264	989,032	974,808	960,452	944,361	926,389	1,007,856	987,632	967,349	946,259	970,740	-	101
受刑追加人 員	26,109	27,341	29,151	31,794	34,450	35,093	36,744	38,098	37,757	34,102	33,064	1,077,536	96
対 照 数	23,240	21,145	47,210	36,768	39,785	55,575	62,325	60,137	68,305	64,060	47,855	1,035,268	110
前科発見数	13,553	14,072	20,312	19,555	22,335	21,692	24,613	24,727	27,537	24,351	21,278	448,920	96

(備考) 指紋法は、明治41年10月16日からいよいよ内地刑務所に収容された懲役受刑者について初めて施行されたが、大正6年に禁錮受刑者にも適用されるに至った。翌7年には、台湾、朝鮮の刑務所に収容された内地人受刑者、同13年には、陸海軍刑務所に収容された受刑者、また、昭和9年には、関東庁と南洋庁の刑務所に収容された内地人受刑者をも対象としてきたが、昭和20年の終戦後は、本土内の刑務所に収容された懲役又は禁錮受刑者について実施され今日に至っている。

指紋対照及び前科発見最近10年比較表

(昭和38年)

種別	年次	指紋対照及び前科発見最近10年比較表										前年に対する本年比 (%)	
		昭和38年	37年	36年	35年	34年	33年	32年	31年	30年	29年		平均
総数	指紋対照前科発見	23,240	21,145	20,210	19,367	18,785	17,555	16,325	15,660	14,305	13,478	1,035,268	110
		13,553	14,072	14,312	15,585	16,335	17,692	18,613	19,727	20,537	21,278	448,920	96
発見率 (%)		58	67	43	53	56	39	39	41	40	44	43	87
指紋対照会による発見率 (%)	指紋対照会による発見率 (%)	23,240	21,145	20,210	19,367	18,785	17,555	16,325	15,660	14,305	13,478	1,035,268	100
		13,382	13,781	14,094	15,216	16,856	18,219	19,523	20,941	22,323	23,724	425,706	97
刑務所から照会	刑務所から照会	2,224	2,480	2,561	3,001	2,747	2,889	2,977	3,729	4,278	3,810	77,998	90
		1,956	2,216	2,379	2,761	2,540	2,520	2,527	3,095	2,885	2,095	48,015	88
裁判所及び検察庁から照会	裁判所及び検察庁から照会	14,243	12,932	13,460	12,804	12,464	11,666	10,535	9,551	8,888	8,979	544,612	110
		6,842	7,032	7,861	8,896	9,145	9,923	10,129	10,992	11,758	12,274	186,051	97
警察署から照会	警察署から照会	4,337	3,588	2,282	1,875	1,924	2,322	1,755	2,284	2,919	3,071	342,387	121
		3,251	2,852	1,850	1,541	1,547	1,799	1,397	1,851	2,165	1,987	147,696	114
その他から照会	その他から照会	2,436	2,145	2,907	3,088	5,650	1,198	1,058	2,236	1,753	2,200	70,271	114
		1,333	1,681	2,004	2,018	4,624	953	888	2,044	1,664	2,083	43,944	79
指紋対照会によらない前科発見数		171	291	218	369	479	497	672	745	1,028	23,214	59	

(備考) 本表中の「その他から照会」は、主として入国管理事務所、地方更生保護委員会等からの照会である。

教育課

法務省組織令第27条

会 同 矯正管区第三部長協議会 (教育課)

年 月 日	協 議 事 項
昭38. 3. 7~8	1. 昭和38年度少年院職業補導計画について 2. その他
〃 38. 10. 29~30	1. 少年院職業補導事務規則の運用について 2. 教育関係調査表の整備について 3. 各矯正管区から提出の協議事項について 4. その他

1. 教科教育

(1) 刑務所 (教科教育被教育人員)

(昭和38年)

区 分	小 学 校			中 学 校		高 校 以 上		計
	不就学	未修	修了	未修	修了	中退	卒業	
人 員	75	279	254	496	664	126	66	1,960

(注) 松本少年刑務所に設置されている松本市立旭町中学校桐分枝卒業生は昭和38年中22名である。

(2) 少年院

(昭和38年)

区 分	課 程				計
	養護課程	小 学 校	中 学 校	高 校 以 上	
人 員	355	249	1,899	86	2,589
学 級 数	23	21	89	5	138

2. 職業教育

(1) 少年院

(昭和38年)

区 分	種 目							
	木工	機械	板 金	洋 裁	手 芸	活版印刷	謄写印刷	竹細工
実 施 庁 数	41	4	12	13	11	8	16	12
昭和38年末補導人員	726	104	241	184	285	128	151	220
補導時間	普通学科	150	170	170	110	130	135	110
	専門学科	230	280	280	190	280	290	180
実技訓練	1,420	1,350	1,350	1,500	1,390	1,350	1,425	1,510
計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

区分	種 目								計
	農耕	園芸	畜産	ラジオ	自動車	製図	その他		
実施庁数	52	27	21	7	17	2	79	322	
昭和38年末 補導人員	1,748	366	210	36	128	46	2,120	6,693	
補導時間	普通学科	130	130	130	240	180	160	-	
	専門学科	240	255	280	460	450	290	-	
	実技訓練	1,430	1,415	1,390	1,100	1,170	1,350	-	
	計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	-	

(2) 婦人補導院

(昭和38年)

区分	種 目								計
	家事	園芸	洋裁	和裁	手芸	孔版印刷	タイプライター		
実施庁数	3	3	2	3	3	1	-	15	
昭和38年末 補導人員	31	14	12	11	12	1	-	81	

(注) 上記の補導種目として、特別な事情がある者を除くすべての在院者に、施設の運営上必要な用務である炊事、清掃、看護、洗濯及び補綴を順次交代で行なわせ、指導をしている。

3. 資格又は免許の取得状況

少年院

(昭和38年)

区分	種 目								計
	珠算	自動車運転	無線通信	電気溶接士	汽罐士	電気工事士	簿記	その他	
取得人員	2,402	343	15	14	12	11	9	81	2,887

4. 通信教育受講状況

(1) 刑務所

(昭和38年4月～39年3月)

区分	種 目	社 会 通 信 教 育											学 校 通 信 教 育		計
		簿珠 記算	孔 版	自 動 車	英 語	書 道	洋 裁	ラ テ シ レ	電 気 工 事	無 線 電 波	建 築	美 術	そ の 他	中 高 学 校	
受講者	公費	488	354	380	100	60	149	196	98	34	6	20	192	-	2,077
	私費	312	37	121	274	467	107	45	53	33	31	113	51	54	1,698
終了者	公費	190	154	196	51	36	93	102	42	8	-	3	77	-	952
	私費	97	11	33	82	67	44	14	5	8	6	13	5	6	391

(注) 1. 受講者中、公費生922名、私費生1,001名が翌年度へ受講を継続した。
2. 文部大臣表彰者10名。

(2) 少年院

区分	種 目	社 会 通 信 教 育											学 校 通 信 教 育		計
		簿珠 記算	孔 版	自 動 車	英 語	書 道	洋 裁	ラ テ シ レ	電 気 工 事	無 線 電 波	建 築	美 術	そ の 他	高 校	
受講者	公費	142	362	451	60	121	139	67	88	18	12	30	94	-	1,584
	私費	3	-	14	3	-	1	-	-	-	-	-	3	-	24
終了者	公費	43	171	245	27	47	68	31	27	2	2	5	43	-	711
	私費	-	-	9	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12

(注) 受講者中、公費生617名、私費生6名が翌年度へ受講を継続した。

5. 篤志面接委員活動状況

(昭和34年版法務年鑑 168頁参照)

(1) 刑務所

(昭和38年)

委員数	種 目											計
	更生保護 関係	社会福祉 関係	教育関係	法曹関係	文芸 関係	宗教 関係	商工 関係	その他				
(昭38.12.31)	220	109	96	73	118	239	79	67				1,001
面接件数	種 目											計
	精神的 煩悶	家庭 相談	法律 相談	職業 相談	教養 趣味	宗教 相談	保護 相談	その他				
(昭38.1~12)	2,177	1,242	454	1,193	1,485	759	1,124	1,368			762	10,564

(2) 少年院

(昭和38年)

委員数	種 目											計
	更生保護 関係	社会福祉 関係	教育関係	法曹関係	文芸 関係	宗教 関係	商工 関係	その他				
(昭38.12.31)	112	88	98	5	31	124	42	57				557
面接件数	種 目											計
	精神的 煩悶	家庭 相談	法律 相談	職業 相談	教養 趣味	宗教 相談	保護 相談	その他				
(昭38.1~12)	1,453	1,184	14	1,239	922	321	247	534			393	6,307

(3) 婦人補導院

(昭和38年)

委員数	更生保護	社会福祉	教育関係	法曹関係	文芸	宗教	商工	その他	計	
	関係	関係			関係	関係	関係			
(昭38.12.31)	9	7	2	1	1	2	1	3	26	
面接件数	精神的	家庭	法律	職業	教養	趣味	宗教	保護	その他	計
	煩悶	相談	相談	相談			相談	相談		
(昭38.1~12)	158	95	28	87	17	13	56	120	44	618

6. 教育行事实施状況

(1) 刑務所

(昭和38年)

行事名	一般教化関係											
	記念行事	運動競技会	週間制度	1級集會	2級集會	討論会	輪読会	書道の会	詩歌俳句の会	生花の会	茶会の会	集団歩
実施庁数	26	65	17	68	63	12	11	14	56	8	43	34
実施回数	92	447	50	241	172	61	88	89	392	37	331	250

行事名	視聴覚関係												
	映画	幻灯	紙芝居	演劇	演芸	演奏	音鑑	楽鑑	絵鑑	画賞	特別ラジオ	施設外視聴覚	テレビ鑑賞
実施庁数	69	14	2	14	39	26	20	12	25	4	67	29	
実施回数	597	68	2	22	77	110	200	175	887	4	3,214	1,074	

(注) 施設総数は73庁である。

(2) 少年院

(昭和38年)

行事名	映画	講演	演劇	演奏	演芸	弁論(討)会	作品展	運動会
	実施庁数	61	61	49	58	56	29	47
実施回数	1,455	1,286	138	802	438	75	159	92

行事名	競技会	遠足	盆踊	社会見学	誕生会	式典	季節行事	その他
		キャンプ	フォーク	院外指導				
実施庁数	60	25	7	22	18	16	9	34
実施回数	789	107	34	274	231	130	31	981

(注) 施設総数は61庁である(分院3庁を含む。)

(3) 婦人補導院

(昭和38年)

行事名	映画	講演	演劇	演奏	演芸	弁(討)論会	作品展	運動会	社会	学	幻灯・紙芝居	その他
	実施庁数	3	3	3	3	3	1	3	3	3	2	3
実施回数	45	75	6	12	17	2	6	8	19	9	181	

(注) 施設総数は3庁である。

参事官

法務省組織令第27条の2

(法規室)

法規室についての業務実施の概況は次のとおりである。

1. 矯正に関する基本法令案の作成に関する事項

- (1) 監獄法の改正準備(改正準備の趣旨につき、昭和35年版法務年鑑166頁参照) 本年においては、昭和33年末に発足した監獄法改正準備会(構成等につき昭和33年版法務年鑑225頁参照)が、さきに作成された矯正局仮案としての『監獄法改正要綱仮草案』及び『監獄法改正要綱仮草案に基づく構想案』を中心に引き続き毎週一回審議したが、この年間においては、第104回から、第134回まで31回の会議が開催された。
- (2) 刑法の改正準備草案の検討 司法法制調査部の主管する法制審議会刑事法特別部会中、第2小委員会及び第3小委員会には、参事官及び局付検事が出席し、引き続き刑法改正に関する討議に参加している。
- (3) 少年院法等の改正問題点の検討 刑事局に設けられた少年法調査研究会には、参事官及び局付検事が引き続き出席して少年法の改正問題点とあわせ、従来の少年院法等の改正問題点を調査研究した。
- (4) その他 (イ)少年院及び少年鑑別所組織規程の一部改正を立案し、これらの施行通達の立案を行なった。(ロ)警察拘禁費用償還規則の一部改正を立案した。(117頁、矯正に関する法令案の作成について参照)。

- 2. 矯正法令の解釈・運用・調査等に関する事項 収容者が収容施設の長を被告として提起した、頭髪強制剪剃処分の違法確認請求事件、喫煙不許に基づく国家賠償請求事件、その他収容者の提起した各種訴訟につき訟務局と絶えず連絡し、資料を提供した。

- 3. 各国矯正制度に関する資料の収集、整理及び保存に関する事項 昨年に引き続き、国連その他諸国から送付された資料並びに購入外国図書雑誌を整理し、逐次従来の資料を補足するとともに、これを保存して各課の利用に供した。

(参事官室)

矯正施設には、職員の勤務体制の合理化、矯正処遇並びに機構の合理化、分類専門施設の設置、医療専門施設の拡充整備、矯正施設及び設備の整備、収容者の給養の改善、職員

研修機構の充実等、行政上の重要な課題が山積している。これら懸案の事項を総合的に調査研究し、その対策を企画立案するため、矯正局に、内部組織として参事官室が設けられ、これらの事務を専門的に担当する参事官が配置されている。業務実施の概況は次のとおりである。

1. 重要な矯正行政についての企画立案及び調査研究 (1)昨年度矯正管区長・少年院長会
同に諮った少年院特殊化案及び同じく昨年度矯正管区長・拘置所長・刑務所長・少年刑
務所長会同に諮った行刑処遇令案につき施設長の意見を検討しつつ引き続き調査研究を
行なった。(2)矯正施設の整備計画及び行刑職員の勤務体制につき引き続き調査研究を行
なった。
2. その他 (1)矯正施設便覧及び矯正関係資料を作成した。(2)矯正資料第29号「行刑法指
導要領」を刊行した。(3)中央矯正審議部会及び施設長会同に関する事務、大蔵省に対す
る予算要求(勤務体制合理化に関連しての人員要求)事務等につき総務課の事務を分担
して行なった。

(5) 保護局

法務省設置法第3条, 第9条 法務省組織令第28条~第33条

会同とその概要

年月日	件名	協議事項
38. 3. 18 ~19	地方更生保護委員会事務局 長会議	1. 審査部職員の事務処理体制について 2. 保護観察所の監督事務の適正化について 3. 質疑及び要望事項
38. 6	地方更生保護委員会及び保 護観察所総務課長会議(ブ ロック)	1. 人事関係事務の運用上の問題について 2. 保護司実費弁償金の支払事務について 3. 更生保護委託費の支払事務について 4. 質疑及び要望事項
38. 11. 5	地方更生保護委員会委員長 及び保護観察所長会同	1. 事務処理の刷新並びに能率化の具体的方 策について 2. 仮釈放審理及び保護観察において保護観 察官の機能をより一層高度に発揮させるた めの具体的方策について 3. 質疑および要望事項

総務課

法務省組織令第29条

1. 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理については常時各庁の事務処理状況の把握
につとめ、職員の配置、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達質疑に
対する回答を行なった。
2. 更生保護に関する一般企画及び法令案の作成 (1) 昭和38年3月31日法務省令第35号
をもつて「保護司実費弁償金支給規則」(昭和29年法務省令第47号)の一部を改正し、
保護司が保護観察を担当したときは担当事件1件につき1ヵ月270円以内を330円以内に
引き上げた。(2) 昭和38年4月6日法務省令第37号をもつて「更生保護委託費支弁基
準」(昭和31年法務省令第34号)の一部を改正し、更生緊急保護法(昭和25年法律第203
号)第3条第2項の規定に基づく委託によつて生ずる費用のうち、委託事務費について
は人件費の増額及び北海道についての冬期加算が認められたことによつて、その平均単
価1人1日60円を81円に、また生活保護基準の改訂に伴い宿泊費1級地1日38円を45円
に、2級地1日33円を39円に、3級地1日28円を33円に、食事付宿泊費1級地1日128
円を149円に、2級地1日119円を139円に、3級地1日110円を130円に、それぞれ単価
を引き上げた。(3) 昭和38年7月1日法務省令第58号をもつて「保護観察所組織規程」
(昭和29年法務省令第4号)の一部を改正した。これは保護観察制度の充実強化をはか

るため保護観察所の職員を従来の鹿児島県名瀬市に加えて、東京都八王子市ほか7カ所に駐在させるための位置及び所掌事務を定めたものである。

3. 保護司、更生保護会職員及び更生保護事業に従事する者の表彰については褒章条例、保護司法第13条及び更生緊急保護法第15条に規定するところによつて、下記のとおり功労者の表彰が行なわれた。

(1) 藍綬褒章 5月3日憲法記念日に下記16名が藍綬褒章を授与され5月9日本省において法務大臣から伝達、終わつて宮中に参内、陛下から御褒章を賜つた。

(東京) 秋山祐雄、(神奈川) 森久保敬次、(静岡) 井上正隆、(山梨) 秋山湛秀、(大阪) 保木本繁之助・三浦源太郎、(兵庫) 今村恒太郎、(滋賀) 濱本亀太郎、(愛知) 岩田公義、(石川) 波佐場撫華、(山口) 河野正保、(大分) 丹羽貫誠、(宮崎) 佐々木正瀬、(青森) 西村正雄、(北海道) 小島次七、(愛媛) 森千枝松、(茨城) 中井川儀兵衛(遺族追賞)。

(2) 法務大臣表彰 11月7、8日の両日東京都日比谷公会堂で開催された全国更生保護大会において、下記70名の功労者が法務大臣の表彰を受けた。(イ) 保護司(東京) 伊藤堅逸・加藤芳頼・早塚縫之助・三浦義博・中村八郎右衛門、(横浜) 下田重平・石田兵蔵、(浦和) 鈴木国香、(千葉) 藤代新七、(水戸) 並木勝司、(宇都宮) 太田貞観、(前橋) 家富偵五郎、(静岡) 系柳格道・新村季道、(甲府) 野出道憲、(長野) 岩波寛・平出固、(新潟) 山田得一・保坂善一、(大阪) 北野吉之助・香月孝道・伊藤清・乾東九郎、(京都) 田辺哲崖・坂根廣身、(神戸) 若宮義璋・田村忠治、(奈良) 安川義永、(大津) 竹嶋仙治郎、(和歌山) 久保正之助、(名古屋) 下山深明・田中いと・柴田甚蔵、(津) 加藤守、(岐阜) 安井源十郎、(福井) 小川拙應、(金沢) 葛原吉久、(富山) 梅原善苗、(広島) 沖本重一、(山口) 村上秀象、(岡山) 岩原諦雲、(鳥取) 小林文蔵、(松江) 藤原伸義、(福岡) 刀根大三・川上蒼治・中田彌三郎、(佐賀) 北村大成、(長崎) 浦田政雄、(大分) 後藤宗玄、(熊本) 積道宣、(鹿児島) 野崎流行、(宮崎) 岡田透、(仙台) 館寺奇堂、(福島) 永田実、(山形) 工藤三蔵、(盛岡) 稲田泰演、(秋田) 入江保彦、(青森) 正井軍三、(札幌) 小林米三郎・武田忠幸、(函館) 岩船銀次郎、(旭川) 水口九良平、(釧路) 小林金太郎、(高松) 和田祉朗、(徳島) 濱田朝好、(高知) 山田耕造、(松山) 上原俊道。(ロ) 更生保護会(横浜) 山上厚武、(岡山) 清田寂潤、(長崎) 村木覚一。(ハ) 多年にわたり厚生保護事業に功績があつて死亡した保護司に対する法務大臣表彰。(仙台) 五十嵐鉄五郎、(秋田) 佐藤茂登司、(浦和) 新村覚尊。

(3) 民間協力功労者に対する法務大臣感謝状 (イ) 京都府・吉川 壇^{きつかわ ひろし}は更生保護事業に協力し、多額の寄附をなした功績に対し9月15日感謝状が贈られた。(ロ) 東京都・中外製薬株式会社社長上野十蔵は、犯罪者の矯正及び更生保護活動に資するため、サトウ・ハチロー著詩集「おかあさん」2,000部を寄贈したことに対し、12月6日感謝状を贈られた。(ハ) 第13回「社会を明るくする運動」月間を機に、更生保護事業に協力し、貢献のあつた民間篤志家40名と4団体に対し感謝状が贈られた。

(4) BBS会員に対する法務大臣感謝状 7月20日法務省別館大会議室で開催の第16回全国BBS大会において功績顕著なBBS会員7名と1団体に感謝状が贈られた。

調査連絡課

法務省組織令第30条

1. 更生保護に関する調査研究及び資料の整備

- (1) 更生保護に関する研究 本年度の研究(委託)を次のとおり実施した。(イ)「良好解除事例における保護観察ケースワークの分析的研究(A)」奥田悌二郎・西尾敏男、「同研究(B)」高橋覚慧・長岡弘頼、「同研究(C)」津崎自助・大西実。(ロ)「事例研究会議(ケースカンファレンス)による保護観察ケースワークの研究(A)」小関尚志・黒川又郎・中村泰章・中沢彌七、「同研究(B)」堀川義一・大畑清武・河野弘之・江頭利夫・石田俊介・畑瀬寿。(ハ)「家庭関係調整における問題点とその方法」田村健二。
- (2) 「保護月報」の刊行 職員の資質向上及び執務の参考に供するため、保護観察に關係する訓令・通達・資料・諸会同記録・職員による調査研究・来日した海外の更生保護関係者の講演速記録等を編集の上、当局管下の各庁並びに關係各庁に配付した。刊行状況は下表の通りである。

刊号	刊行年月	頁数	型体	年刊・月刊の別	収録期間	備考
第60号	38.3	84	A 5	隔月刊	37.12.1~38.2.28	1,500部発行
61	5	84	〃	〃	38.3.1~38.4.30	〃
62	7	114	〃	〃	38.5.1~38.6.30	〃
63	9	92	〃	〃	38.7.1~38.8.31	〃
64	11	125	〃	〃	38.9.1~38.10.31	〃

(3) 「更生保護」の編集 保護司の教養訓練資料として当局の責任編集により発行されている「更生保護」を、本年度も、保護観察に関する論説、解説、事例研究、座談会その他の資料によつて編集した。刊行状況は次のとおりである。

刊号	刊行年月	頁数	型体	年刊・月刊の別	収録期間	備考
第14巻第1号	37.1	64	A5	月刊	37.12.1~37.12.31	社会を明るくする運動特集号
〃 2	2	〃	〃	〃	38.1.1~38.1.31	
〃 3	3	〃	〃	〃	38.2.1~38.2.28	
〃 4	4	〃	〃	〃	38.3.1~38.3.31	
〃 5	5	〃	〃	〃	38.4.1~38.4.30	
〃 6	6	〃	〃	〃	38.5.1~38.5.31	
〃 7	7	〃	〃	〃	38.6.1~38.6.30	
〃 8	8	〃	〃	〃	38.7.1~38.7.31	
〃 9	9	〃	〃	〃	38.8.1~38.8.31	
〃 10	10	〃	〃	〃	38.9.1~38.9.30	
〃 11	11	〃	〃	〃	38.10.1~38.10.31	
〃 12	12	〃	〃	〃	38.11.1~38.11.30	

2. 地方別保護司研修の実施 地方別保護司研修(保護司に対し、更生保護の基本理念の徹底をはかるとともに、保護観察の方法等職務を行なうために必要な知識及び技術を修得させ、もつて資質の向上と実務処理の適正を期することを目的とする。)は、実施以来今年で9回目を迎えたが、本年も日本更生保護協会、全国保護司連盟等と共催のもとに全国を10ブロックにわけて1,003名の保護司に対して行なわれた。開催状況及び研修課目等は下記のとおりである。

地方別	保護観察所別研修人員数(人)	開催地	開催月日
関東(南)	東京 35	横浜	8月15日 16日 17日
	横浜 30		
	計 80		
関東(中)	浦和 11	水戸	10月17日 18日 19日
	千葉 12		
	水戸 20		
宇都宮 10	計 53		
関東(北)	前橋 11	甲府	10月1日 2日 3日
	長野 12		
	甲府 12		
新潟 13	計 48		
近畿	大阪 28	京都	6月10日 11日 12日
	神戸 18		
	奈良 8		
	和歌山 8		
計 91			
中部	金沢 14	金沢	8月22日 23日 24日
	名古屋 22		
	岐阜 9		
	富山 8		
計 68			
中国	広島 13	山口	5月30日 31日 6月1日
	岡山 12		
	山口 18		
	鳥取 6		
計 56			
松江 7			

九州	福岡 34 大分 9 熊本 11	佐賀 8 宮崎 8 鹿児島 10	長崎 11 計 91	福岡	6月3日 4日 5日
東北	仙台 10 山形 9 秋田 9	福島 10 盛岡 8 青森 14	計 60	青森	6月20日 21日 22日
北海道	札幌 26 旭川 9	函館 8 釧路 10	計 53	札幌	6月5日 6日 7日
四国	高松 14 高知 8	徳島 7 松山 10	計 39	高松	5月23日 24日 25日
合計	639名				

(注) 上記割当研修人員のほか、任意参加者364名あり、総計1,003名である。

研修課目	担当講師
講話(管内における更生保護の現状と課題を解明する)	地方更生保護委員会講師
講義(犯罪対策としての更生保護制度)	保護局講師
ゼミナール(保護司の行なう面接について)	保護局講師 保護観察所講師
ゼミナール(施設収容者の家庭環境の調整について)	保護局講師 地方更生保護委員会講師
ケース研究	保護局
質疑応答	講師全員

3. 社会を明るくする運動

犯罪者予防更生法により、保護観察所の所掌事務として定められた犯罪予防の活動を助長する仕事は、年間を通じ行なわれているが、特に7月1カ月間は、「社会を明るくする運動」実施委員会(昭和34年版法務年鑑 179頁参照)によつて「第14回社会を明るくする運動」を全国一斉に展開し、犯罪の予防と犯罪者の更生につき、特に本年は、青少年の非行防止と保護更生を重点目標に、社会の理解を深め、協力を得ることにつとめた。本年の本運動の実施の概要は次表のとおりである。

(1) 実施委員会の設置状況

種 別	設 置 数
中央実施委員会	1
地方実施委員会	
都道府県実施委員会	50
市町村単位の実施委員会	1,085
保護区単位の実施委員会	609
その他の単位の実施委員会	214
計	1,908

(2) 行事の実施状況

(中央)

実 施 行 事	実 施 状 況
全国刑務所作業製品展示即売会の開催	6月21日～22日 都立産業会館において
名士揮毫色紙展示即売会の開催	7月1日～5日 三越デパートにおいて
宣伝カー都内行進の実施	7月19日 都内及び横浜、逗子等湘南方面
全国BBS大会の開催	7月20日 法務省大会議室において

(地方)

実 施 行 事	実 施 状 況
協議会、講演会、座談会の開催	開催 6,184回 参加延人員 545,197名
更生保護大会、ケース研究会、BBS大会の開催	開催 2,033回 参加延人員 130,368名
更生保護相談の実施	開催 517回 参加延人員 3,094名
矯正施設、更生保護会の訪問	開催 419回 参加延人員 12,918名
矯正作品展示会の開催	開催 39回 参加延人員 40,215名
NHK夏期移動相談に対する協力	開催 9回 参加延人員 42名
社会を明るくする運動民間協力者の表彰	被表彰者数 722名
矯正、更生保護事業協力功労者の表彰	被表彰者 637名
その他パレード、映画会、弁論大会等	参加延人員 501,664名

(3) 宣伝資料の作成、利用状況

資 料 種 別	作成・利用数量	資 料 種 別	作成・利用数量
ポ ス タ ー	446,090枚	映 画 フ ィ ル ム	購入 12本 借用 388本
リ ー フ レ ッ ト	2,286,350枚	幻 灯 フ ィ ル ム	153本
し お り	700,670枚	懸 垂 幕, 横 断 幕	2,284本
機 関 紙 特 集 号	110,011冊	そ の 他 (ピラ, チラシ, マッチ等)	2,370,051点
更 生 保 護 7 月 号	32,999冊		

4. 保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部改正 保護司法に基づいて定められた保護区及び保護区ごとの保護司の定数については、目下、全面的な改正作業を進めているが、昭和38年中に提出された改正申請は宇都宮保護観察所外15庁から、保護区の名称の変更4件、保護区の分割1件、保護区の区域の表示の変更13件、保護区の保護司の定数の改正42件である。本年は昭和37年7月10日の一部改正後昭和38年4月末日までに受理した改正申請のうち、市町村の廃置分合、村を町とする処分、町を市とする処分等を理由とするものを対象とし、5月24日法務省訓令第1号をもつて保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部を改正した。この改正の行なわれたのは浦和保護観察所外9庁管内の19保護区で、その内容は保護区の名称の変更1件、保護区の区域の表示の変更10件、保護区の保護司の定数の改正8件である。

5. 全国更生保護大会の開催 昭和38年は、11月7、8の2日間、東京都において皇太子、同妃両殿下御臨席のもとに保護司代表約2,000名、更生保護会関係者代表約200名が参集し開催された。大会第1日午前の式典において、とくに皇太子殿下からお言葉を賜わり、また法務大臣は更生保護事業に特に功労のあつた保護司67名および更生保護会役員3名に対して表彰を行なつた。同日午後からは5つの部会に分れ次の主題について研究協議を行なつた。〔第1部会〕青少年の犯罪乃至非行を防止するために、保護司及び保護司会は地域における関係機関団体とどのように協力し、活動することが望ましいか。〔第2部会〕保護観察の効果を高めるため、保護観察対象者との接触を、一層、緊密適切にするには、どうすればよいか。〔第3部会〕保護観察において、一層、効果的に社会資源を活用するにはどうすればよいか。〔第4部会〕更生保護会における被保護者に対して、自助の責任の自覚を高めさせるために、どのような生活指導を行なえばよいか。〔第5部会〕更生保護事業における国民参加の理想を具現するためには、どのような方策が考慮されなければならないか。

6. 更生保護会関係

(1) 更生緊急保護法(昭和25年法律第203号) 施行以来現在までに、法務大臣の認可を得て設立したもの及び法務大臣の承認を得て廃止したものの数は、次のとおりである。

(昭和25年から同38年12月まで)

区 分	設 立	廃 止	現 在 数	
			更生保護会	保護施設
直接保護事業だけを営む更生保護会	206	49	157	160
連絡助成事業だけを営む更生保護会	58	2	56	-
両事業をあわせ営む更生保護会	3	-	3	3
計	267	51	216	163

(注) 直接保護事業だけを営む更生保護会のうち、保護施設を二つ有するものは3団体である。

昭和38年1月から同年12月までの間に新たに設立を許可されたもの及び法務大臣の承認を得て廃止したものは、次のとおりである。

(イ) 設立を認可されたもの

管 内	区 分	名 称	設立認可年月日
横 浜	直接更生保護会	財団法人 川崎自立会	昭和38年4月1日

(ロ) 廃止の承認をしたもの

管 内	区 分	名 称	廃止承認年月日
札 幌	直接更生保護会	財団法人 滝川同潤会	昭和38年 3月30日
同	同	財団法人 藻岩学園	同 4月30日
宇 都 宮	同	財団法人 太平学院	同 12月14日
名 古 屋	同	財団法人 新生会	同 12月27日

なお、昭和38年末における直接保護事業を営む更生保護会の地方別分布状況は次のとおりである。

区 分	地 方 別								
	関東	近畿	中部	中国	九州	東北	北海道	四 国	計
団 体 数	60	21	16	14	20	12	11	9	163
収 容 定 員	1,487	823	564	293	473	196	226	193	4,255

(注) 団体数には保護施設数を計上した。

また、昭和38年末における直接保護事業を営む更生保護会の性別取扱の状況は次のとおりである。

区 分	性 別		男 子		女 子		男 女 同 も		計	
	団体数	収容定員	団体数	収容定員	団体数	収容定員	団体数	収容定員	団体数	収容定員
青少年のみ扱う	27	562	1	7	3	60	31	629		
成人青少年とも扱う	31	962	7	161	14	427	52	1,550		
計	130	3,449	10	191	23	615	163	4,255		

(注) 団体数には保護施設数を計上した。

(2) 昭和38年度における更生保護会関係の予算は、次のとおりである。

科 目	員 数	単 価	金 額	員 数 算 出 基 礎
更生保護委託費		円	128,818,000	
食事付宿泊費	360,168人	145.00	52,224,000	食事付宿泊人員+宿泊人員
宿 泊 費	322,182人	45.00	14,499,000	
補 導 費	682,350人	10.00	6,824,000	
委託事務費	682,350人	81.00	55,271,000	同上
更生保護会補助金			16,350,000	
事 務 費	533,000人	20.25	10,794,000	任意保護のみ
施 設 費	18,520坪	300.00	5,556,000	施設の総坪数を対象
計			145,168,000	

(3) 直接更生保護事業を営む更生保護会の昭和37年度収支決算の全国集計(151団体)は、次のとおりである。

科 目	収 入			支 出		
	金 額	%		科 目	金 額	%
補 助 金	18,303,202	5.3		事 務 費	128,817,665	37.0
御 下 賜 金	238,000	0.1		人 件 費	91,192,018	26.2
事 務 費	6,097,202	1.8		事 務 費	37,625,647	10.8

収 入			支 出		
科 目	金 額	%	科 目	金 額	%
施設費	7,341,400	2.1	収容保護費	130,661,264	37.5
公共団体	4,626,600	1.3	補導費	12,886,219	3.7
特別収入	68,662,164	19.7	賄費	91,590,284	26.3
寄付金	39,932,114	11.5	衣料費	1,724,774	0.5
会費	3,172,655	0.9	被害弁償金	360,178	0.1
助成金	25,557,395	7.3	貸与金	6,181,647	1.8
財産収入	19,295,964	5.5	その他	17,918,162	5.1
委託費	106,213,485	30.5	施設費	38,557,187	11.1
事務費	38,910,706	11.2	新営費	21,335,596	6.1
食事付宿泊費	43,336,826	12.4	改築補修費	16,580,491	4.8
宿泊費	11,670,720	3.3	その他	641,100	0.2
補導費	6,943,358	2.0	債務弁済金	21,517,904	6.2
家庭裁判所	5,351,875	1.6	繰入金	9,206,607	2.6
収納金	62,992,361	18.1	特別会計	5,677,673	1.6
繰入金	15,079,693	4.3	その他	3,528,934	1.0
特別会計	14,958,208	4.27	繰越金	19,731,394	5.6
その他	121,485	0.03			
借入金	29,257,012	8.4			
雑収入	8,557,155	2.4			
繰越金	20,130,985	5.8			
計	348,492,021	100.0	計	348,492,021	100.0

(注) 昭和37年度(昭和37年4月1日から昭和38年3月31日まで)において、更生保護会(151団体)が食事付宿泊供与及び宿泊供与の保護を行なった延人員は、国の委託に基づくもの650,415人、国の委託によらず任意に行なったもの450,560人、合計1,100,975人である(延人員は1人1日を1件として計上した)。従つて、収容者1日1人当たり所要経費は約299円である。

(4) 更生保護事業御奨励の思召しをもつて、天皇誕生日にあたり、御下賜金が優良更生保護会(145団体)に対して下賜され、また、歳末特別御下賜金が次の更生保護会に下賜された。

管内	区分	名 称
名古屋	直接保護事業	財団法人 東三更生保護会
佐賀	同上	財団法人 佐賀県恒産会
青森	同上	財団法人 青森慈晃会

(5) 更生保護会職員地方別研修の実施 更生保護会職員150名に対して、更生保護の実務に必要な基礎的知識と被保護者に対する処遇の技術を習得せしめ、その資質の向上を図るため、財団法人日本更生保護協会及び全国更生保護会連盟と共催して、全国を5ブロックに分けて実施した。実施期日および研修科目等は、次のとおりである。

ブ ロ ッ ク 別	開 催 地	実 施 年 月 日
関東ブロック	静岡 岡	昭和38年 4月11・12日
近畿・中部ブロック	名古屋 屋	4月23・24日
中国・四国ブロック	高松 松	4月18・19日
九州ブロック	長崎 崎	4月3・4日
東北・北海道ブロック	函館 館	5月8・9日

研 修 科 目	時 間	講 師
刑事政策における更生保護会の使命	2時間	保護局講師
ゼミナール 被保護者の処遇について	7時間	保護局講師 地方委員会講師 保護観察所講師
ゼミナール 事務処理の合理化について	5時間	保護局講師 地方委員会講師 保護観察所講師

観 察 課

法務省組織令第31条

昭和38年における業務の主要な目標は、仮釈放審理の適正化と保護観察の充実強化をはかることであつたが、その実施した業務のうち、おもなものは次のとおりである。

1. 仮釈放制度の適切な運営を検討するための実験 矯正処遇から更正保護への円滑な移行と仮釈放制度の適切な運営とに資するため、実験的施策として、矯正局と申し合わせのうえ、昭和37年2月からおおむね2年間の予定をもつて東京保護観察所の保護観察官1名を中野刑務所に駐在させて収容者の釈放準備等に関する業務に当たらせてきたが、その結果主として次のような成果が得られた。なおこの実験は昭和38年3月まで継続実施される。(1) 施設駐在官が、施設職員と協同して、新入時オリエンテーション、カウンセリングおよび収容者との個別面接を行なうことにより、収容者の精神的安定がはかられたこと。(2) 施設駐在官が保護観察官としての経験を活かして、収容者に対する調査、相談、助言活動によつて把握した本人の心身の状況、釈放後の生活計画及び更生上の問題点等を常時保護観察所に連絡することによつて、当該収容者に即した環境調整が行なわれたこと。(3) 施設駐在員が、来所した収容者の保護者や担当保護司と面接することにより、引受けの準備がより良くなること。(4) 施設駐在官が施設の仮釈放準

備会に出席し、あるいは地方委員会委員が行なう仮釈放審理のための収容者との面接に立会う等により、仮釈放の申請、地方委員会の審理の充実、適正化に貢献したこと。(5) 保護観察官が施設内に常駐していること、及びこれにともなう矯正、保護両機関合同の研究協議会が定期的開催されたこと等により両機関の相互理解がより一層深められたこと。

2. 保護観察の充実強化の方策を検討するための実験及びその結果の検討 保護観察の充実強化の方策を検討するための第二種実験（主任官の取扱い件数軽減による保護観察事件処理の実験）は、前年に引続き本年3月まで継続実施したが、その後引続き前年12月末をもって終了した第一種実験（保護観察官の直接担当による保護観察等事件処理の実験）とあわせて実験の結果を検討した。結論としては、いずれの実験においてもケースの把握がより徹底し、適時適切な措置がとられ従って保護観察の効果が上がったと認められるのであるが、第二種実験からは、保護観察の負担件数を1人当たりおおむね100件に軽減（参考—全国平均の保護観察官の負担件数は、昭和38年3月現在1人当たり約290件）すれば、保護司に対する連絡助言、対象者に対する必要最少限の指導監督、補導援護をなし得ることが明らかとなり、他方、第一種実験の結果によると、保護観察官が常時1人当たり50件の保護観察事件を直接担当することは、事件の難易、地理的条件、交通事情等によつて異なるとは思われるが、やや負担過重になることが明らかとなった。また、第一種・第二種実験を通して、保護観察官が直接担当することが好ましい事案、保護観察官と保護司が共同して担当することが好ましい事案、保護司に委ねてもさしつかえない事案がそれぞれ存することが明らかとなり、その意味で、対象者分類の必要性が今後の課題として残された。
3. 保護観察官の駐在にともなう事件関係事務の取扱いの特殊化 保護観察制度の充実強化をはかるため、別項（総務課の項）記載のとおり従来の名瀬市に加えて八王子市ほか7カ所に保護観察所の職員（保護観察官各1名）を駐在させて保護観察開始当初の事務その他駐在する地等の一定地域内の事件に関する事務等に従事させることになったが、これにともない、地方更生保護委員会及び保護観察所における仮釈放事務および保護観察事件関係事務等の取扱い手続の特則並びに駐在保護観察官の担当地区内の事件関係取扱い基準を定めて保護観察官駐在制度の効率的な運用と事務処理の適正を期した。
4. 交通違反少年に関する特別調査 交通違反少年に対する保護観察の運用上の諸問題を検討するために昨年7月から千葉、名古屋及び広島の本三保護観察所によつて実施した特別調査は本年9月をもって終了した。調査対象人員は92名（千葉21名、名古屋60名、広島11名）であったが、調査の結果、(1) 調査対象者の保護観察所または指定された場所への出頭状況および担当者との接触状況はきわめて良好で、(2) 保護観察の期間が経過するにつれてその成績が向上し、(3) 保護者または雇主の協力の有無は本人の保護観察成績に強い影響を及ぼしており、(4) 保護観察の期間が経過するにつれて保護観察になじもうとする態度を示す者が増加してきていること等の傾向が認められた。
5. 保護観察官が作成する調査書類の様式の統一化 保護観察官が保護観察の過程または

仮出獄取消、刑の執行猶予の取消等の手続の際作成する調査書類の様式については、これまでのところこれを統一していなかつたのであるが、調査書類の作成頻度の増加、事務の簡素化等の観点から、各庁において様式を定める例が多くなり、その様式が各庁区々にわたつているように見受けられたので、昭和38年9月9日、各庁にその実情を照会して様式統一化のための検討をはじめた。

6. 保護観察及び刑の執行終了者等の更生保護に関する実態調査
 - (1) 保護観察の充実強化の具体的方策をたてるため、全国の保護観察所に提出された7月分の保護観察成績報告書にもとづき、担当者による保護観察の実施状況、担当者と対象者との接触状況、就業状況等を調査した。
 - (2) 東京都八王子市ほか全国8カ所に設置されている駐在保護観察官の事務処理状況を調査した。
 - (3) 保護観察付執行猶予に付された者の受理時当初における状況を把握するために、昭和37年中に全国の保護観察所が検察官から判決確定通知を受理した8,519名について、(イ) 裁判所からの判決言渡通知の受理状況、(ロ) 検察官からの判決確定通知の受理状況、(ハ) 住居の届出状況、(ニ) 保護観察所等への出頭状況を調査した。
 - (4) 昭和37年中に全国の刑務所から釈放された者の保護状況および再入者の再犯時の保護状況を調査した。
 - (5) 全国22カ所に設置されている更生保護相談室の昭和37年中における保護措置状況の実態及び検察官の処分状況について調査した。
7. その他法令の解釈・運用の統一並びに仮釈放及び保護観察事件の事務処理に関する具体的な行政指導の実施
 - (1) 引致状による引致後留置された者の釈放に関する手続の適切迅速化、少年鑑別所または少年院から送付される少年簿の取扱い保管とその活用、行政不服審査法関係事務及び保護観察停止関係事務の適正化等、事件関係事務に関する手続運用の統一乃至適正化をはかるために、地方更生保護委員会及び保護観察所に対して各種運用通達が発せられたほか、(2) 各庁から仮釈放審理事件事例、保護観察付執行猶予の取消事例、保護観察中の者の重大な再犯事件等についての報告を徴し、その内容等を検討したうえ、これら事案を通して事件処理に関する具体的な行政指導を実施した。
8. 審査請求事件事務 本年中に中央更生保護審査会が取り扱った地方更生保護委員会が決定をもつてなした処分に対する審査請求事件の受理総数は、28件（旧受5件、新受23件）で、その処理状況は、既済25件（請求認容0件、請求却下2件、請求棄却22件、取下1件）、未済3件となっている。

恩 赦 課

法務省組織令第32条

1. 常時恩赦 本年中に取り扱った常時恩赦の処理状況は、第1表のとおりである。

(6) 訟務局

法務省設置法第3条,第10条 法務省組織令第34条~第41条

概況 訟務局の所掌事務の概要は、法務年鑑昭和34年版(189頁)、昭和37年版(167頁)記述のとおりである。その所掌にかかる争訟事件の昭和38年度中における処理状況は別表(1)ないし(18)のとおりである(175頁~193頁参照)。この処理状況を概観すると、総数においては対前年比横ばいであるが、その処理上最も労力と時間を要する本訴事件においては受理、既済、未済の各件数においてすべて前年を上廻る結果となつている。すなわち、対前年比について上記項目別にこれを見ると、既済は22件多く処理したに拘らず、新受理件数が50件も多くなり、未済件数においては128件(37年度増加件数100件より28件が更に増加した)の増加を示し、本訴事件の未済として翌年に繰越される件数は、総数実に2,703件の多くを数えるに至つた。このように本訴事件は将来とも連年増加すう勢にあるものといえよう。

会 同

年 月 日	件 名	事 項	備考
38. 6. 5~6	法務局訟務部長会同	訟務事務の運営上考慮すべき事項等について	
38. 10. 2~3	法務局訟務部付検事会同	重要法律問題の協議等について	

刊 行 物

書 名	巻 号	頁 数	型 体	刊 行 年 月
訟務月報	第8巻11号~12号 第9巻1号~10号	平均約150頁	A5	月 刊

特異事件 次に38年中に新たに訴訟が提起された事件(新受事件)及び同年中に判決等によつて終了した事件(既済事件)のうち特に一般の注目をひいたと思われる主な事件を若干かかげて見よう。

1. 新たに提起された事件

(1) 民事事件 (イ) 旧軍人会館返還請求事件(東京地裁昭和38年(ワ)第2,125号) 旧財団法人軍人会館を解散団体に指定し、国が同法人所有にかかるいわゆる軍人会館の建物を接収したことについて、解散団体の財産を国庫に帰属させる政令は憲法第29条及び国際法の原則に反して無効であるとして、建物の返還を求めてきた事件。(ロ) 自衛隊の発砲音の防止に関する事件(札幌地裁昭和38年(ワ)第286号事件) 申請人は、自衛隊の千歳郡恵庭町島演習場に隣接する所有地で乳牛を飼育して酪農業を営んでいるが、陸上自衛隊北部方面隊の大砲実弾射撃演習による騒音のため搾乳量の低下、牝牛の早流産など莫大な損害をうけているので、申請人の所有地に60フォンを超える騒音を及ぼす一切の行為を禁止する仮処分を求めるといふもの、目下口頭弁論が開かれている。(ハ)

中性洗剤販売の放置に関する事件(東京地裁昭和38年(ワ)第6,939号) 昭和37年9月25日食器洗滌用ライボンFの溶液を誤飲し死亡した被害者の妻子から国、ライボンFの製造業者及び日本食品衛生協会を被告として、被告等は、ライボンFは有毒なのにそれを無毒無害と表示して販売し、又はそのような販売を認めていたのは被告等の過失であるとして損害賠償を求めている事件。(ニ) 豚コレラ証明に関する事件(山口地裁昭和38年(ワ)第105号) 昭和35年に宮崎県内の市場から仔豚98頭を買つて帰つた者から、その豚に豚コレラが発病し、他の豚292頭にも被害を生じたが、これは県の都城衛生保健所が国の委任事務として家畜伝染病予防法により発行した豚コレラにかかつていない旨の証明の誤りに起因するものであるとして、損害賠償を求めている事件。(ホ) ゴルフ場設置による水害に関する事件(神戸地裁昭和38年(ワ)第753号) 砂防地区におけるゴルフ場建設工事により、昭和35年8月の大雨の際土砂が山麓に押し出たため建物、営業等について損害を受けたという者から国の委任を受けた兵庫県知事が、砂防地区にゴルフ場建設を許可したのが不法行為であるとし、競売ゴルフ、大成建設と並んで県に対し損害賠償を求めている事件。(ヘ) 道路上の落石による事故に関する事件(高知地裁昭和38年(ワ)第318号) 昭和38年6月頃高知県の須崎市辺の国道をトラックに乗り通行中、山腹斜面から大岩が自然に落下し、その直撃により死亡したという者の両親から、これは道路の管理の瑕疵によるものであるとして国に対し国家賠償法第2条に基づき損害賠償を求めている事件。(ト) 貿易調整業務の損失補填に関する事件(東京地裁昭和38年(ワ)第3,242号) 昭和29年2月以降同32年10月までの間のインドネシア貿易調整措置のため成立した財団法人インドネシア貿易協議会から国(通商産業省)との間に輸入実績証明書(この証明書をもつ者に対しインドネシア輸出が認められる。)の売買から生じた赤字を補償する旨の約束があるからということで、同協会の赤字2億3千万円相当の補償を求め、予備的に民法第715条により同額の損害の賠償を求めている事件。(チ) 北富士演習場入会権補償に関する事件(東京地裁昭和38年(ワ)第4,519号) 昭和36年12月北富士演習場に長年採草の入会権を有しているという忍草部落民から昭和36年12月国(防衛施設庁)との間に昭和35年度分の林野雑産物の補償契約が成立したが、国(防衛施設庁)がその履行をしないということで1,677万余円の補償金支払を求めている事件。(リ) 東京地方裁判所職員の不正取引に関する事件(東京地裁昭和37年(ワ)第10,641号,同38年(ワ)第575号,同第576号,同第884号,同第3,966号,同第10,790号) 東京地方裁判所事務局人事課能率係長から裁判所が職員に配給ないし購入斡旋をするのだということで注文を受け医薬品その他を納めたという者ら(4名は医薬品の卸商,1名は食料品卸商,1名は衣料商)から合計4,500万円の売掛代金の未済があるとして国に対しその代金の支払を求め、予備的に不法行為を理由に同額の賠償を求めている事件。(ル) 日赤の手形振出に関する事件(東京地裁昭和38年(ワ)第1,707号,同第2,736号,同第4,483号,同第4,655号,同第6,448号,同第6,694号) 日本赤十字社の山形・山梨・鳥取の三県支部事務局長が、日赤出入りの業者から約束手形(融通手形)を振出したが、それが不渡となつたため、右手形の現所持人等から同

社に対し合計約1億7,600万円の約束手形金の支払いを請求している事件。(ル) 労働協約の破棄を争う事件(熊本地裁昭和38年(ワ)第490号)全林野労働組合の下部組織である地方本部、分会がそれぞれ対応する営林局や営林署との間に締結した労働協約のうち、労働協約の対象外とされている管理運営事項を対象とするもの、上部協約に抵触するもの、あるいは下部機関の協約締結の権限外の事項を対象とするもの等があったので、官側において、これら違法不当の労働協約を昭和38年4月労働組合法第15条に則り90日の予告期間をおいて解約したところ、組合側から右解約は不当労働行為に該当し、解約権の濫用により無効であるとして労働協約存続確認を求めてきた事件。

(ロ) 職種の変更と労働協約に関する事件(東京地裁昭和38年(ワ)第7,210号)大蔵省印刷局において組織規程を改正して副調査主事等の役付のポストを新設したのに伴い、これら新職種の給与の格付の必要が生じ、原告全印刷局労働組合に対し給与体系に関する労働協約の改正を提案したが原告組合がこれに応じないので、これらの職に任ぜられた者に対して給与上の等級を決定発令したところ、これに対し、原告組合から右労働協約の改正をすることなく、一方的に給与上の措置をとることは組合の団結権を侵害するものであるとして、国に対して100万円の損害賠償を求めている事件。(ハ) 電話交換手の秘密漏洩による免職処分を争う事件(京都地裁昭和38年(ワ)第863号)電報電話局勤務の電話交換手が宿直勤務中110番通話を盗聴した上その通話内容を洩らしたとして、懲戒免職処分に付された。原告は、処分理由不存在を理由として右処分の無効確認を求めるとともに、新聞に「おしゃべり交換手免職」といつた見出しで大々的に報道されたため名誉を毀損されたとして日本電信電話公社に対し慰籍料20万円の支払を求めている事件。(ニ) 留置場の禁煙を違法とする事件(高知地裁昭和38年(ワ)第181号、同第197号)警察署の留置場に留置され、あるいは刑務所に勾留された被疑者から留置勾留中の禁煙を違法として、国家賠償法に基づき高知県及び国に対し慰籍料の支払を求めている事件。

(2) 行政事件 (イ) 東京都中央卸売市場足立分場の拡張工事に関する事件(東京地裁昭和38年(行)第77号)建設大臣が東京都中央卸売市場足立分場の拡張工事のため土地収用法による事業認定をしたのに対し、起業地内に土地を有する者から同人の土地を本件事業に供しなればならない適法かつ合理的な理由はないとして、事業認定の取消を求めている事件。(ロ) 藪原ダムの建設に関する事件(東京地裁昭和38年(行)第74号)利根川水系の片品川上流に多目的ダムを建設するためになされた建設大臣の土地収用法による事業認定に対し、満水予定地に土地家屋を有する者から多目的ダム法による基本計画が作られていないこと及びダムを作ることによつて下流に水が氾濫し、民家に被害を及ぼす等のおそれがあるから、ダム建設は不相当であるとして、事業認定の取消を求めている事件。(ハ) ゴミ焼却場の設置に関する事件(東京地裁昭和38年(行)第105号)建設大臣が東京都北区所在の元国鉄火力発電所の跡に、東京都のゴミ焼却場を設置するための都市計画及びゴミ焼却場の事業に関する決定をしたのに対し、その近隣に居住する百余名の者から、その設置によりそこから発生する煤煙及び有毒ガ

スのため、附近住民に容認しがたい被害を与えるとして、決定の取消を求めている事件。(ニ) 農地法第36条の売渡に関する事件(a) (横浜地裁昭和38年(行)第1号)農業委員会が、国有未墾地を耕作している者からの買受申込に対し、この土地は農地法第36条にいう農地ではないとして、知事に進達せずそのまま放置していたので、買受申込人から農業委員会を被告として、同委員会が原告の買受申込に対し何等かの処分をしないのは違法であるとして、不作為違法確認を求めている事件。(b) (東京地裁昭和38年(行)第36号)農業委員会が、自作農創設特別措置法による買収地についてもと耕作権をもっていた者からの買受申込に対し、買受申込人は自作農としては農業に精進する見込がある者に該当しないから知事に進達しない旨の通知をしたので、買受申込人から農業委員会が進達しないのは違法である。また知事が買受申込に対し何等の応答をしないことも違法であるとして、右両者を相手に不作為の違法確認を求めている事件。(ホ) 農地法第80条の売払に関する事件(a) (東京地裁昭和38年(行)第100号)自作農創設特別措置法で買収し耕作者に貸付けている土地について、旧所有者から当該土地の附近一帯は既に宅地化し、自作農創設の目的に供しないことを相当とする土地に該るとして、農林大臣に売払申請がなされたが、売払をしないので同大臣を被告として、売払をしないことの違法確認を求めている事件。(b) (東京地裁昭和35年(行)第116号)自作農創設特別措置法により未墾地買収をしたが、まだ売り渡さないで農林大臣が管理している山林について、旧所有者の相続人から開墾不適地であるとして、農林大臣に農地法第80条の認定並びに売払処分を求める申請をしたが、農林大臣が何等の措置もとらないため、第一次的に農地法第80条の認定をしたうえ売払うべしとの給付の訴を、第二次的にその義務の存在確認を、第三次に認定申請につき、第四次に売払申請につき、それぞれ許否いずれかの決定もしないのは違法であるとして、不作為の違法確認を求めている事件。(ハ) 違法闘争による免職処分を争う事件(高松地裁昭和38年(行)第4号)四国財務局において昭和37年10月に行なわれた勤務評定反対闘争に際し第一次評定者が既に評定事項を記入した勤務評定用紙を組合がとり上げたり、あるいは管理者の職務妨害となるような違法行為が行なわれた。これに対し、組合役員を懲戒免職処分に付したところ、全財務労働組合及び被処分者からその取消を求めた事件。(ロ) 学校法人の紛争に関する事件(a)名城大学に関する事件(東京地裁昭和38年(行)第86号)昭和37年7月に学校法人名城大学の紛争に関し、学校法人紛争の調停等に関する法律に基づいて同大学の理事・監事・評議員20名を紛争当事者に指定して調停手続が開始されたが、当事者間に合意が成立しないため調停委員会は昭和38年6月同法第8条に基づいてその全員の一致をもつて調停案を作成し、これを当事者に示しその受諾を勧告したが、3名の理事・評議員が受諾しないため、文部大臣は、これらの者を解職する以外には同大学の紛争を解決し、同大学の正常な管理運営を図る方法がないと認定し、同年8月、同法第10条に基づいて右3名に対し理事・評議員の地位を解職した。これに対し同法律は憲法に違反する無効な法律である等を主張して解職の無効確認を求めた事件である。なおこの外にも、同大学の

紛争に関する調停手続等を争う事件が4件提起された。(b) 千葉工業大学に関する事件(東京地裁昭和38年(行)第10号)もと学校法人千葉工業大学の理事であつた原告の調停申出にかかる同大学の紛争は、学校法人紛争の調停に関する法律第3条所定の調停開始の要件に該当しないとして学校法人紛争調停委員に調停を行なわせないこととした文部大臣の処分を求めた事件(イ) 教科書検定の不合格を争う事件(東京地裁昭和38年(行)第93号)原告会社が昭和39年度用教科書用図書として高等学校世界史第2学年用の原稿につき検定申請をしたのに対し、これを不合格とした文部大臣の決定の取消を求めた事件(ロ) 不法残留者の送還に関する事件 中共から中国油圧機器訪日代表団の通訳として来日した周鴻慶が帰国の直前ソ連大使館に亡命を企てたという事で新聞誌上にも報じられたが、その後周に対し、在留期間が経過したため不法残留として送還先を中華人民共和国とする退去強制令書を発付し、東京入国管理事務所に収容した。ところが台湾政府から周は大陸から亡命者であるから中共に送還されるべきでないという強硬な抗議もあつて、外交上の見地から送還が延び延びになつていたところ、大陸系の中国人が請求者となつて人身保護の請求がなされた(東京地裁昭和38年(人)第3号、昭和38年11月7日取下)が、ハンガーストライキによつて周の身体が衰弱したため仮放免となつて日本赤十字病院に入院したのでこの事件は取下げられた。その後日本政府としては外交上いろいろ解決に苦心してきたのであるが、結局昭和39年1月1日自費出国の許可を与え、同月9日出国した。ところが、その間台湾政府に近い関係にあると称する日本人から、周は政治亡命者であつて大陸へ強制送還されるべきでないとして退去強制令書の発付処分の取消訴訟が提起され(東京地裁昭和38年(行)第113号)。引き続き執行停止の申立がなされた(東京地裁昭和38年(行)第22号、昭和38年12月28日決定)が、執行停止の申立は申請人らに原告適格がないという理由で申立却下の決定がなされた。

(3) 税務事件 (イ) 税務署庁舎への出入禁止措置を争う事件(東京地裁昭和38年(行)第106号) 全国に組織を持つ民主商工会は、各地で税務官署の調査を妨害し、その方法は集団的で悪質なため、税務官署はその対策に苦慮しているのであるが、これに対処するための手段として藤沢税務署長が管内に組織を有する湘南商工会事務局員の庁舎への出入を禁止する旨の掲示をしたことに對し、その撤去を商工会側が求めてきた事件である。(ロ) 急行券の払戻しと通行税に関する事件(東京簡裁昭和38年(行)第691号) 急行券の通用期間が経過した後に、急行券を利用しなかつたことを理由に通行税の払戻を国に対して求められるか否かを争うものであるが、問題点は、通行税の課税要件が交通機関を利用したという事実か、あるいは、運送契約の締結という事実であるかにあると考えられる。

2. 判決等によつて終了した事件

(1) 民事事件 (イ) 補償代位と当事者間の示談に関する事件(最高裁昭和37年(行)第711号、昭和38年6月4日判決) 労災保険につき、保険給付に先だつて被災労働者と加害者との間で、加害者から被災労働者に一定の金額を支払い、被災労働者はその余の損

害賠償請求権を放棄するという趣旨の示談が成立した場合、政府の保険給付義務の有無及び保険給付をした場合に政府は加害者に対して求償権を取得するか否かが争われた事件である。判決は、被災労働者が第三者の負担する損害賠償債務を免除したときは、政府はその限度において保険給付の責を免れ、また政府がその後保険給付をしても、労働者災害補償保険法第20条第2項による法定代位権は発生しないとして国の上告を棄却した。(ロ) 外国裁判所に係属した事件(ローマ地方裁判所)昭和32年防衛庁はローマ市スタッキニー社との間にロケット弾装置等を買受ける契約を結んで前払金を支払い、オルトレポー社が債務不履行の場合の売主の前払金返還債務の保証をしたのであるところ、スタッキニー社が債務を履行しなかつたため防衛庁側はオルトレポー社を相手取つて訴を起した事件であるが、保証債務の期間が物件引渡しの期限前に満了していたため防衛庁側が敗訴した(控訴期限昭和39年5月まで)。(ハ) 羽田空港の土地に関する事件 (a) 野本治平等事件(東京地裁昭和38年(行)第2,147号、同34年(行)第1,476号、同第5,224号) 羽田国際空港の敷地約70万坪中、AB滑走路の交叉点を占める中心部約20万坪が国の所有か野本治平外1名の所有か争われた事件である。同土地部分には国と野本治平らと双方に二重の登記があり、かつ、国は終戦後昭和28年頃までの間、同土地部分を野本治平の所有地と誤信して借上げ、使用料合計約700万円を支払つてきたため本件が発生したのであるが、国の所有が認められ、同土地上の野本らの登記及びそれに附随する権利移転の仮登記等の抹消(4万坪については野本らの土地所有権は認められなかつたが、国の登記抹消請求も排斥された。)使用料の既払分の返還を命ずる判決があつた(目下双方控訴中)。(b) 藤木顕文事件(東京地裁昭和34年(行)第3,014号) 同空港の土地に関する事件であるが、国が係争地を3億6,000万円で買取る等の条件で調停が成立した。(イ) 心神喪失中の運転に係る賠償責任に関する事件(名古屋高裁昭和36年(行)第1,073号、昭和38年8月20日判決) 事案は、観光バスの運転手が運転中に突如てんかんを起してそのまま数百米進行、3名の通行人をはね飛ばしてうち2名の郵便局職員を死亡させ(刑事事件では心神喪失中の行為ということで無罪が確定)、使用者たる会社の責任の有無が問題になつた事件であるが、判決は民法第715条には触れず、会社に自動車損害賠償保障法第3条の責任を認めたものである。(ロ) 府中基地の土地買収に関する事件(東京地裁八王子支部昭和32年(行)第179号、同第324号、同37年(行)第78号、同36年(行)第95号、同第105号、同第264号、同37年(行)第104号、昭和38年1月22日判決) 戦時中(昭和19年)旧陸軍が旧陸軍燃料本部の敷地拡張のため買収し、現在駐留軍基地に使用されているが、登記未了のままになつていた土地約16,000坪について、旧地主から国に売つた覚えはないからと土地の明渡しと損害賠償を請求され、国からは係争地は買収したのであり、そうでなくとも時効取得していると所有権移転登記請求の反訴を提起したものであるが、判決では、土地売渡承諾書、登記承諾書、代金受領証等有力な証拠がないため買収の主張は排斥され、また登記も国有財産台帳の登録もされていないから国が所有の意思で占有していたものとは認められないとして時効取得の主張も排斥され、国が全面的に敗訴した。目下国から

控訴中である(東京高裁昭和38年(第)第398号,同第399号)。(イ) 虎の門公園の敷地に
関する事件(東京地裁昭和29年(ワ)第3,267号) いわゆる虎の門小公園事件といわれ、
国有地を古くから国が無償で東京都に貸付け、都が公園としていたところ、昭和24年
2月都が自動車会社に使用を許可し、これが国会で問題となり公園としての使用目的
に反する不当貸付だから一刻も早く明渡を求めべきだとの議決がなされ、国から明渡
の訴を提起したものであるが、その後国会において前の議決にかかわらず、当事者間で
国損を来さない建前の下に円満解決するのが望ましい旨の意見が表明され、それに基づ
いて昭和38年7月国から相手方会社にこの土地を売り払う、相手会社は既往の地代
相当損害金全額を支払うとの内容の和解が成立した。売却価格は約12億円であった。
(ロ) 検察官の起訴に関する事件(東京地裁昭和34年(ワ)第9,866号,昭和38年10月29日
判決)昭和29年千葉県下で発生した刑事事件(いわゆる養老事件)の二審の審理中
に、毎日新聞の千葉版に「一審の裁判長が判決前に千葉県警本部主催の会合に出席
し、捜査官と不正な談合をした」という趣旨の記事が掲載されたところ、同裁判長か
ら右記事は当該事件の担当弁護士に起因するものとして名誉毀損の告訴があり、担当
検事は捜査のうえ、その疑あるものとして起訴したが、結局証明不十分で無罪となつ
た。そのため同弁護士から右告訴、起訴はともに故意又は過失によるものとして国と
告訴人を被告として損害賠償請求の訴が提起されていたが、検事が本件記事が原告の
意思にもとづくものと判断し、また記事の主要部分が虚構の事実であると信じたこと
には過失はないとして、国勝訴の判決があり、確定した。(イ) 公職追放、告発、起訴
等に関する事件(東京地裁昭和29年(ワ)第8,299号,昭和37年12月25日判決)昭和26年
占領軍に対する破壊的指令文書を多数印刷、送付したことが団体等規正令及び占領目
的阻害行為処罰令に違反するとして、特別審査局長の告発、検察官から逮捕、捜索、
差押、勾留を受けたが、結局証拠不十分で不起訴となつた者らから、前記両法令の憲法
違反、被疑事実の虚構を基に国家公務員の告発、逮捕等の違反を主張し、並びに内閣総
理大臣が原告らを公職追放処分にしたことが憲法第14条、第44条に違反する政治的
な差別待遇であるとして国家賠償請求の訴が提起されていたが、国勝訴の判決があつ
た。その理由として第一に前記両法令の根拠たるポツダム勅令は憲法外において効力
を有するものであるから、違憲論は成り立たない。第二に被疑事実には相当の理由があ
り、逮捕等にあたつても刑事訴訟法所定の要件が具備されていたと認められる。第三
に公職追放処分は、内閣総理大臣が連合国最高司令官に直属する占領管理機関として
なした処分であり国家賠償法第1条の「公権力の行使」にあたらぬということがあ
げられている。なお、本件判決に対して原告らから控訴(東京高裁昭和38年(第)第167号)
している。(ウ) アルコール工場の廃液に関する事件(静岡地裁浜松支部昭和36年(ワ)第
145号,昭和38年5月1日判決)東京通商産業局磐田アルコール工場が河川に放流し
たアルコール廃液により斃死した鰻の養殖業者から国に対しその損害賠償請求の訴があ
り提起されていたが、事故の真因は当時原告の池の鰻にイカリ虫がつき、原告がそれを
落とすために満潮時の塩分の多い水を採り入れたところ、その塩水の管理に誤りがあ

り池の水が腐敗したためであるとして、国勝訴の判決があり、確定した。(イ) 河川工
事と漁業権に関する事件(福井地裁昭和32年(ワ)第45号,昭和38年4月26日判決)昭和
22年から昭和30年にかけて農林省が九頭竜川に土地改良法にもとづく農業用水利事業
として堰提を築造したところ、そのためにアユの漁獲が減少したと称する地元の漁業
組合から1千万円の損失賠償請求の訴が提起されていたが、組合の損失の発生、アユ
漁獲量の減少額について原告の立証がないとして国勝訴の判決があり、原告は控訴し
た。(ロ) 在外資産(カナダ関係)の補償に関する事件(東京地裁昭和35年(ワ)第801号,
昭和38年2月25日判決)第二次世界大戦の勃発とともにその在カナダ財産をカナダ政
府に接収された者らから平和条約第14条(a)²(1)の規定によつて右私有財産が国の賠
償義務に充当処分されたとして、憲法第29条第3項による補償請求の訴が提起されて
いたが、日本国民の在連合国資産喪失の原因は、連合国のその主権に基づく処分行為
にあり、平和条約第14条は形式的かつ不可抗力的なものであつて、日本国がこれによ
つて真正にその賠償義務履行のために原告らの財産を用いたものとは実質的に認めら
れないとして国勝訴の判決があつた。なお、これに対して原告は控訴(東京高裁昭和38
年(ワ)第528号)している。(ウ) 原爆投下に関する事件(東京地裁昭和30年(ワ)第2,914号
同32年(ワ)第4,177号,昭和38年12月7日判決)米国空軍の広島、長崎に対する原子爆
弾投下の被害者らから右投下は国際法違反であると同時にアメリカ国内法にも違反す
る不法行為であり、被害者たる原告らは、米国国家及びトルーマン大統領個人に対し
て国際法上及び米国内法上の損害賠償請求権を取得したところ、日本国政府は原告
らの右請求権を平和条約第19条(a)項で放棄したということで、憲法第29条第3項に
より補償請求等の訴が提起されていたが、原爆投下行為は国際法違反であり、かつア
メリカ国内法上も不法行為となることが考えられるが、国際法上も米国内法上も原
告ら個人が米国国家及びトルーマン大統領個人に対して損害賠償請求権を取得したと
は認められないとして、国勝訴の判決があり、確定した。(イ) 争議行為等による解雇を
争う事件(a)千代田丸出航拒否に関する事件(東京高裁昭和34年(ワ)第902号,昭和
38年6月24日判決)昭和31年3月日本電信電話公社が在日米軍の専用提供していた日
韓間海底ケーブル線の修理工事のため海底線布設船千代田丸に出航を命じたが、修理
現場が李ラインの内側にあつたため乗組員がその危険を理由に船長の出航命令を拒否
したので公社はその拒否指令を発した全電通本社支部の三役を公共企業体等労働関係
法第17条第1項違反として同法第18条により解雇したのに対し、解雇を無効として雇
傭関係存在確認を求めた事件である。一審判決は、千代田丸乗組員は団体交渉の妥結
前に出された出航命令に従つて李ライン内の危険な作業に赴く労働契約上の義務を有
しないから、これに応じないことは公共企業体等労働関係法に違反しないとして公社
側が敗訴した。控訴審判決は、日韓間海底ケーブル線修理工事は公社の業務に属し、
これが修理工事実施のため李ラインを越えて出航することは公社職員である千代田丸
乗組員の労働契約上の義務であり、かつ当時修理現場に出航することを拒み得る程度
の危険が存在するとは認められないから、本社支部の出航拒否指令は公共企業体等勞

働関係法第17条の業務阻害行為をそそのかし、あおる行為に該当する。よつて本件解雇は適法であるとして公社側が勝訴したが、現在上告中である。(b)電電合理化反対に関する事件(名古屋地裁昭和35年(ワ)第1,304号,昭和38年5月20日判決)事案の内容は昭和35年版法務年鑑185頁参照。原告ら3名の具体的行動について逐一事実認定をし、それが懲戒処分理由に該当するものかどうかにつき詳細に判断して、結局懲戒免職処分は妥当であるとして、公社側が勝訴した。この判決の法律上の問題点を述べると、第1は、電信電話公社と職員との間の勤務関係の法的性質は私法関係であるとした点。第2は、長時間にわたる団体交渉が違反かどうかの点について、当局側の説明及び組合との論議がほとんど出しつくして交渉再開の必要がないにも拘らず、夜の8時頃から夜中の2時頃まで多人数で局側交渉委員をとりかこみ、打切りに応ぜず、暴言ば声を放つことは、長時間にわたり相手方の身体を拘束して協議を強要するものであつて違法行為であるとした点。第3は、争議中における組合用務のための年次有給休暇請求を闘争の手段とみて許可しなかつたことは不当でないとした点。第4は、違法な組合活動についての組合役員の幹部責任について、組合執行部の決議に基づき又は組合幹部の指導の下に違法な組合活動が行なわれたときは、その決議に参加した又は指導した幹部は責任を負うべきであるとした点である。控訴中。(カ)退職か解雇かが争われた事件(東京地裁昭和34年(ワ)第9,699号,昭和38年4月23日判決)本件当時の日米間の基本労務契約によると「現在の所在地を管轄するアメリカ合衆国政府の契約担当官代理者及び日本政府の労務管理機関が現在の所在地から通常通勤できる距離外にあると決定した地域に部隊の移動が行なわれた場合には、労務者は新たな所在地に転勤する機会を与えられるものとする。転勤を希望しない労務者は、通常の退職手当と人員整理退職手当とを得て退職することができる」と定められている。本件は、右に定める通勤距離外の部隊移動が行なわれたのに伴い、渉外労務管理事務所長からの新所在地に転勤を希望するかどうかの照会に対し、200名の労務者から転勤を希望しない旨申出があつたので、これらの者に対し渉外労務管理事務所長は、人事措置通知書をもつて、右規定によつて退職することを認める旨通知するとともに、それぞれ所定の退職金を支給したところ、そのうち84名から退職することを認める旨の右通知は解雇の意思表示であるとして、国に対して解雇予告手当と労働基準法第114条による附加金の支払を求めた事件である。判決は通勤距離外の部隊移動の場合に労務者が新所在地に転勤することが不可能ないし困難となるのは通勤距離外の部隊移動を決定した使用者の帰責されるべき事由によるのであるから、部隊の現在の所在地における業務が廃止され、労務の需要がなくなるからといつて、直ちに原告らの転勤しない旨の申出を退職の意思表示と解することは不合理であつて、むしろ被告のなした人事措置通知書による退職することを認める旨の通知は、細目書IH節(人員整理)の規定によつてした即時解雇の意思表示とみるべきであると認定して、原告らの請求を認容した。控訴中。

(2) 行政事件 (イ) 砂川町基地に関する事件(東京地裁昭和35年(行)第53号,同庁同年(行)第54号,昭和38年3月28日判決)砂川町所在の立川飛行場用地の収用につい

て、内閣総理大臣から収用認定を得た東京調達局長が、東京都収用委員会の収用裁決の申請をなし、同委員会はその申請書の写を砂川町長に送付したが、同町長はその公告縦覧手続をとらなかつたので東京都知事が期限を付して執行を命じ、これにも応じなかつたので職務執行命令の裁判を求めた事案で、さきに東京地裁は職務執行命令の形式的要件のみの審査をして、東京都知事側の勝訴の判決をした(東京地裁昭和31年(行)第69号,昭和33年7月31日判決)が、上告審より実質的に職務執行命令が適法かどうかを審査すべきであるとして、一審に差し戻された(最高裁昭和33年(ワ)第776号,昭和35年6月17日判決)事件について、一審裁判所は収用の根拠となつた旧安保条約および行政協定は昭和34年12月16日最高裁大法廷判決と同一の理由により、これを無効とすることはできないから旧特別措置法は無効でない。新安保条約は内容において違憲無効であることが一見きわめて明白でないから、これを無効とすることはできず、また、手続的にも同条約は適法有効に国会の承認を受けたものと認めなければならないから無効ではなく、従つて新特別措置法は有効であるし、なお、本件口頭弁論終結後被告町長が死亡したが後任町長に承継されるとして、後任町長に対し、土地収用法第44条第2項の公告縦覧手続をとるべきことを命ずる判決をした。(ロ)旧地主と農地転用に関する事件(東京地裁昭和35年(行)第57号,昭和38年5月3日判決)自作農創設特別措置法により売渡を受けた創設地を、その売渡を受けた者が転用のため転売をしたところ、旧地主が自作農創設特別措置法に基づく農地の買収及び売渡処分は自作農の創設及び土地の農業上の利用の増進という、公共の目的達成のためになされたものであるから、その土地が農地としての適性を失い、右の目的に供しないことが確定された場合には、さきになされた買収及び売渡処分は当然効力を失い土地の所有権は旧地主に復帰するものと解すべきであるとして、国と転売を受けた者を被告として、登記の抹消を求めてきた事件について、判決は買収及び売渡処分がなされた当時は、本件の土地は自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進という公共目的達成のため、必要があつたものであるから、その後の事情の変化により農地としての適性を喪失したとしても、買収及び売渡処分は法律上当然失効するものではないとして、原告の請求を棄却した。(ハ)個人タクシー免許申請却下処分取消請求事件(東京地裁昭和36年(行)第26号,昭和38年9月18日判決)東京陸運局は昭和34年に都内のタクシーを2,800輛増車することにし、かつ新しく個人タクシーを認めることとしたが、原告は当時洋品店を経営しており、陸運局が定めた道路運送法第6条の免許基準を具体化した内部的基準にいう「本人が他業を自営している場合には転業困難でないこと」に該当せず、また原告の運転歴は6年しかなく同基準にいう「運転歴7年以上の者」に該当しないということで申請が却下されたので、原告は免許手続については行政庁において具体的に免許基準を定め、それを申請人に示して主張立証の機会を与えるべきであつたのに、それをしなかつたのは違法であり、また洋品店は申請が免許されれば何時でもやめるつもりであつたし、また原告は軍隊で自動車の運転をしており、それを合わせると運転歴は12年をこえているから、この事実誤認の点からも却下処分は

違法であるとして、却下処分の取消を求めた事件について、判決は道路運送法第6条のような抽象的な免訴基準の下において、かつ、多数者の中から一学の適格者を選ぶという場合には、事実の認定につき行政庁の独断を疑うことがいわれがたいと認められるような公正な手続がとられなければならないが、そのためには具体的な免許基準が定められるべきであり、また基準の内容が微妙かつ高度の認定を要するようなものは、その内容を予め利害関係人に告知し主張と立証の機会を与えなければ、それだけでその行政処分は不公正な手続によりなされた処分として違法性を帯びるものであるとし、本件のタクシー事業の免許の許否においては、事前に具体的な免許基準が定められたとはいえず、聴問を担当した係員も免許申請者とともに基準の内容を知らされることなく、これを知った上での主張や立証の機会を与えられなかつたのであるから、被告の却下処分は違法であるとして、原告の請求を認容している。控訴中。(東京高裁昭和38年(ワ)第2,341号) (ニ) 下笠ダムに関する事件(東京地裁昭和35年(行)第41号, 昭和38年9月17日判決) 建設大臣が筑後川総合開発に伴い松原、下笠両ダムの建設事業を行なうため、筑後川の流域である熊本県並びに大分県の一部の土地を起業地として、土地収用法第20条の事業認定をしたのに対し、起業地内に土地を所有すると称する原告等から建設大臣を被告として、右事業認定は (1) 特定多目的ダム法第4条の基本計画を欠く、(2) 土地収用法第19条、第20条各号の要件を欠くから無効であるとして、その事業認定の無効確認を予備的に、その取消を求めた事件について、判決はまず本案前の訴の利害の有無の点について、起業地内の土地の所有者は事業認定の取消又は無効確認を訴求する利益を有すると判示し、原告のうち一人については、土地所有者である証拠がないからとして訴を却下し、本案については基本計画の作成がないということは特定多目的ダム法第4条違反であるが、事業認定の適否、効力は専らそれぞれ土地収用法所定の要件を備えているかどうかで決すべきであり、第19条の関係では基本計画の未定からくる本件事業計画中の発電効果の不確定等の不備はあるけれども、それをもつてダム設置の計画そのものが違法となるとはいえず、また第20条各号の関係では計画洪水量の算定、防災効果の額、地質の点からみて、ダムサイトの選定、堆砂あるいは背砂の防除施設の計画等につき不備の点はあるが、それをもつて計画を違法あるいは無効とすることはできず、その他本件事業計画の技術的欠陥不合理性等については、その多くは技術的、合目的見地から起業者の自由裁量に親しむ余地が多分に含まれており、当不当の問題とはなつても裁量権の濫用と認める証拠がないから、事業認定に当然無効又は取り消すべきかしがあるものとは認められないとして原告の請求を棄却した。(三) バス競合路線の不免許を争う事件(東京地裁昭和36年(行)第139号, 昭和38年12月25日判決) 群馬県南部に路線を有するバス会社が、別のバス会社の既設路線がある太田草津間に競合的な路線を設置した上、直通の定期バスを走らせようとして、運輸大臣に免許の申請をしたところ、運輸大臣は、当該事業の開始が輸送需要に対し適切でなくまた公益上必要かつ適切でないとの理由でこの申請を却下したので、右バス会社が、(1) 自己の申請路線の上に直通の定期バスを走

らせる方が従来の鉄道やバスを乗り継いで行くよりも運賃、運輸時間等の面ですぐれている。(2) 本件却下処分は、自己の会社と従来から敵対関係にあるバス会社の社長であつた者が運輸大臣在任中にしたものであるから情実処分である。(3) 運輸審議会の審理手続が不公正であるとの理由をかかげ、その却下処分の取消を求めて訴を提起した事件について、判決はまずバス免許のようにその許否の判断において、行政庁の専門技術的な知識、経験ないしは公益裁量を必要とする処分については、手続的保障の観点から行政庁において恣意、独断ないし他事考慮を疑うことがいわれがたいと認められるような公正な手続をとつたことを主張、立証しなければならないとする方式によつて、司法審査を行なわなければならないとし、本件却下処分においては、(1) 運輸審議会の公聴会において、その具体的な問題に関し主張立証を尽くすよう仕向けたと認めることができず、適正手続の最少限度の要請を満たしていない、(2) その判断にあたり住民の希望や予想される輸送需要の増大等について必要な考慮が払われていない、(3) 既存業者の利益の擁護のような本来重視すべきでない事項を過大評価した疑がある、(4) 利害関係人の批判にさらされない資料に基づいてした大臣側事務当局の却下意見によつて、運輸審議会の判断を事実上不当に構成牽制した疑も否定できない、(5) 処分当時の運輸大臣は大臣就任前に原告会社と敵対関係にあるバス会社の社長として、原告の免許反対の運動を続けてきた事実があり、運輸省事務当局についても退職後大企業に入社する者が少なくなく、また大企業の申請に対する運輸省事務当局の態度をみると、大企業を偏重していることについて、原告が疑うことが客観的にいつてもつとも認められるような事情もあるから、本件却下処分は違法であり、原告は本件処分を取り消し、改めて適正な手続により申請の当否を判断すべきことを被告に求める権利があるとして、原告の請求を認容した。控訴中(東京高裁昭和38年(ワ)第3,165号)。(四) レッドパーシを争う事件(広島地裁昭和32年(行)第21号, 昭和38年5月7日判決) 専売公社の煙草工場勤務の女子工員に対する共産主義の同調者としてのいわゆるレッドパーシによる免職行為の効力が争われた事件。判決は、被告の権利失効の原則についての主張に対し、権利失効の原則とは、要するに権利者が長い間これを行使しないために、相手方においてその権利はもはや行使されないものと信頼すべき正当な理由を有するにいたつた場合において、その遅延した権利の行使が信義誠実の原則に反すると認められるというような場合にいい得ることであるとして、本件では退職金を受領した事実等、レッドパーシ後の諸事情を総合しても、いまだ原告の権利行使は信義則に反するものとはいえないと判示し、結局、共産主義の同調者であることの証明が不十分であるとして公社側が敗訴。控訴中。(五) 職務事項の発表による処分に関する事件(東京地裁昭和36年(行)第99号, 昭和38年12月23日判決) 事案の内容は昭和36年版法務年鑑168頁参照。判決は、行政管理庁行政監察局に勤務し同局主査として行政監察の職務を担当していた原告が、同局保管にかかる㊟の表示のある行政監察の結果に関する書類から取材した著書を上司の許可なく刊行したことは、国家公務員の秘密保持の義務に違反し、且つ、行政管理庁の信用を失墜せしめた行為で